

|       |              |   |
|-------|--------------|---|
| 第二十一章 | 誣告ノ罪         | 元 |
| 第二十二章 | 猥褻、姦淫及ヒ重婚ノ罪  | 元 |
| 第二十三章 | 賭博及ヒ富籤ニ關スル罪  | 四 |
| 第二十四章 | 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪 | 四 |
| 第二十五章 | 瀆職ノ罪         | 四 |
| 第二十六章 | 殺人ノ罪         | 四 |
| 第二十七章 | 傷害ノ罪         | 四 |
| 第二十八章 | 過失傷害ノ罪       | 四 |
| 第二十九章 | 墮胎ノ罪         | 四 |
| 第三十章  | 遺棄ノ罪         | 四 |
| 第三十一章 | 逮捕及ヒ監禁ノ罪     | 四 |
| 第三十二章 | 脅迫ノ罪         | 四 |
| 第三十三章 | 略取及ヒ誘拐ノ罪     | 四 |
| 第三十四章 | 名譽ニ對スル罪      | 四 |
| 第三十五章 | 信用及ヒ業務ニ對スル罪  | 四 |
| 第三十六章 | 竊盜及ヒ強盜ノ罪     | 五 |
| 第三十七章 | 詐欺及ヒ恐喝ノ罪     | 五 |
| 第三十八章 | 横領ノ罪         | 五 |

|           |          |   |
|-----------|----------|---|
| 第三十九章     | 贓物ニ關スル罪  | 五 |
| 第四十章      | 毀棄及ヒ隱匿ノ罪 | 五 |
| 刑法施行法     |          | 五 |
| ○決闘罪ニ關スル罪 |          | 五 |
| ○爆發物取締罰則  |          | 五 |
| ○警察犯處罰令   |          | 五 |

刑法目次終

刑法

法例 法例とは通則と云ふ義にして總則の中の總則なり、法例は總則中の總則なるが故に刑法全体に通して應用せらるゝものたること無論なり

刑法適用の範圍

我帝國内に在るの區別なく何人も此刑法の適用を受けざるべからず、又我國外と雖も我國の船舶内にて罪を犯したる者も又内國人外國人の差別なく本法の適用を受け處罰せらるべきものとす帝國内又は我船舶内にて犯したる罪にあらざると雖も第二條列擧の犯罪に對しては内國人外國人の區別なく本法の適用を受け又第三條に列擧の犯罪は日本臣民が犯したるとき又は日本臣民に對して犯したる外國人に對

刑法

第一編 總則

第一章 法例

第一條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス  
 帝國外ニ在ル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ  
 第二條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス  
 一 第七十三條乃至第七十六條ノ罪  
 一 第七十七條乃至第七十九條ノ罪  
 三 第八十一條乃至第八十九條ノ罪  
 四 第四百八條ノ罪及ヒ其未遂罪  
 五 第四百五十四條、第四百五十五條、第四百五十七條及ヒ第四百五十八條ノ罪  
 六 第四百六十二條及ヒ第四百六十三條ノ罪

刑法總則

法 (明治四十年四月二十四日法律第四十五號)

してのみ此刑法を適用し刑罰を科すべきものとす  
 公務員。帝國の官吏、公吏、委員等公務員に干渉する者が日本國外にて第四條に列挙する罪を犯したるときは此刑法を適用して處刑せざる、而して公務員とは如何なる者を云ふかは第七條第一項に明かにして公務所の何たるか、同條第二項に明かなり  
 外國にて裁判確定したる場合。我刑法の適用を受くべき犯罪に付き既に外國にて其國法により裁判確定したる者あるときは其者に對して最早我刑法を以て處刑すること能はざらんと云ふに然らず第五條に詳細の規定あり

- 法律變更 一 犯罪ありて其裁判確定せざる中に法の變更あり
- 七 第六十四條乃至第六十六條ノ罪及ヒ第六十四條第二項、第六十五條第二項、第六十六條第二項ノ未遂罪
  - 第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス
    - 一 第八條、第九條第一項ノ罪、第八條、第九條第一項ノ例ニ依リ處斷ス可キ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪
    - 二 第九條ノ罪
    - 三 第五十九條乃至第六十一條ノ罪
    - 四 第六十七條ノ罪及ヒ同條第二項ノ未遂罪
    - 五 第七十六條乃至第七十九條、第八十一條及ヒ第八十四條ノ罪
    - 六 第九十九條、第二百條ノ罪及ヒ其未遂罪
    - 七 第二百四條及ヒ第二百五條ノ罪
    - 八 第二百四條乃至第二百六條ノ罪
    - 九 第二百八條ノ罪及ヒ同條ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死傷ニ致シタル罪

たるとき新舊何れの法律に依るかは第六條に明かなり而して其の輕重は刑法施行法に詳細の規定あり後に之を説明せん

**刑の種類** 犯罪に對して科する刑罰には主刑及附加刑の二種あり

附加刑は同一犯罪に對し主刑と同時に科する刑罰にして本法が附加刑として定めたるは沒收の一あるのみ

主刑には死刑、有期徒刑、無期徒刑、有期禁錮、無期禁錮、罰金、拘留、科料の數種あり

罰金及科料は所謂財産刑にして其他は體刑なり、亦若し罰金又は科料を納めざる者及び納むること能はざる者に對しては體刑に換ゆること即ち換刑處分なる制の設けあり

- 十 第二百二十條及ヒ第二百二十一條ノ罪
  - 十一 第二百二十四條乃至第二百二十八條ノ罪
  - 十二 第二百三十條ノ罪
  - 十三 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至二百四十一條及ヒ第二百四十三條ノ罪
  - 十四 第二百四十六條乃至第二百五十條ノ罪
  - 十五 第二百五十三條ノ罪
  - 十六 第二百五十六條第二項ノ罪
- 帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪ヲ犯シタル外國人ニ付キ亦同シ
- 第四條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國ノ公務員ニ之ヲ適用ス
- 一 第一條ノ罪及ヒ其未遂罪
  - 二 第五十六條ノ罪
  - 三 第九十三條、第九十五條第二項、第九十七條ノ罪及ヒ第九十五條第二項ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死傷ニ致シタル罪

左に死刑以下各刑罰に付き説明せん

**死刑** 死刑は監獄内に於て首を絞め犯人を殺す刑罰なり  
死刑の言渡を受けたる者は其刑を執行する迄監獄に置かる

**懲役** 懲役とは犯人を監獄に拘留し一定の勞役に服せしむる刑なり

**懲役** 懲役には犯人を終世懲役に服せしむるものと二年あり後者は其期間は一ヶ月以上十五年以下にて其各場合に依り裁判官此期間を定む

**禁錮** 禁錮も懲役と同じく犯人を監獄に拘留するものなれ共禁錮の場合には本人の願ひに由り勞役に服せしむることあるも刑としては之を科せず

**懲役及禁錮を加重し減軽し得る範圍**

第五條 外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行為ニ付キ更ニ處罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第六條 犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ適用ス

第七條 本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ從事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ

公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ

第八條 本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニ亦之ヲ適用ス但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラス

**第二章 刑**

第九條 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ヒ科料ヲ主刑トシ沒收ヲ附加刑トス

第十條 主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期懲役トハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ超ユルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス

は第十四條に明かなり

**拘留** 拘留の何たるやは第十六條に明かなり

**罰金、科料** 罰金は通常二十圓以上二十圓以下なり而して科料は十圓以上を完納すること能はざる者に對し罰金は一日以上一年以下科料の場合は一日以上三十日以下の範圍内に於て裁判官の定めたる期間勞役場に拘留さる

罰金及科料の言渡しをなすまきには同時に其罰金科料を完納する能はるる場合に罰金科料に代へて科せらるべき拘留の期間を定めて言渡すべく又罰金科料を納めずとも罰金につきでは言渡後三十日科料につきは十日以内は犯人の承諾なければ拘留す

同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ長期又ハ多額ノ同シキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモノヲ以テ重シトス

二個以上ノ死刑又ハ長期者クハ多額及ヒ短期者クハ寡額ノ同シキ同種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム

第十一條 死刑ハ監獄内に於テ絞首シテ之ヲ執行ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマテ之ヲ監獄ニ拘留ス

第十二條 懲役ハ無期及ヒ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下トス

懲役ハ監獄ニ拘留シ定役ニ服ス

第十三條 禁錮ハ無期及ヒ有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下トス

禁錮ハ監獄ニ拘留ス

第十四條 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ルコトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二月以下ニ降スコトヲ得

第十五條 罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十圓以下ニ降スコトヲ得

第十六條 拘留ハ一日以上三十日未満トシ拘留場ニ拘留ス

るを得ず、又罰金料の一部不納の場合に如何にすべきかは第十八條六項に明かにして拘留期間内に罰金又は料金の幾分を納めたる場合のことは同條第七項に明かなり。

**没収** 没収は犯人の手より或る物を取上ぐる刑罰にして前述諸種の刑に附加して科せらるゝなり。其如何なる物が没収されるかは第十九條に限定され其例外として第二十條の規定あり。

**未決拘留** 未決拘留にあらざれども其日数は裁判官の判断により全部又は一部を本刑に算入することを得。

**期間の計算** 期間の計算方法は第二十二條に規定され其例外として第二十三條に受刑の初日刑期満了及放免の日の事は第二十四條に之を

第十七條 科料八十錢以上二十四圓未満トス  
 第十八條 罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上一年以下ノ期間之ヲ勞役場ニ留置ス  
 料料ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上三十日以下ノ期間之ヲ勞役場ニ留置ス  
 科料ヲ併科シタル場合ト雖モ留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス  
 罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ完納アルコト能ハサル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ  
 罰金ニ付テハ裁判確定後三十日以内科料ニ付テハ裁判確定後十日以内本人ノ承諾アルニ非サレハ留置ノ執行ヲ爲スコトヲ得ス  
 罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科料ノ全額ト留置日數トノ割合ニ從ヒ其金額ニ相當スル日數ヲ控除シテ之ヲ留置ス  
 留置期間内罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ殘日數ニ充ツ  
 留置一日ノ割合ニ納ムル金額ハ之ヲ納ムルコトヲ得ス  
 第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

**刑の執行猶豫** 犯罪者に刑罰を科するは其惡性を懲戒し善に向はしむるを目的とするものなり然るに時として之に刑を科するも短期のため犯人の性狀を改善すること能はざるのみならず周囲の爲めに却つて惡風に感染し益々惡に進むの恐ある場合あり故に斯る者に對しては寧ろ刑の執行を猶豫して謹慎する者には罪刑を免除するの恩典を與へて改悛を獎勵し如何にすも改悛の見込なき者に對して科刑するは却て性情改善の最良法なりとし近世各國共に刑の執行猶豫の制を設けたり我新刑法も此主義に基き第二十五條に於て刑の執行を猶豫し得べき場合を定め其改悛の見込なきとして取

一 犯罪行為ヲ組成シタル物  
 二 犯罪行為ニ供シ又ハ供セントシタル物  
 三 犯罪行為ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル物  
 沒收ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル  
 第二十條 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非サレハ沒收ヲ科スルコトヲ得ス但前條第一項第一號ニ記載シタル物ノ沒收ハ此限ニ在ラス  
 第二十一條 未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ得  
 第三章 期間計算  
 第二十二條 期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算ス  
 第二十三條 刑期ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス  
 拘禁セラレサル日數ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セス  
 第二十四條 受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日トシテ之ヲ計算ス  
 時効期間ハ初日亦同シ

消すべき場合を第二十六條に列舉せり而して執行猶豫の期間謹慎して無事に其期間を終りたる者に對しては罪刑免除なる大恩典を與ふる旨を第二十七條に規定せり

放免ハ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ

第四章 刑ノ執行猶豫

第二十五條 左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

- 一 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者
- 二 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可シ

- 一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 三 前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ

假出獄

犯人の改悛を獎勵せんが爲めに現在刑の執行中なる者に對して改悛の狀顯著なるときは其の者に對し行政上の處分を以て假に出獄せしむる事あり

如何なる者に假出獄を許すことを得るか如何なる假出獄者に對して假出獄處分を取消すべきかは第二十八條及第二十九條に詳細なる規定あり

假出場

拘留に處せられたる者又は罰金科料を完納すること能はざるに依り留置せられたる者は其性狀によりて何時にても行政處分を以て假に出獄を許すことを得

第二十七條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其效力ヲ失フ

第五章 假出獄

第二十八條 懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改悛ノ狀アルトキハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

第二十九條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ假出獄ノ處分ヲ取消スコトヲ得

- 一 假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 三 假出獄前他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ爲ス可キトキ
- 四 假出獄取締規則ニ違背シタルトキ

假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セス

第三十條 拘留ニ處セラレタル者ハ情狀ニ因リ何時ニテモ行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出場ヲ許スコトヲ得

罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサルニ因リ留置セラレタル者亦同シ

### 第六章 時効

時効トハ刑の言渡しを受けたる

犯人が判決確定後一定の期間刑を執行されざるに依り其期間満了に因り刑の執行免除を受くるを云ふ即ち舊刑法の期滿免除に當る、其期間に付きては第三十二條に各場合に分て之を定めたり

時効の停止及中斷の原因につきは第三十三條及第三十四條に明かり

- 一 死刑ハ三十年
  - 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ハ二十年
  - 三 有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五年、三年以上ハ十年、三年未満ハ五年
  - 四 罰金ハ三年
  - 五 拘留、科料及ヒ沒收ハ一年
- 第三十三條 時効ハ法令ニ依リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セス
- 第三十四條 時効ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中斷ス
- 罰金、科料及ヒ沒收ノ時効ハ執行行為ヲ爲シタルニ因リ之ヲ中斷ス

權利行為 法律命令又は正當の業務上の行為は刑法上通常犯罪となす

正當防衛 人の行為に依る不正の侵害が火急にして其侵害を防ぐに普通の手段をなすの迫りなき場合には其自己又は他人の權利を防衛する爲め已を得ざる行為は罪とならず

然れ共防衛の程度を超へたる行為は所謂火急防衛行為に非ざるが故に罪となる只此場合には刑の輕減又は免除することを得るのみ

緊急なる状態が物より生じたる場合、これ第三十七條の規定する所なり其程度を超へたる場合は如何と云ふに第三十七條但書に明かにして特別の職務ある者は例外也

犯意無き場合 罪を犯すときに自己が罪とあるべき行為を爲すと云ふ認識なき場合は罪とならず

### 第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免

第三十五條 法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲シタル行為ハ之ヲ罰セス

第三十六條 急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル爲メ己ムコトヲ得サルニ出タル行為ハ之ヲ罰セス

防衛ノ程度ヲ超エタル行為ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十七條 自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル現在ノ危険ヲ避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限り之ヲ罰セス但其程度ヲ超エタル行為ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セス

刑法 總則

然れども過失即ち不注意にて其事實を認識せざる場合及刑罰法令を知らざるの故を以て犯意なしと云ふことを得ず。又罪の重き地位に在ることな知らずして犯したるときは普通の場合と同じく刑を科せらる。罪を犯す意なき行為にても特に罰すべき規定ある場合は特別なり。

**不具者** 心神喪失の常態にある者の行為は罰すべきにあらず。又心神耗弱者即ち常人より心神の發育不完全なる者若くは老弱者の如きは知覚不足なるが故に刑を減輕するを得。瘡癩者の行為も同様なり。

**幼者** 十四才未満の幼者は知覚なき者として其行為を罰せず。

**自首減輕** 自首に因る刑の減輕は第四十二條に於て規定せらる。

**未遂罪** 罪となるべき行為の一部又は爲め其結果を生ぜざりし時は未遂罪と爲す。未遂罪に付特別規定あり。未遂罪は各犯罪に付特別規定あり。

予減輕スルコトヲ得

第三十九條 心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セス

心神耗弱者ノ行為ハ其刑ヲ減輕ス

第四十條 瘡癩者ノ行為ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

第四十一條 十四歳ニ滿タサル者ノ行為ハ之ヲ罰セス

第四十二條 罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

告訴ヲ待テ論ス可キ罪ニ付キ告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同キ

**第八章 未遂罪**

第四十三條 犯罪ノ實行ニ著手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得但自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第四十四條 未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

**第九章 併合罪**

第四十五條 確定裁判ヲ經サル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ止メ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪ト併合罪トス

は其刑を減輕することを得。但し結果の發生に至らしめざりし場合は中止犯と爲す。第四十二條

**併合罪** 對し一箇の刑罰を科するを云ふ。併合罪は對し數罪を併合して之を對し一箇の刑罰を科するを云ふ。併合罪は對し數罪を併合して之を對し一箇の刑罰を科するを云ふ。併合罪は對し數罪を併合して之を對し一箇の刑罰を科するを云ふ。

併合罪の處分は併合罪中の一罪の刑を科せず。併合罪中の一罪の刑を科せず。併合罪中の一罪の刑を科せず。

然れども死刑につきは沒收、無期刑の懲役又は禁錮は併科する。有期刑の懲役又は禁錮は併科する。有期刑の懲役又は禁錮は併科する。

併科する原則是併合罪中に死刑に當る罪ある場合は併科すべきものな金と罰金とは之を併科すべきものな

第四十六條 併合罪中其一罪ニ付キ死刑ニ處ス可キトキハ他ノ刑ヲ科セス但沒收ハ此限ニ在ラズ

其罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キトキ亦他ノ刑ヲ科セス但罰金料及ヒ沒收ハ此限ニ在ラズ

第四十七條 併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キ罪アルトキハ其最重キ罪ニ付キ定タル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノヲ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ヲ合算シタルモノニ超ユルコトヲ得ス

第四十八條 罰金ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條第一項ノ場合ハ此限ニ在ラズ

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス

第四十九條 併合罪中重キ罪ニ沒收ナシト雖モ他ノ罪ニ沒收アルトキハ之ヲ附加スルコトヲ得

二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科ス

第五十條 併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト未タ裁判ヲ經サル罪トアルトキハ更ニ裁判ヲ經サル罪ニ付キ處斷ス

れども各罪に付きて定めたる罰金額を合計したる額を超過することを得ざるは勿論なり而して拘留又は科料の額は第五十三條に没収の処分法は第四十九條に明りなり

併合罪中の一罪につき既に裁判を経たる爲め數罪を合して一と爲し之を刑を宣告するも能はざる場合は別々に之が處分をなすの外途なし(五〇條)以上如く裁判ありたるときは執行するに如何規定すべきかは第五十一條の委に規定する所なり

併合罪の一罪に付き大赦ありたる場合併合罪の大赦は公訴権を消滅せしむると同時に刑の増減を來す故に併合罪中の一が大赦を受けたる場合は併合罪に變動を生ずるは當然なり之れ第五十二條の規定ある所以なり

併合罪以上併合罪の場合に屬する場合は併合罪ありたる場合なるも此場合は然らず第五十四條に掲げられたる如き場合は併合罪の例によらず其中

第五十一條 併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ併セテ之ヲ執行ス但死刑・執行ス可キトキハ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セズ無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ執行ス可キトキハ罰金・科料及ヒ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セズ有期ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノニ超ニルコトヲ得ス

第五十二條 併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル場合ニ於テハ特大赦ヲ受ケサル罪ニ付キ刑ヲ定ム

第五十三條 拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條ノ場合ハ此限ニ在ラス

二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

第五十四條 一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ又ハ犯罪ノ手段若クハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸レルトキハ其最モ重キ刑ヲ以テ處斷ス

第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第五十五條 連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸レルトキハ一罪トシテ之ヲ處斷ス

の最も重きものに對する刑を以て處斷す

連續犯 行爲は數個あるも其行爲に一罪として連續し而も同一の罪名に屬する場合は行爲の數によらず一罪として處斷すべし

累犯 累犯とは罪を犯し其確定判決を受けたる後又更に罪を犯したる場合を云ふ再犯三犯以下總て累犯也

累犯は併合罪と異り更に裁判して刑に處す、累犯なるか故に刑を加重さるゝ場合と然らざる場合とありて刑法は其の加重せらるゝ者に對しては特別に累犯と云ふ語を用ふ

累犯として刑を加重すべき場合は第五十六條第五十八條及び第五十九條に定められ第五十七條に加重し得べき範圍を規定せり

第五十六條 懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キトキハ之ヲ再犯トス

懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレタル者其執行ノ免除アリタル日ヨリ又ハ減刑ニ因リ懲役ニ減輕セラレ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除アリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キトキ亦同シ

併合罪ニ付キ處斷セラレタル者其併合罪中懲役ニ處ス可キ罪アリタルトキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニ處セラレタルモノト看做ス

第五十七條 再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下トス

第五十八條 裁判確定後再犯者タルコトヲ發見シタルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ加重ス可キ刑ヲ定ム

懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後發見セラレタル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第十章 累犯



第五十九條 三犯以上ノ者ト雖モ仍再犯ノ例ニ同シ

共犯

數人共同して同行爲を爲し罪を犯したるときは之を共犯と云ふ  
共同行爲の結果各人別々の罪名に觸るも共犯たるに差支なし共同正犯者は結果對し全責任を負ふ其爲の多少は論ずる所にあらず特別の身分あるか爲り或行爲が犯罪となる場台に之に加工したる者は身分なくとも共犯者として罰せらる  
身分より刑に輕重ある場合に共犯者が身分を有せざれば其身分なきものは通常の刑に處せらる  
教唆犯。教唆とは他人をそのかして犯罪の實行を爲さしむるを云ふ  
教唆者は正犯者と同様に處分さる  
從犯。從犯とは他人の犯罪行爲を容易ならしむ爲めに補助するを云ふ從犯の教唆も從犯とす

第十一章 共犯

第六十條 二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス

第六十一條 人ヲ教唆シテ犯罪ヲ實行セシメタル者ハ正犯ニ準ス

教唆者ヲ教唆シタル者亦同シ

第六十二條 正犯ヲ幫助シタル者ハ從犯トス

從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス

第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

第六十四條 拘留又ハ科料ノミニ處ス可キ罪ノ教唆者及ヒ從犯ハ特別ノ規定アルニ非サルハ之ヲ罰セス

第六十五條 犯人ノ身分ニ因リ構成ス可キ犯罪行爲ニ加功シタルトキハ其身分ナキ者ト雖モ仍ホ共犯トス

身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス

第十二章 酌量減輕

第六十六條 犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

中には心算すべき事情の下に罪を犯す場合あり斯る者にも普通の場合と同一に準ずれば酷に失益なきのみならず却て其弊を生ずるをなし得ず之第七條及第六十八條に酌量減輕の制を設けたる以なり

加減例

法律又は酌量減輕等により刑ヲ加重シ又ハ減輕すべき場合に如何なる程度如何なる順序に因るべきかは豫め法律を以て定めざるべからず  
之れ第六十八條以下の規定の生じたる所以にして、第六十八條は各刑罰の種類に因り減輕すべき程度を例示す而して第六十九條には減輕すべき場合に各本條に二個以上の刑名あるときは先づ其罪に對して科すべき刑を定め然る後に其刑を減輕すべきものとし減輕の結果自由刑即ち身體に科する刑に一日に滿たぬ端數を生じ

第六十七條 法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ酌量減輕ヲ爲スコトヲ得

第十三章 加減例

第六十八條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ一個又ハ數個ノ原由アルトキハ左ノ例ニ依ル

一 死刑ヲ減輕ス可キトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若クハ禁錮トス

二 無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス

三 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減ス

四 罰金ヲ減輕ス可キトキハ其金額ノ二分ノ一ヲ減ス

五 拘留ヲ減輕ス可キトキハ其長期ノ二分ノ一ヲ減ス

六 科料ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス

第六十九條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ場合ニ於テ各本條ニ二個以上ノ刑名アルトキハ先ツ適用ス可キ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス

第七十條 懲役、禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タサル時間ヲ剩ス

たるとき及財産刑にて、錢以下の端  
數を生したるときに其端數を切棄つ  
ることは第七十條の規定する所也  
加重減輕の順序。同時に刑を加重減  
輕するときは如何なる順序に因るか  
第七十二條に明かなり

**皇室に對する罪** 此罪を犯したる  
と外國人たるとの區別なく國の内外  
を問はず處罪す、天皇、皇后、皇太  
子、皇太孫に對する場合と他の一  
般皇族に對する場合とに依りて處分  
を異にする

トキハ之ヲ除棄ス罰金又ハ料ヲ減輕スルニ因リ一錢ニ滿タサル金額ヲ剩  
ストキ亦同シ

第七十一條 酌量減輕ヲ爲スコキトキ亦第六十八條及ヒ前條ノ例ニ依リ

第七十二條 同時に刑ヲ加重減輕スコキトキハ左ノ順序ニ依ル

- 一 再犯加重
- 二 法律上ノ減輕
- 三 併合罪ノ加重
- 四 酌量減輕

**第二編 罪**

**第一章 皇室ニ對スル罪**

第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害  
ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタ  
ル者ハ無期懲役ニ處ス

第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬  
ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

皇陵とは世々の天皇の御陵にして、  
神宮とは伊勢の天廟なり

危害とは生命又は身體に對する有形  
的の侵害にして唯に危害を加へたる  
者のみならず其豫備陰謀及本罪の從  
犯等も直ちに本章の規定に依り處分  
さるる也

不敬とは皇室の尊嚴を害すべき行爲  
一切を云ふ其方法の如何は問ふ所に  
非らず、又其前に於てするものと否と  
は之を區別せず

**内亂に關する罪** 此罪は朝憲紊亂  
の基本制度に對する侵害を目的とし  
ることを要す、而して其行爲は暴動  
なり暴動は最も之を廣義に解す人又  
は財産に對する暴行なると人の自由  
意思を失はしむべき脅迫なると又單  
に暴喝たることを區別せず、又其方  
には多數人共同して之をなし一地方  
の人心を不安ならしむ程度のも  
のたるを要す

此罪の陰謀豫備及び未遂につきては

神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

第七十五條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタ  
ル者ハ無期懲役ニ處ス

第七十六條 皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ  
處ス

**第二章 内亂ニ關スル罪**

第七十七條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的  
トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ  
處ス

三 附和隨行シ其他單ニ暴動ニ干與シタル者ハ三年以上ノ禁錮ニ處ス  
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三號ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラス

第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ

特別の定めあり  
内亂罪を犯したる者を分ちて四種となし其處刑を異にするは第七十七條及び第七十九條に明かなり  
此罪の自首を獎勵する爲め其暴動をなす前に自首すれば其刑を免除す

**外患の罪** 本罪は總て戰時に關する及び問諜罪の二種なり、背判罪は之を抗敵罪及び敵國補助罪の二に分つことを得  
第三章の規定は犯人の内國人たる外國人たるを犯罪地の内地たるを問はず適用す、又戰時同盟國に對して本章の行爲をなしたる者にも適用さる

一、抗敵罪 之れ第八十一條の規定する所なり

第七十九條 兵器、金銀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ罪ヲ補助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス  
第八十條 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ至ラサル前自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

**第三章 外患ニ關スル罪**

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス  
第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用ニ供スル場所又ハ建造物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス  
兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス  
第八十三條 敵國ヲ利スル爲メ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞シ若クハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

二、敵國補助罪。敵國に物件を交付する行爲なり分ちて二とす  
(イ)直接運用に供する物件を交付する場合(第八十二條)  
(ロ)軍用に供せざる物件(第八十四條)即ち接戰國に供すべき物件を交付する場合なり

三、問諜罪。問諜罪とは自ら機密の事柄又は圖書物件を探知收集するを云ふ  
此行爲を助すれば補助罪にして軍事上の機密を敵國に漏らす即ち秘密の事柄圖書物件を通し交付するを機密漏洩罪と云ふ  
此罪の處分は第五十五條に明かなり以上の外一切の場合に關して遺漏なきことを期する爲に包活的の規定を第八十六條に設けたり  
未遂罪及豫備罪を處分する事は第八十七條第八十八條に明かなり

**國交に關する罪** 此罪は帝國内にて犯したる罪に

第八十四條 帝國ノ軍用ニ供セサル兵器、彈藥其他直接ニ戰闘ノ用ニ供ス可キ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス  
第八十五條 敵國ノ爲メニ問諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ問諜ヲ補助シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス  
軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏洩シタル者亦同シ  
第八十六條 前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス  
第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

**第四章 國交ニ關スル罪**

第九十條 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ三年以上

つきてのみ適用する故に國外にて犯したる罪には適用なし  
此罪の目的は三箇あり  
一、外國の君主大統領  
二、外國の使節  
三、外國の國章  
暴行とは有形的の迫害にして脅迫とを包含し加へんこと又加へらるべきを豫告し他人をして畏怖心を生ぜしむるを云ふ  
本罪は第九十條及第九十一條に規定する如く請求あつて始めて之を論ずべきものなり  
國旗國章に對し損壞除去又は汚穢の行為をなすは外國に對して侮辱を加ふる目的あることを要す  
外國に對して私に戦争をなす目的にて其豫備又は陰謀を爲したる者及外國間の交戦の際局外中立に關する命令に違反したる者は如何にすべきか第九十三條及第九十四條に明すべき

懲役ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス  
第九十一條 帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス  
第九十二條 外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス  
第九十三條 外國ニ對シ私ニ戰闘ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シタル者ハ其罪ヲ免除ス  
第九十四條 外國交戦ノ際局外中立ニ關スル命令ニ違背シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪  
第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

の規定は外國に於ける罪に適用なし  
公務員ノ職務ノ執行ヲ妨害するものなるが故に其職務權外のことと對する場合には適用なし又公務員に對して或る行為をなすは爲さざらしめんとする行為も同じ  
公務員が特別に施したる封印又は差押への標本を損壞するは其他の方法を以てと等のもの無効ならしめたる者に對する處分は第九十六條に明かなり  
逃走の罪 四人に既決囚人未決囚人拘留狀に依りて既決囚人は確定判決に依りて共に其自由を監獄にて拘束され居る者を云ふ  
逃走とは監督者の監督を脱する也而して其逃走する手段として拘禁場又は機具を損壞し又は暴行脅迫をなすか二人以上通謀したるときは第九十八條に因り處断する勾引狀の執行を受けたる者も同じ  
既決未決の囚人及勾引狀の執行を受けたる者

公務員ヲシテ裁處分ヲ爲サシメ若クハ爲サザラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ  
第九十六條 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標本ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標本ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第六章 逃走ノ罪  
第九十七條 既決、未決ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス  
第九十八條 既決、未決ノ囚人又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ械具ヲ損壞シ若クハ暴行、脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
第九十九條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
第一百條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行為ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ

奪取するを奪取罪と云ふ  
特別地位に在る者看守又は護送  
する者其看守中又は護送中  
禁者を逃走せしめた場合は第一  
條に由る

犯人藏匿罪 罰金以上の犯罪又は拘  
禁中逃走したる者に係  
る罪なり  
藏匿とは官の發見を妨ぐる場所を供  
給するを云ふ隠避とは捜索され居る  
者の發見を防ぐ一切の行為を云ふ

證憑湮滅の罪 本罪は第百四條の  
刑事被告人の利益の爲めに  
利益の爲めにすると非  
ず

騷擾の罪 本罪は必ず多數人集合す  
るを要す其目的は問ふ  
所に非ず  
行為は暴行脅迫にして一地方の平穩  
を害する程度たるを要すとの判例あり  
り而して處分は各人の執りたる行為  
の異なるに由り第百六條第一號乃至第  
三號の區別あり

處入  
第百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ヲ逃  
走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第百二條 本罪ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第七章 犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪  
第百三條 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏  
匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百四條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ湮滅シ又ハ偽造、變造シ若ク  
ハ偽造變造ノ證憑ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金  
ニ處ス

第百五條 本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ  
爲メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス

第八章 騷擾ノ罪  
第百六條 多數集合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲シ左ノ區  
別ニ從テ處断ス

一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス  
二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以

暴行脅迫に至らざる場合。 右の罪を  
犯す爲めに數人集合するも未だ其暴  
行脅迫に至らざるも當該公務員の解  
散命令を受くる事三回以上にて未だ  
解散せざるときは第百七條に由り處  
断さる

放火の罪 此罪に三種の態様あり第  
一は火力を利用して物を  
滅失毀損せしめんとする行為にして  
單に放火罪と云ふ  
第二は爆發物の破裂によりて物の滅  
失毀損を圖る場合なり  
第三は瓦斯電氣又は蒸氣の漏出又は  
遮断をなす行為なり  
第百八條乃至第百十條は第一の場  
合にして火力を物に與へて其物が  
燒燬したる事を必要とす  
燒燬とは燒きすつるとの謂なり

下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス  
三 附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス  
第百七條 暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多數集合シ當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ  
受クルコト三回以上ニ及ブモ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三年以上ノ懲役  
又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九章 放火及ヒ失火ノ罪  
第百八條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在ニ在ル建造物、汽車、  
電車、艦船若クハ鐵坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲  
役ニ處ス

第百九條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在ニ在ル建造物、艦  
船若クハ鐵坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス但公共ノ  
危險ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス

第百十條 火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危險  
ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

艦船とは軍艦と船舶となり  
放火罪の處分は燒燬の目的如何に  
依て區別さる第百八條乃至第百十  
條に明かなり、而して第百九條の  
物件は人の住居し得可き物に限る  
と信ず

放火の未遂及豫備をなしたる者に  
對しては第百十二條乃至第百十三  
條に特別の處罰規定あり

鎮火妨害罪

現に火災起るときに其  
鎮火用の物を隠匿又は  
破壊し其他如何なる方法を以てする  
を問はず鎮火を妨害したる者は鎮火  
妨害の罪として第百十四條により處  
罰さる

第百十五條に掲ぐる所のものは自己  
所有の物件なるも此等の物件に付き

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處  
ス  
第百十一條 第百九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シテ第百八條又ハ第  
百九條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲  
役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シテ前條第二項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ  
三年以下ノ懲役ニ處ス

第百十二條 第百八條及ヒ第百九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
第百十三條 第百八條又ハ第百九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲  
シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其罪ヲ免除スルコトヲ得

第百十四條 火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ  
鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
第百十五條 第百九條第一項及ヒ第百十條第一項ニ記載シタル物自己ノ所有  
ニ係ルト雖モ差押サ受ケ、物權ヲ質擔シ又ハ貸貸シ若クハ保險ニ付シタル  
モノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同シ

失火罪

他人に被害ノ干渉を有すること  
大なるか故に特別出文を設け他人の  
物に關する場合は同條重く處分す  
不注のたため火を失して物  
を燒燬したるを失火罪と云  
ふ其處分は各本條に明かなる如く自  
己の所有のみを失火の爲に燒燬し  
公共に危險を生ぜしめたりし場合は  
罪とならず

燥發罪

之れ第百十七條に規定する  
因る物件の損壞は放火に依る燒燬と  
其性質同じからず然れども其情狀  
殆んど同様なる故放火と同様に處罰  
す

瓦斯電氣又は蒸氣に關する罪

此罪は單に他人の生命身體又ハ財產  
に危險を生ぜしめたるを以て足る  
然れ共他人が殺人其他の意思を以て  
此罪を犯したるときは第五十四條に  
依り重きに因りて處罰すべく意思な  
くして實害を生じたるときは實害  
の人の生命又ハ身體に關する場合は  
過失の有無に拘らず第百十八條第二

第百十六條 火ヲ失シテ第百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百  
九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物又ハ第百十條ニ記載  
シタル物ヲ燒燬シテ公共ニ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

第百十七條 火藥、汽罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第百八條ニ記載シ  
タル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放  
火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物又ハ第百十條ニ記  
載シタル物ヲ損壞シテ公共ニ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ

第百十八條 瓦斯、電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シテ因  
テ人ノ生命、身體又ハ財產ニ危險ヲ生セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ  
百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十章 溢水及ヒ水利ニ關スル罪

項により處断さる

溢水及水利に關する罪

此罪は放火失

火に關する罪の規定と其趣旨同じく致て説明の必要なし、放火失火の罪に於ける燒燬なる語の代りに侵害なる語を用ゐたり侵害は物の用の一部又は全部を失はしむるを云ふ  
第百二十三條は水利妨害又は溢水の危険を罰する規定なり、水利を妨害する罪は水の使用に關して他人の權利を侵害する事實のあることを要す

第百十九條 溢水セシメテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建築物、汽車電車若クハ鐵坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第百二十條 溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第百二十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第百二十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ前條ニ記載シタル物ヲ浸害シタル者又ハ第百二十條ニ記載シタル物ヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十三條 堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壞シ其他水利ノ妨害ト爲ル可キ行爲又ハ溢水セシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

往來を妨害する罪

公衆の用に供せらるる陸路

水路及橋梁が公有なる私所有なるに區別なく此等の物を損壞又は壅塞して人の往來に妨害を生ぜしめたる者は往來妨害罪として處断さる、此犯罪行為の結果人を傷せしめたる時の處分は第百二十四條第二項に明かなり損壞は實質的損害を生ぜしむるを云ひ壅塞とは障害物を加ふるを云ふ

此罪に因り人の死傷と云ふ結果を生じたるときは傷害罪の各本條に比較し重きに依りて處断さる

鐵道及船舶に對する妨害。鐵道及船舶に對する妨害は其手段方法の何たるを問はず往來の危険を生ぜしめたるを以て充分とす

第十一章 往來ヲ妨害スル罪

第百二十四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處断ス

第百二十五條 鐵道又ハ其標識ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ汽車又ハ電車ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

燈臺又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往來ノ危険ヲ生シシメタル者亦同シ

第百二十六條 人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壞シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人ノ現在スル艦船ヲ覆没又ハ破壞シタル者亦同シ

前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第百二十七條 第百二十五條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壞又ハ艦船ノ覆没若クハ破壞ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同シ

第二百二十五條第二項の船舶防害罪は  
 第二百二十四條の水路妨害罪の中に含  
 まる場合なり故に河川の航行及び之  
 と殆んど同様なる湖沼港灣の航行は  
 此の中に入らず、第二百二十六條第二  
 項の船舶覆没罪につきても同様なり  
 鐵道及船舶に關する第十一章の罪に  
 つきては過失の場合をも處断す

**住居を侵す罪** 承諾なきにも拘ら  
 ず人の住居又は人  
 の看守する邸宅建造物若しくは軍艦船  
 舶に侵入し又は退去の要求を受けな  
 かり退居に應ぜざる時は第三百三十條  
 の罪となる  
 而して侵入の場所が皇居其他第三百  
 十一條の場所なるときは其罪を加重  
 する

第二百二十八條 第二百二十四條第一項、第二百二十五條及ヒ第二百二十六條第一項  
 第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
 第二百二十九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船ノ往來ノ危險ヲ生セシメ又ハ  
 汽車、電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者ハ五  
 百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 其業務ニ從事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以  
 下ノ罰金ニ處ス

**第十二章 住居ヲ侵す罪**  
 第三百三十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵  
 入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十  
 圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第三百三十一條 故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者ハ三月以  
 上五年以下ノ懲役ニ處ス  
 神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ  
 第三百三十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

**秘密を侵す罪** 之れを二種に分つ

一は信書の秘密を  
 侵す場合にして一は業務上取扱ひた  
 ることより知得したる人の秘密を漏  
 れしむるなり前者は第三百三十三條に  
 後者は第三百三十四條に定められ此兩  
 者は親告罪とし被害者又は其法定代  
 理人の告訴を待つて始めて裁判すべ  
 きなり  
 信書とは或人より或他の人に宛てた  
 る文書にして封緘又は信書又は封筒  
 を破るに非ざれば其信書の内容を知  
 ること能はざる爲めの封筒を云ふ  
 之れを破りて其内容を了知するを開  
 披と云ふ、信書陰匿に付きては別に  
 第二百六十三條に規定あり

**第十三章 秘密ヲ侵す罪**

第三百三十三條 故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ  
 二百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第三百三十四條 醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公證人、又  
 ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ  
 秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱  
 ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ  
**第十四章 阿片煙ニ關スル罪**  
 第三百三十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ  
 所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス  
 第三百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ  
 目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
 第三百三十八條 税關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ其輸入ヲ



阿片煙を輸入する事は外國より來れる阿片煙を日本に陸揚げするを云ふ阿片煙の製造賣買所持に關しては阿片煙法及其施行規則の定めあり、販賣の目的にて阿片煙を所持するは第三百三十六條に其目的の如何を問はず苟も阿片煙たることを知りて所持する者は第四百十條にて處罰す

**飲料水に關する罪**

飲料に供する淨水即ち其流水湧水とを問はず不定の多數人か日常使用すべき飲料水又は飲料水道及其水源を汚穢して使用すること能はざるに至らしめたる者に對して第四百十二條及第四百十三條に處罰規定を設け毒物其他人の健康を害すべき物を混入したる者は第四百十四條に由り處罰す

許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第三百十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

**第十五章 飲料水ニ關スル罪**

第四百十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百十三條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他人の健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

而して之等の罪を犯したる爲め人の死傷と云ふ結果を惹起したる場合には傷害罪と比較し重きに從つて處断す水道又は其水源に毒物其他人の健康を害すべき物を混入したる結果人の死傷を惹起したる場合は第四百十五條に特別の懲罰規定あり

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

第四百十七條は水道の損壞壅塞に限る

**通貨偽造の罪**

刑法第十六章の規定は内國にて通用する貨幣紙幣又は銀行券に限る外國にて通用するものに付ては特別法あり、而して又其偽造變造の場合に限るものにして撰造に關しても特別法あり、偽造とは通貨を製造發行する權利なき者か一般の人をして眞貨なりと思はしむる物を造るを云ふ、變造とは眞貨を基礎として其原形を

第四百十五條 前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處断ス

第四百十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ニ毒物其他

人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第四百十七條 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

**第十六章 通貨偽造ノ罪**

第四百十八條 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變

造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

第四百十九條 行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

偽造、變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ

減失せしめずして新貨を造り出す也  
行使とは眞貨としての用をなさしむ  
るを云ふ  
外國の通貨  
内國にて流通する外國  
の貨幣又は銀行券とは實際に貨  
幣として内地にて通用するものを云  
ふ  
收得。偽造變造の貨幣紙幣又は銀行  
券を方法の如何を問はず自己の所持  
に移したる者及び其偽造變造なるこ  
とを知らず之を行使したるものは  
百四十九條及第五十條に由り  
處罰さる  
器機原料を偽造變造の用に供する目  
的にて準備したるものも處罰さる  
(一五三)  
**文書偽造の罪** 文書とは言語に代  
或物の上に附着せしめたる思想の記  
明なり  
第五十四條の罪。本條の罪は御璽  
圖璽若しくは御名を偽造又は盗用し  
て文書を偽造し若しくは御名を偽造する  
に御璽圖璽若しくは御名を偽造する

之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ  
第五十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造變造ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル  
者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
第五十一條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
第五十二條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル後其偽造又ハ變造ナルコ  
トヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其名價  
三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ降スコトヲ得ス  
第五十三條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供スル目的ヲ以  
テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
**第十七章 文書偽造ノ罪**  
第五十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他  
ノ文書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他  
ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス  
御璽、國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者亦  
同シ

場合は第六十四條の罪となる  
御璽は天皇の印章、國璽は日本帝國  
の印章にして御名は天皇の御署名也  
**官公文書偽造の罪** 官公文書とは  
限内にて官の名義を以て作る所の文  
書なり  
又形式上一纏めの文書にして官公文  
書と私文書と兩者混合するときは之  
を一の官公文書とす  
官公の文書を偽造するに官印又は公  
務員ノ印章署名を偽造または盗用し  
たる場合は結合して官公文書偽造罪  
となり單に印章署名を偽造盗用する  
場合は第六十五條の罪となる  
圖璽も又或事實を表明するものたる  
を要す  
自己の名義を以て作りたる文書にて

第五十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用  
シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル  
公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可  
キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ二年以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者  
亦同シ  
前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ公務  
所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役  
又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第五十六條 公務員其職務ニ關シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ圖畫  
ヲ作り又ハ文書若クハ圖畫ヲ變造シタルトキハ印章、署名ノ有無ヲ區別シ  
前二條ノ例ニ依ル  
第五十七條 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利、義務ニ關スル公正證書  
ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰  
金ニ處ス

も其職務に關して虚偽の事柄を記載したるときは又罪となる  
公務員が行使の目的にて官公文書を偽造したる場合も亦犯罪となる(一五六)

公務員に對して不實の申請をなし其結果として權利義務に關する公正證書の原本及び免狀鑑札又は旅券に不實の記載をなすに至らしめたる者は第百五十七條により罰せらるる故に虚偽の申請書を提出し登記所として不實の登記をなさしむれば本罪となる(第百五十八條に依り處罰す未遂罪も亦罰せらる)

何國人の文書に關するを問はず權利義務又は事實證明に關する文書又は圖畫に對して行へば本罪は成立す醫師が死亡證書に差出す可き診斷書を検案書又は死亡證書に不實の記載をなしたるときは第百六十條に由りて

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス  
前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
第百五十八條 前四條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ト同一ノ刑ニ處ス  
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
第百五十九條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
他人ノ印章ヲ捺捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ  
前二項ノ外權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

處罰せらる  
行使の罪。 第百五十九條及第百六十條の文書を使用したる者は行使の罪として第六十一條にて處罰す

有價證券偽造の罪 有價證券とは其證券面に表はれたる權利を譲渡し又は實行するに其證券を離れてなす事を得ず必ず證券の占有を要する證券なり、有價證券の偽造變造につきは第百六十二條に由りて處分す  
偽造變造又は不實の記入をなしたる有價證券を行使し又は發行する目的にて人に交付し若しくは輸入したる場合は第百六十三條に由るべき也

印章偽造の罪 印章の偽造及變造罪として規定せらるる而して印章偽造

第百六十條 醫師公務所ニ提出ス可キ診斷書、檢案書又ハ死亡證書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第百六十一條 前二條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ト同一ノ刑ニ處ス  
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十八章 有價證券偽造ノ罪  
第百六十二條 行使ノ目的ヲ以テ公債證書、官府ノ證券、會社ノ株券其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ  
第百六十三條 偽造、變造ノ有價證券又ハ虚偽ノ記入ヲ爲シタル有價證券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人に交付シ若クハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十九章 印章偽造ノ罪  
第百六十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽又ハ御名ヲ偽造シタル者ハ二年

の罪に四種あり  
 印章の偽造は其印影が普通人が之を見ても眞正の印なりと思惟せしむる程度に至らしむるを云ふ、而して必ず行使の目的あるを要す、不正の使用とは権限なくして使用するを云ふ  
 御璽國璽又は御名の偽造及び行使につきは第百六十四條に明かなり  
 公の印章又は署名、公務員の印章又は特に其権限内にて公用に供せらるる印章也公務所又は公務員の印若しくは署名を偽造したる者及行使したる者の處罰規定は第百六十五條なり  
 公務所の記號、記號とは公務所を表明するに方りて文字以外の符號を以てせらるるを云ふ  
 私印又は私署名の偽造若しくは行使、私

以上ノ有期懲役ニ處ス  
 御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽又ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ  
 第百六十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
 公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者又同シ  
 第百六十六條 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記號ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
 公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記號ヲ使用シタル者亦同シ  
 第百六十七條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
 他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

印とは私人に關する印章にして其印主が自然人たると法人たると個人の集合體なるを問はざる也  
 偽證の罪 此罪の主體となる證人は行政上の處分に關して訊問さるる證人も此中に含む、而して必ず法律に依りて宣誓したる者たるを要す、此證人が不實の陳述を爲したるときは、その罪の犯人となる然し其裁判確定前又は行政處分前に自白したる者は其刑の減輕又は免除を受ける事あり、其法律に對しても同様の規定あり(一七二)

誣告の罪 此罪は他人をして刑事又は懲戒に當るべき事實を相當官署に申告するものなり、而して其申告の事實は虚偽なることを要す、其申告の方法の如何は問ふ所に非らず  
 第百七十四條 之れ第百七十四條に規定する所に

猥褻姦淫の罪

第百六十八條 第百六十四條第二項、第百六十五條第二項、第百六十六條第二項及上條第三項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
 第百六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
 第百七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得  
 第百七十一條 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虚偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ  
 第二十一章 誣告ノ罪  
 第百七十二條 人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ第百六十九條ノ例ニ同シ  
 第百七十三條 前條ノ罪ヲ犯シタル者申告シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得  
 第二十二章 猥褻、姦淫及ヒ重婚ノ罪

して殆んど説明を要せず、公然とは人の目に觸るべき苦の状態にての頑布とは公衆に分配するを云ふ販賣とは代價を受けて譲渡するなり、而して陳列とは容易に人の見得べき状態に置くの意なり、一種にして第百七十六條は猥褻行為の一種にして第百七十七條は淫行以外の猥褻行為を規定し、第六十七條は淫行爲につきて暴行は身體を拘束して反抗を抑制する場合を云ひ脅迫とは害意を通知し、至らしむるを云ふ、  
第百七十八條の場合には心神喪失又は反抗不能の状態に至らしめて猥褻行為又は淫行をなしたる者につき規定す、第百七十九條乃至第百八十六條の罪は未遂も罰するに於て被害者又は法定代理人の告訴を待たざる結果なり、而して又、等の罪を犯したるときは第百八十一條に死傷を致したるときは第百八十一條

第百七十四條 公然猥褻ノ行為ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス  
第百七十五條 猥褻ノ文書、圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ  
第百七十六條 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行為ヲ爲シタル者亦同シ  
第百七十七條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ  
第百七十八條 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心神喪失セシメ若クハ抗拒不能ヲラシメテ猥褻ノ行為ヲ爲シ又ハ姦淫シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ  
第百七十九條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
第百八十條 前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

條に從ふ  
第百八十二條の罪には三要件あり  
一、婦女を勧誘して淫行を爲しむる事  
二、淫行の常習なき者に係る事  
三、營利の目的に出づること  
姦通罪 此罪は民法上婚姻の成立し居る有夫の婦たるを要す故に未だ結婚届出なき内縁の妻と相姦するも罪とならず、此罪は親告罪故に本夫の告訴なければ公訴を起すことを得ず、又裁判前に本夫が告訴を取らざれば處罰するを得ず  
重婚の罪 配偶者たる者男女何れを娶るときは此罪となる  
賭博罪 賭博とは或偶然の事項に基きて財産上の利益を得ることを決するを云ふ  
一時の娯樂に供する物品を賭したる者は罰とならず  
第百八十六條は三種の犯罪を規定せり、即ち第六條は賭博常習犯なり、第二條は賭博場を開きして利を圖りたるものなり、而して此場合に自ら賭博

第百八十一條 第百七十六條乃至第百七十九條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス  
第百八十二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勧誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第百八十三條 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦同シ  
前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縱容シタルトキハ告訴ノ效ナシ  
第百八十四條 配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦同シ  
第二十三章 賭博及ヒ富籤ニ關スル罪  
第百八十五條 偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娯樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラズ  
第百八十六條 常習シテ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

賭博場ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
 第三百八十七條 富籤ヲ發賣シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 富籤發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
**第二十四章 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪**  
 第三百八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス  
 祝教、禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第三百八十九條 墳墓ヲ掘損シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス  
 第三百九十條 死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺髮又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

したるときは開張の罪と賭博の罪との二罪なり  
 第三百は博徒を結合して利を圖りたる者の罪なり、各處罰は條文に明か也  
**富籤に關する罪** 七條に規定する所に於て三種あり  
 第一富籤發賣者第二富籤發賣の取次者となしたる者第三は其他一切の授受者  
**禮拜所及ヒ墳墓に關する罪**  
 所に對する不敬罪及祝教禮拜又は葬式の妨害を爲す罪を第百八十八條に規定す而して不敬は其所作の如何を問はず侮辱の意を表はす云ふ墳墓を發掘したる者に對しては第百八十九條の規定あり  
 一條に由りまた發掘して新に死體其他に特別の結果を及ぼしたるときは第百九十條は墳墓に納むる以前の規定なり  
 第三百九十一條 第百八十九條ノ罪ヲ犯シ死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺髮又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
 第三百九十二條 檢視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
**第二十五章 瀆職ノ罪**  
 第三百九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス  
 第三百九十四條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス  
 第三百九十五條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス  
 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ

定なり  
 變死者は檢規を經たる後にあらざれば之を葬る事を許さず、若し之を許すとせんに犯罪の證據を隠滅せしめん爲めに葬むる場合なすとせず、故に檢規を經ずして變死者を葬りたる者を處罰せり(一九二)  
 此中には職權濫用收賄及ちて略述すれば  
**職權濫用の場合** 公務員は一定の其範圍を超えて職權を行使し其結果人をして義務なきことを行はしめ又は行ふべき權利を妨害したるときは第三百九十三條に依りて處断され逮捕又は監禁を司る公務員の其職權を濫用して人を逮捕又は監禁したる場合は第三百九十四條に従ふ  
 刑事被告人其他の者に暴行又は苛酷の行爲をなしたる場合に於ては第三百九十五條に之を定む  
 第三百九十四條及第三百九十五條の罪を犯したる結果人を死傷せしめたる

きは傷害の罪と比較し其重きに因りて處断す

**收賄罪** 公務員又は仲裁人其職務に關して賄賂を(一)收受即ち利益を現貨に收めたる場合(二)要求(利益の種目數額を確定するを要せず)したる場合(三)約束したる場合等につきては第百九十七條に定めらる其結果不正の行爲をなし又は爲すべき行爲を爲さざりしときは刑を加重さる

**贈賄の罪** 此罪は新刑法の始めて規定したる所にして第百九十八條に明かなり

**殺人罪** 此罪は出生より死亡に至る迄の人の生命を奪ふを云ふの行はれず

自己又は配偶者の父母祖父母等の如き直系尊屬を殺したる場合は之を重く罰することとせり

現行刑法は殺人の豫備も之を罰す

第百九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ處断ス

第百九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴ス

第百九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

**第二十六章 殺人ノ罪**

第百九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

第二百二條 人ヲ殺唆若クハ幫助シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二百三條 第百九十九條、第二百條及ヒ前後ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

**第二十七章 傷害ノ罪**

第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ら人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷害ノ輕重

**自殺幫助若くは教唆** 自殺幫助は助くる即ち容易ならしむることにして自殺教唆は人を唆かして自殺するの決意に至らしむるを云ふ

囑託を受けて手を下さす場合も同様に罰せらる

**傷害罪** 此の罪は人の身體上に毀損を與ふるを云ふ而て此結果人を殺す意思なきにも拘らず死に至りたるときは之を重く罰す此場合も亦自己又は配偶者の直系尊屬の場合と普通人に對する場合と處分を異にする(二〇五)

右傷害行爲の現場にて助勢したるものは自ら手を下さすとも罰せらる

二人以上の暴行。二人以上の者が暴

第百九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ處断ス

第百九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴ス

第百九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

**第二十六章 殺人ノ罪**

第百九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

第二百二條 人ヲ殺唆若クハ幫助シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二百三條 第百九十九條、第二百條及ヒ前後ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

**第二十七章 傷害ノ罪**

第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ら人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷害ノ輕重

行を加へて人を傷害し其何れか如何なる程度に傷害したるや知る能はざる場合は共同して傷害する意思なくも共犯者として各自其結果の全責任を負ふ(二〇七)

**暴行の罪** 人に暴行を加へたるのみならず、人に傷害せざるも暴行に本法二〇八條に依りて罰せらるる罪也

**過失傷害の罪** 不注意の結果人を傷害したる罪にせり

**過失殺人罪** 之れ又不注意に因る犯罪にして本法二一〇條に明かなり自己の業務上特別注意をなすべき義務ある者が其注意の義務を怠りたる爲め人を死傷に致したるときは本法二一一條に依りて罰せらるる罪也

**墮胎の罪** 母の胎内に在る胎児を死せしめ又自然の時期より早く母体より離れしむるを墮胎罪と云ふ此罪は妊娠したる婦女が自ら犯す他人が之を爲す場合とを區別せり他人が之を爲す場合に懷妊したる婦女の囑託又は承諾ある場合と然らざる場合とに因りて處分を異にし婦女の囑託又は承諾ある場合も普通人が之を爲すと醫師産婆藥劑師又は藥種商の爲すとを區別せり胎児を墮胎せしめんとして之を爲め婦女を死傷に至らしめたる場合は傷害の罪と比較し重きに從て處罰せらるる者に較し輕きに從て處罰せらるる者なり

ヲ知ルコト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシメタル者ヲ知ルコト能ハサルトキハ共同者ニ非スト雖モ共犯ノ例ニ依ル

**第二百八條** 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ料二處ス

**第二十八章 過失傷害ノ罪**

**第二百九條** 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ料二處ス

**第二百十條** 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

**第二百十一條** 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

**第二十九章 墮胎ノ罪**

**第二百十二條** 懷胎ノ婦女藥物ヲ用テ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

**第二百十三條** 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

**第二百十四條** 醫師、産婆、藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

**第二百十五條** 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得シテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

**第二百十六條** 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處罰ス

**第三十章 遺棄ノ罪**

**第二百十七條** 老幼、不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

**第二百十八條** 老若、幼若、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺

と云ふ此罪は妊娠したる婦女が自ら犯す他人が之を爲す場合とを區別せり他人が之を爲す場合に懷妊したる婦女の囑託又は承諾ある場合と然らざる場合とに因りて處分を異にし婦女の囑託又は承諾ある場合も普通人が之を爲すと醫師産婆藥劑師又は藥種商の爲すとを區別せり胎児を墮胎せしめんとして之を爲め婦女を死傷に至らしめたる場合は傷害の罪と比較し重きに從て處罰せらるる者に較し輕きに從て處罰せらるる者なり



る老幼不具者及び病人ならざるべからず其等の者を保護する義務ある者が遺棄する場合は此義務なき者が保護者なり保護者の手より離す場合は保護者を遺棄したる場合となるに存するに必要なる保護なき者と認むべきあり自己又は配偶者の直系尊属に對して犯したる場合は之を重く罰す遺棄の結果人を死傷に致したる者の處分は二一九條に依る

**逮捕及び監禁の罪** 之れ何れも權の自由を有形的に剝奪する行為なり逮捕は直接に或物質の力を加ふる行為にして監禁は一定の區域より出づる事能はざらしむる行為なり其處分につきては直系尊属に對する場合と然らざる場合とを區別して定むるの結果人を死傷に致したる者は二二一條に依りて罰す

**脅迫の罪** 人に畏怖心を起さしむる係に列擧されたる害悪を加ふべきこと

或シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲ササルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス  
第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス  
**第三十一章 逮捕及び監禁ノ罪**  
第二百二十條 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス  
第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

**第三十二章 脅迫ノ罪**  
第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シテ加フ可キコト

とを通知するを脅迫の罪と云ふ、其本人に害惡を來すべきことを以てする親族に損害を與ふべき旨を以てするを問はず本罪を構成す脅迫によりて人に義務なき事を行わしめ又は行ふべき權利を妨害したるときは刑を加重す又其未遂も之を罰す

**略取及び誘拐の罪** 暴行を以て人の内に客るゝを略取と云ひ欺罔又は誘惑の手段を以てするを誘拐と云ふ此の二二四條の場合に未成年者を略取又誘拐したる場合の罪なり

ヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シテ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ  
第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若クハ財産ニ對シテ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シテ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ  
前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

**第三十三章 略取及び誘拐ノ罪**  
第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
第二百二十五條 營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス



強盜の罪

他人に暴力を加へ又は他人の財物を取らば強盗なり強取とは他人の財物を強奪して他人の財物を奪はんとす

ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス  
前項ノ方法ヲ以テ財産ト不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第二百三十八條 竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス

第二百三十九條 人ヲ昏酔セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

第二百四十條 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト看做ス

財物と看做すべきは二四二條、二四三條に規定する所なり  
竊盜及強盜の未遂罪は之れを罰す

詐欺取財

他人をして詐欺其他の利益を提供せしめたる者は詐欺取財の罪となす  
未成年又は不具等の爲め知慮の十分ならずるに付て其財物其他の利益を提供せしめたる者は二四八條の罪となる

第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
第二百四十四條 直系血族、配偶者及同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス

第三十七章 詐欺及ヒ恐喝ノ罪

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百四十七條 他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百四十八條 未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交

恐喝取財

他人の害意を通知して其財物を交付せしめ又は利益を提供せしめたるときは恐喝取財の罪となる

以上の罪につきて窃盗及び強盗の場合と同しく他人の占有中又は看守中の自己の物も他人の物と看做され電氣も財物と看做さる

横領の罪

自己の占有中の他人の物を得ずして其物を横領するが如しは横領の罪となる業務上占有するものを横領するときは之を重く罰す

付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス  
第二百四十九條 人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス  
前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ  
第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス  
第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條、第二百四十四條及ヒ第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス  
第二十八章 横領ノ罪  
第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス  
自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ  
第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上

贓物に關する罪

贓物とは犯罪に因りて取得所持し又ハ處分する物件なり之れを受領し運搬、寄託、故買又ハ牙保したる者は本罪を構成す、寄託とは他人の爲に保管することにして、故買とは有償にて其物の上に権利を取得するを云ひ、牙保とは物件の法律上の處分例へは寄託實権抵當權設定等の周施を爲すを云ふ

十年以下ノ懲役ニ處ス  
第二百五十四條 遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス  
第二百五十五條 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス  
第二十九章 贓物ニ關スル罪  
第二百五十六條 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
贓物ノ運搬、寄託、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
第二百五十七條 直系血族配偶者同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス  
親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス  
第四十章 毀棄及ヒ隱匿ノ罪  
第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス  
第二百五十九條 權利義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ

書を毀棄したる者は私文書毀棄とな  
る、私文書毀棄の罪は親告罪なり  
建造物損壊罪 之れ第二百六十條  
て因て人を死傷するに致らしめたる  
ときは刑を加重す  
器物毀棄罪 公文書、私文書、建造  
物を損壊し又動物を傷害したる者は  
第二百六十二條に依り處分す此罪は親  
告罪なり  
自己の物にても差押を受け物權を侵  
害し又は貸貸したる物を損壊又は傷  
害したるときも他人の物に對して爲  
したると同じ  
信書隱匿罪 之れ第二百六十三條に  
論すべき罪なり

懲役ニ處ス  
第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處  
ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス  
第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三  
年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス  
第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ侵蝕シ又ハ貸貸シタル  
モノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル  
第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又  
ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス  
第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及ヒ前條ノ罪ハ告訴ヲ待  
テ之ヲ論ス

● 刑法施行法

舊刑法其他の法律 刑法に於て如  
何なるものを  
舊刑法と云ひ其他の法律とは如何なる  
ものを云や不明なるを以て刑法施  
行法第一條は明治拾參年第三拾六號  
布告を以て發布されたる刑法法典を  
舊刑法と云ひ、其他の法律とは現行  
刑法施行以前に發布されたる法律勅  
令布告等にして現に法律と同一の効  
力を有するものを云ふと規定した  
り

新舊刑法主刑輕重の對照 此對  
照は刑法施行法第二條の明にする所  
にして刑法第十條に依り兩者の輕重  
を定む

對照の方法。 法律に依りて刑の加重

● 刑法施行法

(明治四十一年三月  
法律第二十九號)

第一條 本法ニ於テ舊刑法ト稱スルハ明治十三年第三十六號布告刑法ヲ謂ヒ  
他ノ法律ト稱スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法  
律ト同一ノ效力ヲ有スルモノヲ謂フ  
第二條 刑法施行前ニ舊刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左  
ノ例ニ從ヒ刑法ノ主刑ト舊刑法ノ主刑トヲ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ  
其輕重ヲ定ム

|      |                  |
|------|------------------|
| 死刑   | 舊刑法ノ刑            |
| 無期懲役 | 無期徒刑             |
| 無期禁錮 | 無期徒刑             |
| 有期懲役 | 無期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮 |
| 有期禁錮 | 有期徒刑、重懲役、輕懲役、輕禁錮 |
| 罰金   | 罰金               |

刑法施行法

減輕をなすべきとき及び酌量減輕を  
 なすべきとき刑の對照をなすに於て刑  
 の加重減輕をなしたる後に於て爲す  
 べきなり

數罪俱發のときは之れに科すべき刑  
 を定めたる後に對照すべく一罪につ  
 きて二個以上の刑を科すべきとき又  
 は二個以上の主刑の中にて其一個を  
 科すべき場合には其中の重きものに  
 つきて對照すべし、併合罪又は數罪  
 俱發に依りて數罪の主刑を併合する  
 ときも亦重きものに付きて對照を爲  
 す舊刑法の親告罪たりしものか刑  
 法に依りて親告罪に非ざる罪となり  
 たるものは如何にすべきやこれ第四  
 條に規定する所にして必ず告訴を待  
 つて論ずべきものとす

**公權剝奪停止公權監視又は罰**

拘留  
 科料

第三條 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ酌量減輕ヲ爲ス可キトキハ  
 加重又ハ減輕ヲ爲シタル後刑ノ對照ヲ爲ス可シ

數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ヲ適用シタル  
 後刑ノ對照ヲ爲ス可シ

一 罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科ス可キトキ又ハ二個以上ノ主刑中其一個  
 ヲ科ス可キトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ爲ス可シ併合罪又ハ數  
 罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑ヲ併科ス可キトキ亦同シ

第四條 刑法施行前舊刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ待テ論ズ可キ罪  
 ナル者ハ刑法ノ規定ニ依リ告訴ヲ要セザルモト雖モ告訴アルニ非サ  
 レハ其罪ヲ論セス

第五條 刑法第六條ニ依リ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪  
 公權、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附加ス可キトキト雖モ之ヲ附加セス

第六條 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリ

金  
 を附加すべきことを舊刑法時代の  
 法律に規定あるも刑法第六條犯罪  
 後法律の變更ありたるときは其輕き  
 に從つて處斷するの例に依りて是等  
 を附加せず

**刑法施行前の餘罪** これを如何に  
 處分すべきが  
 第六條に明かなり

**累犯** 現行刑法施行前即ち舊刑法時代  
 に現行刑法の有期徒刑に相當す  
 る罪を犯し新刑法時代に入りて其罪  
 の裁判を爲すとき如何なるものを累  
 犯と認めて刑を加重すべきかは第七  
 條の明に定むる所なり

舊刑法時代の有期徒刑と新刑法時代  
 の有期徒刑との關係は第十二條に規  
 定す

**併合罪** 數罪につき同時に裁判を爲  
 す場合一罪とし刑を定む

タル後刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ストキハ左ノ例ニ依ル

一 確定裁判アリタル罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ  
 刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ其罪ト餘罪トニ  
 付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

二 確定裁判アリタル罪ニ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令  
 ナ適用シタルトキト雖モ舊刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其罪ト餘罪トニ  
 付キ數罪俱發ニ關スル規定ニ依ル

第七條 左ニ記載シタル者刑法施行前更ニ刑法ノ有期徒刑ニ相當スル刑ニ該  
 ル罪ヲ犯シ刑法施行後其罪ニ付キ裁判ヲ爲ストキハ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ  
 依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

一 舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ處セラレタル  
 者

二 舊刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質  
 ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレ其執行ノ免除ヲ得又ハ減刑ニ因リ懲役ニ相  
 當スル刑ニ減輕セラレタル者

刑法施行法

ることは刑法に明かなる所なれども  
新刑法時代の犯罪と舊刑法時代の犯  
罪を同時に裁判する場合にも同様  
に併合罪として論ずべきや否やにつ  
き、疑ひを生ずる恐れあり依て本  
法は此疑を無からしめんが爲めに此  
場合も併合罪の規定を準用すべき旨を  
規定せり、而して舊刑法時代の犯罪  
を新刑法時代の二罪又は數罪とに  
して同時に裁判をなす場合に舊刑法  
時代の數罪に舊刑法又は其他の法律  
を適用すべきときは其舊刑法時代の  
數罪につき定まりたる一の重き罪  
と新刑法時代の罪とにつき併合罪  
の規定を適用すべきときは新舊刑法  
兩時代の總ての罪につき新舊刑法  
併合罪の規定を適用す(九)

刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷セラレタ  
ル者ニ之ヲ準用ス  
第八條 刑法施行前ニ犯シタル一罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪ト  
ニ付キ同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ刑法施行前ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法  
律ヲ適用ス可キトキト雖モ其罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合  
罪ニ關スル規定ヲ準用ス  
第九條 刑法施行前ニ犯シタル數罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪ト  
ニ付キ同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律  
ヲ適用ス可キトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重き罪  
ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス  
前項ノ場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ刑法又ハ刑法ノ罪名ニ依リ刑ヲ定メタ  
ル法令ヲ適用ス可キトキハ其數罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併  
合罪ニ關スル規定ヲ準用ス  
第十條 刑法施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯  
シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ其罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適

したる後舊刑法時代の罪ある事を發  
見しそれにつきて裁判するときは其  
確定裁判ありたる新刑法時代の罪と  
後に至り發見されたる舊刑法時代の  
犯罪とにつきて併合罪の規定を適用  
する(一〇)新刑法時代に確定判決を受  
けたる舊刑法時代の罪と新刑法時代  
に犯したる餘罪とは舊刑法時代の罪  
に舊刑法を適用したる場合にても併  
合罪として論ず舊刑法時代の罪は裁  
判確定前の罪なることを要するは勿  
論なり

### 刑の執行假出獄及び時効

舊刑  
法及  
び其以前の法令によりて刑に處せら  
れたる者に對して刑の執行假出獄及  
び時効の規定を如何にすべきかは第  
十三條に定む而して此場合の刑の新

用シタルトキト雖モ確定裁判アリタル罪ト其罪トニ付キ併合罪ニ關スル規  
定ヲ準用ス

第十一條 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行後確定裁判アリタル後刑  
法施行後ニ犯シタル餘罪ニ付キ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル  
罪ニ舊刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ其罪ト餘罪トニ付キ併合  
罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二條 第七條第一項各號ニ記載シタル者刑法施行後有期徒刑ニ該ル罪ヲ  
犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

第十三條 刑法施行後ハ舊刑法又ハ舊刑法施行前ノ法令ノ刑ニ處セラレタル  
者ト雖モ刑ノ執行、假出獄及び時効ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但罰金又  
ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞務場ニ留置スル場合ニ於テハ檢事ノ

請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ爲ス可シ  
前項ノ場合ニ於テハ第二條及ヒ明治十四年第八十一號布告第一條ノ例ニ依  
リ主刑ノ對照ヲ爲ス可シ

舊の對照時効期間の起算及び時効中  
斷に何れの法を適用すべきかも同條  
に其疑を解けり  
執行猶豫 舊刑法の刑に處せられた  
る者に對しても刑の執行  
猶豫の規定は又準用さる  
假出獄 舊刑法時代に假出獄幽閉免  
除を得たる者に對し新刑法  
時代にても假出獄の規定に従ひて取  
扱はる  
換刑處分 舊刑法に依り罰金又は科  
料を完納すること能はざ  
るが爲め換刑處分に依り禁錮又は拘  
留に處せられたる者に對しては新刑  
法の換刑處分に關する規定を準用す  
感化院 現行刑法には懲治場留置な  
るものなし、然れども舊刑  
法に依り此執行を受け居るものは如

舊刑法ノ刑ニ處セラレタル者ノ刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時  
効ノ中斷ニ付テハ期滿免除ニ關スル規定ニ從フ  
第十四條 刑法施行後ハ舊刑法ノ刑ニ處ス可キ者ト雖モ刑ノ執行猶豫ニ付テ  
ハ刑法ノ規定ヲ準用ス  
前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲ス可シ  
第十五條 刑法施行前假出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免セラレタル者ニ付  
テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關スル規定ヲ準用ス  
刑法施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル爲メ輕禁錮又ハ拘留ニ換ヘラレタル  
者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法第十八條及ヒ第三十條ノ規定ヲ準用ス但  
留置ノ日數ハ其執行ノ日ヨリ起算シ刑法第十八條ノ期間ヲ超ユルコトヲ得  
ス  
第十六條 懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣  
ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得  
第十七條 關刑判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起  
算ス

一、何に處分すべきか第十六條に定む  
公權剝奪、公權停止、監視 行刑  
法に全く廢止されたり故に舊刑法に  
依り是等の言渡しを受けたるも現行  
刑法の施行と同時に其効力を失ふ  
附加刑として罰金を科せられたる者  
は新刑法施行の初めに於て未だ徵收  
せられざる額につき其効力を失ひ  
換刑處分に依り附加の罰金の代りに  
禁錮に處せられたる者も刑法施行以  
後の額に限り効力を失ふ  
刑名の變更 他の法律の刑名を刑法  
の刑名に變更するに於ては  
第二條に依りて其對照をなす而して  
他の法律の禁錮は有期の禁錮又は有  
期の懲役に變ず  
附加刑として定めたる公權の剝奪停

第十八條 剝奪公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨ  
リ其効力ヲ失フ但既ニ懲取シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セズ  
附加ノ罰金ヲ納完セサル爲メ換ヘラレタル禁錮ニ付キ亦前項ニ同シ  
第十九條 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二條ノ例ニ準シ刑法ノ刑ニ對照シテ  
之ヲ刑法ノ刑名ニ變更ス但單ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ變  
更ス  
他ノ法律ノ規定中剝奪公權、停止公權、監視及ヒ附加ノ罰金ニ處ス可キ旨  
ヲ定メタルモノハ之ヲ廢止ス  
第二十條 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間又ハ金額ヲ變更セズ但他ノ  
法律中特ニ期間又ハ金額ヲ定メサル刑ニ付テハ仍ホ舊刑法總則中期間又ハ  
金額ニ關スル規定ニ從フ  
第二十一條 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於テハ第二  
十三條ノ場合ヲ除ク外舊刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル  
第二十二條 他ノ法律中舊刑法ノ規定ヲ掲ケ又ハ舊刑法ノ規定ニ依リ若クハ  
之ニ依ラサルコトヲ定メタル場合ニ付キ刑法中其規定ニ相當スル規定アリ



正は監視罰金は此舊法に因り廢止となす新刑法を適用せずして他の法律を適用すべき場合には其刑の期間金額は變更せず又此場合に舊刑法に依り其期間金額の定め方を讓れる場合は舊刑法に依る

**加重減輕**

他の法律を適用すべき場合には舊刑法の加重減輕を爲す刑法の規定に依ること又は依らざることを定めたる場合に之れに相當する規定が新刑法にあるときは新刑法に依り變更す  
而して此場合の加重減輕は第二十三條に明かなり

**現行刑法と同一効力を有する舊刑法の規定** 現行刑法の實施と共に舊刑法は廢止

モノ六刑法ノ規定ニ變更ス  
爆発物取締罰則第十條ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ關スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加重減輕ニ關スル規定ニ從フ

第二十四條 明治二十二年法律第二十八號及ヒ明治二十三年法律第九十九號ハ之ヲ廢止ス

第二十五條 左ニ記載シタル舊刑法ノ規定ハ當分ノ内刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス  
一 第九十八條乃至第二百條  
二 第二編第四章第九節  
三 第三編第五章第三節  
四 第三編第四章第四節

刑法第八條ノ規定及ヒ本法中他ノ法律ニ關スル規定ハ之ヲ前項ノ規定ニ準用ス

されたるものなれども其中の左に掲ぐるものは當分廢止されずして其効力を有するものとす(第二十五條)

- 一、度其衝を偽造する罪
- 一、公選の投票を偽造する罪
- 一、傳染病豫防規則に關する罪
- 一、家資分産に關する罪

**他の法律の効力を及ぼす範圍**

第二十六條第一號より第十號迄に列擧されたる法律の罪に關する規定帝國外にて犯したる何人にも適用さる  
第二十七條第一號乃至第三號に掲げたる法律の罪に關する規定は帝國外に於て犯したる帝國臣民に之を適用す

**重罪輕罪** 人の資格を定むるに重罪の刑に處せられたる者は

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二條ノ例ニ從フ

- 一 軍機保護法ニ掲ケタル罪
- 二 徵兵令ニ掲ケタル罪
- 三 明治三十八年法律第六十六號ニ掲ケタル罪
- 四 通貨及證券模造取締法ニ掲ケタル罪
- 五 船舶法ニ掲ケタル罪
- 六 船員法ニ掲ケタル罪
- 七 船舶職員法ニ掲ケタル罪
- 八 船舶検査法ニ掲ケタル罪
- 九 戶籍法ニ掲ケタル罪
- 十 郵便法ニ掲ケタル罪
- 十一 舊刑法中印紙ノ偽造、變造及ヒ其知情使用ニ關スル罪
- 第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ
- 一 著作權法ニ掲ケタル罪
- 二 重要物産同業組合法ニ掲ケタル罪

何々することを得ずと云ふが如く他の法律にて人の資格を定むるに舊刑法の刑名を以て之を示すもの多あり而して新刑法には之等舊刑法の重罪輕罪の別なきを始めとし公權剝奪停止公權の事なく禁錮に重輕の別なきざるが如く舊刑法の刑名と異なる所多し他の法律に舊刑法の刑名を掲げて人の資格を定むる標準とせる場合に現行刑法時代となり之を如何にすべきか頗る不明なり茲を以て第二十八條乃至第三十七條に此疑を解かんが爲め詳細の規定をなせり

**刑事訴訟法中の改正** 舊刑法適用の手引として定められたる刑事訴訟法は刑法改正によりて其儘之れを新刑法の適用手續となして差支なきもあれど

三 移民保護法ニ掲ケタル罪  
第二十八條 人の資格其他ノ事項ニ關シ舊刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ刑法施行ノ爲メ變更セラレルコトナシ  
第二十九條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ト看做ス  
第三十條 前條ニ該當セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕罪ト看做ス  
前條ニ該當セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス  
前條ニ該當セサル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス  
前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス  
第三十一條 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ違背罪ト看做ス

又實體法なる刑法改正に従つて刑事訴訟法の改正を要する箇所も多かり是を以て本法第三十八條以下に於て必要なる改正をなしたり今左に其項目を列記せん

一、公訴時効、(三八)

二、地方裁判所の檢察が犯罪の捜査を終りたる時に爲すべき手續に其檢察が區裁判所の管轄に屬するものと思料したる事件に付きて證據書類に意見書を添付し區裁判所の檢察に送達すべしとの手續を加へたり(三九)

三、刑事訴訟法第二百五條語言を拒むことを得と云ふ中に第三號として醫師其他の者に關して追加規定を設けたり(四〇)

四、刑事訴訟法第二十六條第一項

第三十二條 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三條 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

第三十四條 前條ニ記載シタル者及ヒ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公權ヲ剝奪セラレタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ復権ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス

第三十五條 六年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ懲役ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ重禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ輕禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

第三十六條 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ舊刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ執行ヲ終り又ハ其執行

に依り宣誓を肯ぜざる証人又は  
 供述をかざる証人に對して言  
 渡すべき罰金を四十圓以下の罰  
 金又は科料とし同條第二項及び  
 第四百四十四條第一項の罰金の文  
 字を罰金又は科料と改めたり同  
 法第百三十八條の罰金の文字も  
 四十圓以下の罰金又は科料とな  
 したり

五、豫審終結の場合の言渡しに付  
 きて刑事訴訟法第百六十七條第  
 一項に本法第百四十二條の改正を  
 なしたり而して刑事訴訟法第百  
 六十八條は之を削除せり

六、檢事の免訴又は管轄違の決定  
 に對する抗告權を認む(四三)

七、新刑法に重罪輕罪の別ちなき  
 故刑事訴訟法第百三十六條中

ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレタルモノト看做ス

第三十七條 他ノ法律中舊刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル爲メ人  
 ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケザリシ場合ニ付テハ舊刑法第三十一條及ヒ  
 第三十三條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

第三十八條 刑事訴訟法第八條ヲ左ノ如ク改ム

第八條公訴ノ時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス

一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年

二 無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年

三 長期十年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年

四 長期五年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年

五 罰金ニ該ル罪ニ付テハ二年

六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第三十九條 刑事訴訟法第六十二條第三號ヲ左ノ如ク改ム

第三 區裁判所ノ管轄ニ屬スル罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ  
 意見書ヲ添ヘテ之ヲ區裁判所檢事ニ送致ス可シ

に使用したる重罪輕罪の文字不  
 必要となり之れを削除せり

八、地方裁判所の公判手續の規定  
 中刑事訴訟法の第二百四十一條  
 に本法四十五條の改正を加へた  
 り

九、控訴審の審理手續中刑訴第二  
 百六十四條に本法第四十六條の  
 改正を施す

十、裁判の執行に關し輕重二個の  
 裁判を執行する順序につき其重  
 きを先にする規定を刑訴第三百  
 十七條に追加せり

十一、死刑執行方法に關し刑訴第  
 三百十八條の二として規定を設  
 げ、心神喪失者、懷胎婦女の死  
 刑執行期は如何にして定むべき  
 かけ之を刑訴第三十八條の三と

第四十條 刑事訴訟法第二百五條第二號ヲ左ノ如ク改ム

第二 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人、又ハ此  
 等ノ職ニ在リシ者及ヒ宗教若クハ禮記ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニテ  
 其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル事實ニシテ默秘ス可キ  
 モノニ關スルトキ

第四十一條 刑事訴訟法第二百六條第一項中「刑法第百八十條ニ從ヒ罰金」  
 チ「四十圓以下ノ罰金又ハ科料」ニ改メ同條第二項中「罰金」チ「罰金又ハ科  
 料」ニ改ム

同法第百三十八條中「刑法第百七十九條ニ從ヒ罰金」チ「四十圓以下ノ罰金  
 又ハ科料」ニ改ム

同法第百四十四條第一項中「罰金」チ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第四十二條 刑事訴訟法第百六十七條第一項ヲ左ノ如ク改メ第三項ヲ削ル

被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト思料シタルトキハ公判ニ付ス  
 ル言渡ヲ爲ス可シ

第四十三條 刑事訴訟法第百七十二條ヲ左ノ如ク改ム

七、追加せり  
十二、懲役禁錮又は拘留の刑の執行停止に關する規定を刑訴第三百十九條第一項に加へたり(四九)  
十三、刑の執行停止の指揮及び罰金料没收追徴金の徴收の指揮方につきて第五十條の改正追加をなす  
十四、削除すべき規定は第五十一條第五十二條に明かなり

第七十二條 檢事ハ免訴又ハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得  
第四十四條 刑事訴訟法第二百三十六條中「輕罪、重罪ノ」ヲ削ル  
第四十五條 刑事訴訟法第二百四十二條ヲ左ノ如ク改ム  
第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキハ其事件ヲ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲スコシ檢事ノ請求アルトキ亦同シ  
被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムヘシ  
受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得  
第四十六條 刑事訴訟法第二百六十四條中「更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ」ヲ削ル  
第四十七條 刑事訴訟法第三百十七條ニ左ノ一項ヲ加フ  
監獄ニ於テ執行ス可キ二個以上ノ主刑ノ執行ハ其重キモノヲ先ニス但特別ノ事由アルトキハ檢事ハ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執行ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十八條 刑事訴訟法第三百十八條ノ次ニ左ノ二條ヲ加フ  
第三百十八條ノ二 死刑ノ執行ハ檢事及ヒ裁判所書記ノ立會ニテ之ヲ爲スコトヲ得  
死刑ノ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得ス但檢事又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス  
第三百十八條ノ三 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失シタルトキハ司法大臣ノ命令ニ因リ其痊癒ニ至ルマテ執行ヲ停止ス  
死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懷胎ナルトキハ分娩後司法大臣ノ命令アルニ非サレハ執行ヲ爲スコトヲ得ス  
第四十九條 刑事訴訟法第三百十九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其事故ノ止ムマテ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得  
一 心神喪失ノ状態ニ在ルトキ  
二 刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ  
三 受胎後七月以上ナルトキ

併合罪又は累犯。 裁判確定後刑法第

五十二條又は第五十八條によりて刑に異動を生ずべき場合に如何にして何人の請求に依り何れの裁判所に於て定むべきか其刑を定むる決定に對して如何なる場合に抗告することを得るかは第五十三條の定むる所なり

刑の執行猶豫。 此言渡しは判決を以て刑の言渡しと同時に言渡しをなし而して此言渡しは原判決が取消又破毀されたる場合の外は上訴により効力を失ふものにあらず刑の執行猶豫は刑法第二十六條に列擧されたる原因ある場合に其猶豫の言渡しを受けたる者の所在地又は最後の住所地の地方裁判所の檢察官其取消の請求をなすべきなり、而して其決定の方法及び此決定に對する抗告の事は第五

四 分曉後一月ヲ經過セサルトキ

第五十條 刑事訴訟法第三百二十條中「之ヲ爲ス可シ」ノ下ニ「刑ノ執行ノ停止ニ付キ亦同シ」ヲ加ヘ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ徵收ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第五十一條 刑事訴訟法第二十四條、第六十三條、第六十八條、第七十三條及ヒ第七十四條但書ハ之ヲ削ル

第五十二條 刑事訴訟法中復讐及ヒ特赦ニ關スル規定ハ之ヲ削ル

第五十三條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ爲シタル裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ爲ス可シ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 刑ノ執行猶豫ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡下同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡ス可シ

第五十五條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ハ上訴ニ因リ其効力ヲ失フコトナシ但原判

十四條第二項に明かなり明治三十八年法律第七十號に依り刑の執行猶豫の言渡しを受け新刑法實施の時に猶豫期間中なるしは新刑法により其言渡しを受けたるに其取扱を同じくす(五八)

私訴 民事の訴訟は總て民事訴訟法の規定に従いて其手續をなすべきものなれども公訴に附帶して提起するときに限り特別の簡便法を以て民事訴訟法的方式を限らず書面又は口頭にて之をなすを得とせり

贓物返還 犯罪に因りて得たる物件が犯人の手に存在する間は被害者の請求を待たずして其返還を命ずべきなり

訴訟費用 如何なる費用を刑事訴訟の費用となすべきか其範

決ヲ取消シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス

上訴裁判所ハ新ニ執行猶豫ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ爲ス可シ

前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 第五十三條及ヒ前條ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 明治三十八年法律第七十號ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ仍ホ猶豫ノ期間ヲ經過セサル者ハ刑法ニ依リ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十九條 明治三十九年法律第五十四號ハ之ヲ廢止ス

第六十條 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

圖は第六十二條に明なり  
日當旅費止宿料 證人鑑定人及び  
通事の日當は第

六十三條に依り其旅費及び止宿料は  
第六十四條に依りて豫審判事受託判  
事又は裁判所之を定む而して何時如  
何なる方法に依りて支給すべきかは  
第六十五條の定むる所なり  
鑑定又は通譯に多くの時間又は特別  
の技能を要するときは特別給與のこ  
とは第六十六條に之を規定す

訴訟費用の負擔者 公訴即ち刑事  
用は犯罪人に於て負擔すべきものに  
して共犯の場合には其犯人は連帶し  
て訴訟費用を負擔す

刑法施行法の施行時期 新刑  
法の施

第六十一條 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付ス  
ル言渡ヲ爲スコシ

第六十二條 左ニ記載シタルモノヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用トス  
一 豫審、公判ニ付キ呼出シタル證人、鑑定人及ヒ通事ニ給與ス可キ日  
當、旅費及ヒ止宿料

二 第六十六條ニ記載シタル費用  
第六十三條 證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ左ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受  
託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

一 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付キ金二十錢乃至金五十錢但止宿料ヲ給與  
スル場合ニ於テハ日當ヲ給與セズ  
二 鑑定人及ヒ通事ノ日當ハ出頭一度ニ付キ金三十錢乃至金五圓

第六十四條 證人、鑑定人及ヒ通事ノ旅費ハ海陸路ニ里ニ付キ金五錢乃至金  
二十錢ノ範圍内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但道路兩線  
以上アルトキハ最近ノ道路ヲ以テ旅費ヲ算定ス

前項ニ掲ケタル者ノ止宿料ハ一日ニ付キ金二十錢乃至金一圓ノ範圍内ニ於  
テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム但八里以上ノ地ヨリ來リ滞在ス  
ルトキニ非サレハ之ヲ給與セズ

行時期と同時なり即ち明治四十一年  
七月一日より實施され居るなり舊刑  
法及刑法附則其他舊刑法を施行する  
爲に制定公布されたる法令は明治四  
十一年七月一日を以て廢止されたり

第六十五條 證人、鑑定人及ヒ通事ノ日當、旅費及ヒ止宿料ハ豫審ニ於テハ  
其終結前、公判ニ於テハ其判決前ニ本人ヨリ請求スルニ非サレハ之ヲ給與  
セズ

第六十六條 鑑定、通譯ニ付キ多數ノ時間又ハ特別ノ技能者クハ費用ヲ要ス  
ルトキハ日當ノ外別ニ相當ノ金額ヲ給與スルコトヲ得

第六十七條 共犯ノ訴訟費用ハ共犯人ノ連帶負擔トス  
附則  
本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
刑法附則其他舊刑法施行ノ爲メ公布シタル法令ハ之ヲ廢止ス

決闘に關する件

決闘の意義 決闘とは相互に生命を賭して勝負を争ふことをいふなり

決闘に關する法律 決闘は法律上禁止され、罰金や懲役を科せられる。決闘に關する法律は、明治二十二年十二月三十日法律第三十四號に定められてゐる。

決闘ニ關スル件

(明治二十二年十二月三十日法律第三十四號)

- 第一條 決闘ヲ挑ミタル者又ハ其挑ニ應ジタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二條 決闘ヲ行ヒタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第三條 決闘ニ依テ人ヲ殺傷シタル者ハ刑法ノ各本條ニ照シテ處断ス
第四條 決闘ノ立會ヲ爲シ又ハ立會ヲ爲スコトヲ約シタル者ハ證人介添人等何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラズ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第五條 決闘ノ場所ヲ貸與シ又ハ供用セシメタル者ハ罰前項ニ同シ
第六條 前條ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ其重キモノハ重キニ從テ處断ス

しめたる者も之を罰す

爆發物取締規則

爆發物は危害甚大にして殊に治安に害を及ぼし易き物件なるを以て其所持使用は之を嚴重に取締らざる可らず之特別法を以て爆發物の取締規則を設けし所以也

爆發物取締罰則

(明治十七年十二月二十七日太政官布告第三十二號)

- 第一條 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身體財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆發物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑ニ處ス
第二條 前條ノ目的ヲ以テ爆發物ヲ使用セントスルノ際發覺シタル者ハ無期徒刑又ハ有期徒刑ニ處ス
第三條 第一條ノ目的ヲ以テ爆發物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者ハ重懲役ニ處ス
第四條 第一條ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止ル者ハ重懲役ニ處ス
第五條 第一條ニ記載シタル犯罪者ノ爲メ情ヲ知テ爆發物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販賣讓與寄藏シ及ヒ其約束ヲ爲シタル者ハ重懲役ニ處ス
第六條 爆發物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者第一條ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ證明スルコト能ハサル時ハ二年以上五年以下ノ重懲役ニ處ス

爆發物取締罰則 警察犯處罰令

ざるも然も其目的に非ずとの證明を  
 ない事能はざる製造者輸入者所持者  
 又は注文者は第六條に依りて處断さ  
 る  
 爆発物発見者は警察官吏に又以上述  
 べたる罪を犯すものあることを認  
 知したる者は警察官吏若くは危害を  
 被らんとする者に直ちに告知すべく  
 違ふ者は罰す  
 犯人藏匿隠避、罪證隠滅及び自首減  
 等のことは第九條及び第十一條に規  
 定す

ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス  
 第七條 爆発物ヲ発見シタル者ハ直ニ警察官吏ニ告知ス可シ違フ者ハ五圓以  
 上五十圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第八條 本則ニ記載シタル重罪犯アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官吏若  
 クハ危害ヲ被ラントスル人ニ告知ス可シ違フ者ハ六月以上五年以下ノ重  
 禁錮ニ處ス  
 第九條 本則ニ記載シタル重罪ノ犯人ヲ藏匿シ若クハ隠避セシメ又ハ其罪證  
 ヲ湮滅シタル者ハ正犯ノ刑ニ等又ハ二等ヲ減ス  
 第十條 (刑法施行法第二十二條第二項ヲ以テ廢止)  
 第十一條 第一條ニ記載シタル犯罪ノ豫備陰謀ヲ爲シタル者ト雖モ未タ其事  
 ヲ行ハザル前ニ於テ官ニ自首シ因テ危害ヲ爲スニ至ラサル時ハ本刑ヲ免シ  
 六月以上三年以下ノ監視ニ付ス第五條ニ記載シタル犯罪者モ亦同シ  
 第十二條 本則ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ仍ホ重キ者ハ重キニ從テ處断  
 ス

●警察犯處罰令

これ舊刑法の違警罪の大部にして刑  
 法其他の處罰法令に列擧されたるも  
 のと同じく社會生活社會の安寧秩序  
 及び善良の風俗に害ある行為不行爲  
 を罰するものにして其態容は千差萬  
 別なれ共兎に角く實際の便宜の點よ  
 り警察官廳に於て訊問處分せしむる  
 輕微なる犯罪を概括したるものなり  
 茲に注意すべきは警察犯處罰例に於  
 ては泥醉者の如き心神を喪失したる  
 者も處罰する事及び敬唆者幫助者も  
 原則として正犯者即ち違反行為をな  
 したる者も同様に處罰されるも之な  
 り他に殆んど説明の要なしと信する  
 が故に以下字義につきて少しく解釋  
 するに止めん

●警察犯處罰令

(明治四十一年九月二十九日  
 內務省令第十六號)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス  
 一 故ナク人ノ居住者ハ看守セサル邸宅建造物及ビ船舶内ニ潜伏シタル者  
 二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合者ハ容止ヲ爲シタル者  
 三 一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者  
 四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ爲シタル者  
 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十日未滿ノ科  
 料ニ處ス  
 一 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者  
 二 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者  
 三 蓋ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品入場券等ヲ配付シ  
 タル者  
 四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業  
 又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者

警察犯處罰例



**拘留** 拘留場に留置する刑罰にして其期間は一日以上三十日未満なり  
**故なく** 正当の事由なく  
**容止** 場所を供し給する  
**強談威迫** 強て談判をなし人をして畏怖心を抱かしめんとす  
**科料** 罰金刑と同刑法上の脅迫となる  
**換刑處分として** 一日以上三十日以内の期間に於て勞役場に留置する  
**合力** めぐみ  
**物品の購買を求めたる者** 賈を

- 五 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 六 新聞紙、雜誌ノ其他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 七 新聞紙、雜誌其他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者
- 八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者
- 九 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 十 自己占有ノ場所内ニ老幼不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若ハ人ノ死屍死胎アルコトヲ却リテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者
- 十一 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者
- 十二 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者

**惡戯又ハ妨害** いたすら又ハ妨り  
**祝儀** 一般の祝事は勿論個人的の祝儀も義を含む例へば葬式婚禮等の如し  
**自己占有の場所** 自己の支配の下にある場所を云ふ  
**公衆の自由に交通し得る場所** 十一に云へるは陸路即ち陸上の道路の意にして二十三に云へるは陸上の道路のみならず水路即ち海洋湖沼河川をも含む程度重き時は刑法上の罪となる  
**會同** よりあつまる  
**會衆** よりあつまる人々

- 十三 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危險ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ裝置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者
- 十四 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者
- 十五 雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯セス混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者
- 十六 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虚報ヲ爲シタル者
- 十七 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者
- 十八 病者ニ對シ禁服、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符神水等ヲ與ヘ醫藥ヲ妨ケタル者
- 十九 濫ニ催眠術ヲ施シタル者
- 二十 官職、位記、勳爵、學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ僭用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者
- 二十一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク爲シハナ肯セル者
- 二十二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ケ若ハ其ノ水

警察犯處罰令

流言浮説虚報 不實の言を言 祈禱  
 神佛に對すフツユ 祈禱に對すフツユ  
 符呪 符呪 禁厭 禁厭  
 神符 神のまも 備用 權利なくし  
 刺文 いれ墨は 榜示 榜示 取らざるを云ふ  
 汚漬 汚漬 撤去 撤去 禁條 禁條  
 たる個條例へは 公園内にて樹木の枝折  
 り取るを禁ずと云ふ如し  
 標燈 人の目しるしとなる屋外燈例へ  
 園圍 菜園花苑等の如し 花卉 花卉 草木

水路ニ障礙ヲ爲シタル者  
 二十三 河川、溝渠又ハ下水路ノ疎通ヲ妨クヘキ行爲ヲ爲シタル者  
 二十四 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者  
 二十五 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者  
 二十六 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又  
 ハ其設置ニ係ル榜標ヲ汚濁シ若ハ撤去シタル者  
 二十七 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ背セスシテ其ノ現場ニ立入り  
 若ハ其ノ場所ヨリ退去セス又ハ官吏ヨリ援助ヲ求テ受ケタルニ拘ラズ  
 傍觀シテ之ニ應セサル者  
 二十八 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ  
 消シタル者  
 二十九 他人ノ田野、園圍ニ於テ菜果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者  
 三十 使用者ニシテ勞役者ニ對シテ故ナク其ノ自由ヲ妨ク又ハ苛酷ノ取  
 扱ヲ爲シタル者  
 三十一 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者

勞役者 雇はれて勞働 苛酷 苛酷  
 追隨 追隨 拋擲 拋擲 放射 放射  
 死産 死産 擬裝 擬裝 營利 營利  
 解放 解放 公衆の目に觸るべき  
 場所 何人にもよく 袒裼 袒裼 裸程  
 か 臀部 醜態 醜態 尿管 尿管  
 忽ニ 忽ニ 故なく 故なく 召喚 召喚  
 召し出し 炮奏 洗滌 洗滌 剝皮 剝皮

三十二 他人ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ボスヘキ場所ニ對シ物件ヲ抛  
 擲シ又ハ放射シタル者  
 三十三 神祠、佛堂禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚濁  
 シタル者  
 三十四 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者  
 三十五 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者  
 三十六 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ  
 用ニ供シタル者  
 三十七 濫ニ他人ノ繫キタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者  
 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未満ノ科料ニ處ス  
 一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之ハ之レカ保存ヲ爲シ  
 タル者  
 二 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸程シ又ハ臀部、股部ヲ露ハ  
 シ其他醜態ヲ爲シタル者  
 三、街路ニ於テ尿管ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

皮をフクガイおほひ 取除の義務 清潔  
 びり 覆蓋 ふた けし 警逸 驚き  
 び傳染病預防法 依りて預ふ義務 喉 ける 警逸 驚き  
 紙 標札 かけ札例へば 招牌 かん  
 標札 門標の如し 招牌 かん  
 榜標 めじるし 損壞 われる 田圃 畑  
 教唆 罪を犯す意思のなき者にすしめ  
 つ其罪を犯さしむるを教唆と云ふ  
 幫助 手助け即ち他人の罪を犯すこと  
 しむるを幫助と云ふ

- 四、濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他劇發スルヘキ物ヲ玩ヒタル者
- 五、家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚ク者
- 六、石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者
- 七、開業ノ醫師、産婆故ナク病者又ハ妊婦産婦ノ招キニ應セサル者
- 八、故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者
- 九、炮煮、洗滌、剥皮等ヲ要セス其儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設クス店頭ニ陳列シタル者(覆蓋トハ硝子ノ蓋カ蚊帳網杯ライフ)
- 十、濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者
- 十一、監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者
- 十二、濫ニ犬其ノ他ノ獸類ヲ吠シ又ハ騷逸セシメタル者
- 十三、狂犬、猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ逃走セシメタル者
- 十四、公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者
- 十五、濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚濁シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ

拘留料に當る罪は警察犯處罰例に規定せるもの、外各地方に於て必要に應じ命令を以て之を定むるもの頗る多し

- 他人ノ標札招牌賣家札其ノ他標榜ノ類ヲ汚濁シ若ハ撤去シタル者
- 十六、橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ恐アル場所ニ舟筏ヲ繫キタル者
  - 十七、通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタル者
- 第四條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附 則  
 本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

刑事訴訟法

- 刑事訴訟法
- 違警罪即決例
- 監獄法
- 監獄法施行規則
- 囚人及刑事被告人押送規則
- 囚人及刑事被告人押送細則

● 刑事訴訟法目次

|                     |   |
|---------------------|---|
| 第一編 總則              | 一 |
| 第二編 裁判所             | 六 |
| 第一章 裁判所ノ管轄          | 六 |
| 第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避、回避 | 九 |
| 第三編 犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審    | 二 |
| 第一章 捜査              | 二 |
| 第一節 告訴及ヒ告發          | 三 |
| 第二節 現行犯罪            | 四 |
| 第二章 起訴              | 五 |
| 第三章 豫審              | 六 |
| 第一節 令狀              | 七 |
| 第二節 密室監禁            | 三 |
| 第三節 證據              | 三 |
| 第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質      | 三 |
| 第五節 檢證、捜索及ヒ物件差押     | 四 |
| 第六節 證人訊問            | 七 |

刑事訴訟法目次

|                      |   |
|----------------------|---|
| 第七節 鑑定               | 三 |
| 第八節 現行犯ノ豫審           | 三 |
| 第九節 保釋               | 四 |
| 第十節 豫審終結             | 六 |
| 第四編 公判               | 四 |
| 第一章 通則               | 四 |
| 第二章 區裁判所公判           | 五 |
| 第三章 地方裁判所公判          | 五 |
| 第五編 上訴               | 五 |
| 第一章 通則               | 五 |
| 第二章 控訴               | 六 |
| 第三章 上告               | 六 |
| 第四章 抗告               | 六 |
| 第六編 再審               | 六 |
| 第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續 | 七 |
| 第八編 裁判執行、復権及ヒ特赦      | 七 |
| 第一章 裁判執行             | 七 |
| 第二章 復権               | 七 |

|            |    |
|------------|----|
| 第三章 特赦     | 共  |
| 附則         | 共  |
| ○違警罪即決例    | 七  |
| ○監獄法       | 七  |
| 第一章 總則     | 八  |
| 第二章 收監     | 八  |
| 第三章 拘禁     | 九  |
| 第四章 戒護     | 九  |
| 第五章 作業     | 一〇 |
| 第六章 教誨及七教育 | 一〇 |
| 第七章 給養     | 一一 |
| 第八章 衛生及七醫療 | 一一 |
| 第九章 接見及七信書 | 一二 |
| 第十章 領置     | 一二 |
| 第十一章 賞罰    | 一三 |
| 第十二章 釋放    | 一三 |
| 第十三章 死亡    | 一四 |
| 附則         | 一四 |
| ○監獄法施行規則   | 一四 |

|               |    |
|---------------|----|
| 第一章 總則        | 七  |
| 第二章 收監        | 八  |
| 第三章 拘禁        | 九  |
| 第四章 戒護        | 九  |
| 第五章 作業        | 一〇 |
| 第六章 教誨及七教育    | 一〇 |
| 第七章 給養        | 一一 |
| 第八章 衛生及七醫療    | 一一 |
| 第九章 接見及七信書    | 一二 |
| 第十章 領置        | 一二 |
| 第十一章 賞罰       | 一三 |
| 第十二章 釋放       | 一三 |
| 第十三章 死亡       | 一四 |
| 附則            | 一四 |
| ○囚人及刑事被告人押送規則 | 一五 |
| ○囚人及刑事被告人押送細則 | 一六 |
| 刑事訴訟法目次終      | 一六 |

刑事訴訟法

總則 刑事訴訟法の全体に通ずる規定なり

公訴 犯罪あるに當り國家が其犯罪を請求する訴を公訴と云ふ

公訴を爲す權ある者は國家なり、即ち國家は檢事をして國家を代表し公訴を裁判所に提起せしむ

公訴權消滅原因 公訴を爲す權は消滅す  
一、被告人の死亡  
二、告訴を経て受理すべき事件に付ては告訴の拋棄、例へば茲通罪の

刑事訴訟法

第一編 總則 (明治二十三年十月七日法律第九十六號)

第一條 公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルコトヲ目的トスルモノニシテ法律ニ定メタル區別ニ從ヒ檢事之ヲ行フ

第二條 私訴ハ犯罪ニ因リ生ジタル損害ノ賠償、贓物ノ反還ヲ目的トスルモノニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス

第三條 公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニ非ス又告訴、私訴ノ拋棄、因テ消滅スルモノニ非ス但法律ニ於テ特ニ定メタル場合ハ此限ニ在ラス

第四條 私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハラズ公訴ニ付キ第二審ノ判決アルマテ何時ニテモ其公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコトヲ得

第五條 被告ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ公訴附帶ノ私訴ニ參加スルコトヲ得

第六條 賠償、返還ヲ要ムル妨礙ト爲ルコトナカル可シ

刑事訴訟法 總則

場合、姦婦の夫が姦通の告訴をな  
さいるときに如し

三、確定判決 判決が確定すれば再  
び公訴 提起をなす能はず

四、犯罪後頒布したる法律に因り其  
刑の廢止

五、大赦

六、時効

**公訴の時効** 時効は犯罪の後ち一定  
の期間經過するに因り  
完成す但繼續犯に付ては其の最終の  
日より計算す

一、死刑に該る罪は十五年  
二、無期又は長期十年以上の懲役若  
くは禁錮に該る罪は十年  
三、長期十年未満の懲役又は禁錮に  
該る罪は七年  
四、長期五年未満の懲役若くは禁錮  
又は罰金に該る罪は三年

第一 被告人ノ死去  
第二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄  
第三 確定判決  
第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止  
第五 大赦  
第六 時効

第七條 私訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス  
第一 拋棄又ハ和解  
第二 確定判決  
第三 時効

第八條 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ完成ス(刑法施行法第三十  
八條ニテ改正)

一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年  
二 無期又は長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年  
三 長期十年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年  
四 長期五年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年

五、刑法一八五條の罪は一年  
六、拘留、科料に該る罪は六月、時  
効は起訴後審、公判の手續に因り  
其期間の經過を中斷す、其未だ發  
覺せざる共犯者に付ても同じ

**私訴** 私訴は犯罪に因り生じたる損  
害の賠償、贓物の返還を目的  
とする訴にして被害者か加害者を相  
手取り刑事裁判所に提起す  
私訴は本來民事裁判所に提起すへき  
性質のものなれ共便宜上其犯罪を審  
理しつゝある刑事の公訴に附帶して  
起すことを得せしむるなり

私訴は金額の多寡に拘はらず第何審  
たるを問はず何時にても公訴事件  
を審理しつゝある裁判所に提起する  
ことを得るものとす、然れ共上告審  
には之を起すことを得ず

五 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年  
六 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第九條 私訴ノ時効ハ被害者無能力ナルトキ又ハ公訴ニ附帶セスシテ其訴ヲ  
爲シタルトキト雖モ公訴ノ時効ト其期間ヲ同クス

公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタルトキハ民法ニ定メタル時効ノ例ニ從フ

第十條 公訴、私訴ノ時効ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス但繼續犯罪ニ付テ  
ハ其最終ノ日ヨリ起算ス

第十一條 時効ハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ經過ヲ  
中斷ス其未だ發覺セサル正犯、從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ

時効ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨ  
リ更ニ其期間ヲ起算ス

第十二條 起訴、豫審又ハ公判ノ手續其規定ニ背キタルニ因リ無効ニ屬スル  
トキハ時効ノ經過ヲ中斷スル效ナカル可シ但裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其  
手續ノ無効ニ屬スルトキハ此限ニ在ラス

第十三條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ其訴訟ノ理由告  
訴人、告發人又ハ民事原告人ノ意思若クハ重過失ニ出テタルトキハ是等ノ

私訴権消滅原因

私訴を爲す權は左の事項に因て消滅す

- 一、抛棄又は和解
- 二、確定判決
- 三、時効

被告人の損害賠償請求權

被告人が事件の免訴又は無罪の言渡を受けたる場合に其告訴が被告人告發人の無意若しくは重過失に出でたる時は是等の者に損害賠償を請求する事を得、又被告人刑の言渡を受けた時は雖第十三條二項以下の事あるときは損害賠償を請求することを得、但被告人無罪の言渡しを受けたりと雖刑事檢察書記兼司法警察官又は巡査憲兵卒に對し要償の訴を起す事を得ず尤も是れ等官吏が故意を以

者ニ對シ損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得

被告人刑ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ告發人、告發人又ハ民事原告人ヨリ惡意若クハ重過失ニ因リ其犯罪ニ付キ過實ノ申立ヲ爲シタルトキ亦同シ

民事原告人ト訴ヲ爲シ敗訴シタルトキハ被告人其上訴ニ因リ生シタル損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得

要償ノ訴ハ本案ノ判決アルマテ何時ニテモ其裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十四條 被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ判事、檢事、裁判所書記、執達吏、司法警察官又ハ巡査、憲兵卒ニ對シ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス但是等ノ官吏被告人ニ對シ故意ヲ以テ損害ヲ加ヘ又ハ刑法ニ定メタル罪ヲ犯シタル場合ハ此限ニ在ラス

第十五條 此法律ニ於テ期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算シ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス若シ最終ノ日休假ニ當ルトキハ期間ニ算入ス可カラズ但時効ノ期間ハ此限ニ在ラス

一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テシ一月ト稱スルハ三十日ヲ以テシ一年ト稱スルハ曆ニ從フ

第十六條 此法律ニ定メタル期間ニハ海陸路八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ加フ八里

期間計算

て損害を加へ又官吏が刑法に定めたる犯罪したる場合に此の限にあらず

其日を算入す若し最終日か休假に當る時は期間に算入せず但時効の期間は此限にあらず

一日と稱するは二十四時間を以てし一月と稱するは三十日を以てし一年と稱するは曆に從ふ

期間には海陸路八里毎に一日の猶豫を加ふ八里に滿たさるものと雖三里以上なるとき亦同じ

書類の作成

官公吏の作る可き書類は所屬官署公署の印を用ひ年月日及び場所を記載して署名捺印し毎葉に契印すべし若し官公署の印を用ふる事能はざる場合は

二滿サルモノト雖モ三里以上ナルトキ亦同シ

島嶼又ハ外國ニ付テハ裁判所ニ於テ特ニ附加期間ヲ定ムルコトヲ得

第十七條 此法律ニ於テ訴訟ヲ爲スニ付キ定メタル期間ヲ經過シタルトキハ特別ノ場合ヲ除ク外其訴訟ヲ爲ス權ヲ失フ可シ

第十八條 訴訟關係人ハ裁判所所在ノ地ニ住マサルトキハ其地ニ假住所ヲ定メ裁判所ニ届出シ可シ否ヲサルトキハ書類ノ送達ナシト雖モ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

第十九條 書類ノ送達ハ此法律ニ於テ別ニ規定アラサルトキハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第二十條 官吏、公吏ノ作ル可キ書類ハ其所屬官署、公署ノ印ヲ用ヒ年月日及ヒ場所ヲ記載シテ署名捺印シ毎葉ニ契印ス可シ若シ官署、公署ノ印ヲ用ユルコト能ハサル場合ニ於テハ其事由ヲ記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其書類ノ効ナカル可シ

官吏、公吏ニ非サル者ノ作ル可キ書類ニハ本人自ラ署名捺印ス可シ

第二十一條 官吏、公吏訴訟ニ關スル書類ノ原本、正本又ハ謄本ヲ作ルニ付キ文字ヲ改竄ス可カラズ若シ挿入、削除及ヒ欄外ノ記入アルトキハ之ニ認



其事由を記載すべし、訴訟に干する書類の原本正本又は謄本を作るに該リ挿入削除増加の記入をなしたる時は之に認印し文字を削除する時は之を讀み得べき様字體を存し其數を記載すべし否らされば其書類の効なし

印ス可シ文字ヲ削除スルトキハ之ヲ讀ミ得ヘキ爲メ字體ヲ存シ其數ヲ記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其變更増減ノ効ナカル可シ  
第二十一條ノ二 官吏、公吏ニ非サル者ノ署名捺印ス可キ場合ニ於テ捺印スルコト能ハサルトキハ署名ノミヲ爲シ署名スルコト能ハサルトキハ立會人ヲシテ代署セシメ捺印ノミヲ爲シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ立會人チシテ代署セシム可シ  
立會人ハ其代署ノ事由ヲ記載シテ署名シ又ハ署名捺印ス可シ  
官吏、公吏ノ面前ニ於テハ本人署名スルコト能ハサル場合ト雖モ立會人ヲ要セス官吏、公吏代署シテ其事由ヲ附記ス可シ  
第二十二條 此法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニモ亦之ヲ適用ス  
頒布以前ニ爲シタル訴訟手續當時ノ法律ニ背カサルトキハ其效アリトス  
第二十三條 此法律ハ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ處分ス可キ者ニ適用スルニ下テ得ス  
第二十四條 (削除)

### 第二編 裁判所 第一章 裁判所ノ管轄

#### 裁判所の管轄

管轄は裁判所構成法の規定に於て定まる

管轄は裁判所構成法の規定に於て定まる尚ほ本法第二十五條以下に於ては管轄の疑はしき場合に付て之を規定せり  
事物管轄及土地管轄の抵觸。一罪又は數罪に關する正犯數人あるときは最初豫審又は公判に着手したる裁判所か總ての正犯に對する被告事件を管轄す  
事物管轄の抵觸。同一の被告人の一罪又は數罪に付き二個以上の事物管轄を異にしたる裁判所が同時に公訴を受理したるときは上級の裁判所之を管轄す  
土地管轄の抵觸。同一の人に對する一個又は數個の被告事件に付き二個以上の土地管轄を有する裁判

第二十五條 犯罪ノ種類ニ關スル裁判所ノ管轄ハ裁判所構成法ノ規定ニ從フ管轄ヲ異ニスル數箇ノ犯罪ニ付キ同時ニ同一ノ被告人ニ對シテアリタルトキハ上級ノ裁判所併セテ之ヲ管轄ス  
第二十六條 同等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地又ハ被告人所在ノ地ノ裁判所ヲ以テ豫審及ヒ公判ノ管轄ナリトス  
第二十七條 數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ於テハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス  
第二十八條 從犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス  
數箇ノ裁判所ノ管轄ニ屬スル正犯數名アルトキハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス  
裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル皇族ノ犯罪ニ付テハ其正犯、從犯ハ身分ノ如何ヲ問ハズ大審院ニ於テ之ヲ管轄ス  
第二十九條 外國ニ在テ犯シタル罪本邦ノ法律ニ依リ處断ス可キモノニシテ内地ニ於テ被告人ヲ逮捕シタルトキハ逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス又外國ヨリ送致シタルトキハ送致ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス  
關席判決ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ被告人最後ノ住所ノ地ノ裁判所ヲ以テ其

所に於ては最初審又公訴の處分に見手したる裁判所管轄を指定管轄。指定管轄とは裁判所指定の決定に依り有する裁判所の管轄を云ふ其原因左の如し  
 一、管轄區域裁判の事件の審判を爲す事を得ざる事情ある場合其代理をなすべき區裁判所亦審判を爲す事を得ざる事情あり  
 二、管轄區域不明なる場合  
 三、權限争議ある場合。例へば  
 四、同等裁判所が同時に豫審又は公判の處分に見手したるとき二以上の裁判所が共に管轄權を有し得る場合  
 五、確定裁判を爲したる場合  
 六、管轄裁判指定の手續は刑訴第三二條

管轄ナリトス  
 第三十條 海船内ノ犯罪ニ付テハ定繫港又ハ犯罪後最初ニ着船シタル地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス  
 第三十一條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲ス場合及ヒ其決定ヲ爲ス裁判所ハ裁判所構成法第十條ノ規定ニ從フ  
 第三十二條 管轄裁判所ノ指定ニ付テノ申請ハ檢事其他訴訟關係人ヨリ之ヲ爲スコトヲ得  
 第三十三條 大審院ニ於テ管轄裁判所ヲ指定ス可キ場合ニ於テハ檢事總長ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其申請ヲ爲スコトヲ得  
 第三十四條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲サントスル者ハ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ其趣意書ヲ差出スコトヲ得  
 第三十五條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ハ司法大臣ノ命ニ因リ大審院檢

第三三條に規定セリ  
 移轉管轄。移轉管轄とは公安の爲め嫌疑の爲め管轄裁判所に於て裁判する事を得ざる場合他の裁判所に移すを云ふ公安の爲めにする移轉は重大なる事情に因り裁判に對し紛擾又は危險を生ずる恐ある場合に於て其事件を他の裁判所に移すを云ふ嫌疑の爲めにする移轉は被告人の身分地方の民心又は訴訟の模様に因り審判の公平を維持する事能はざる場合其管轄を他の裁判所に移すを云ふ  
 管轄裁判所職員ノ除斥 除斥とは判事書記が其事件より法律上當然脱退するを云ふ而して其原因たる事實は左の如し  
 一、判事書記が被害者なるるとき

事總長ヨリ其院ニ之ヲ爲スコトヲ得  
 第三十六條 大審院ニ於テハ訴訟關係人ノ申立ヲ聽クコトナク其申請ヲ決定スヘシ  
 第三十七條 被告人ノ身分、地方ノ民心又ハ訴訟ノ模様ニ因り裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル恐アルトキハ嫌疑ノ爲メ其事件ヲ同等ナリトスル裁判所に移スコトヲ得  
 第三十八條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ檢事其他訴訟關係人ヨリ之ヲ爲スコトヲ得  
 第三十九條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲サントスル者ハ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ其趣意書ヲ差出スコトヲ得  
 第四十條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ハ司法大臣ノ命ニ因リ大審院檢  
 第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避、回避  
 第三十九條 前條ノ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ於テハ書類ニ依リ其申請ヲ決定ス可シ

二、判事書記又は其配偶者と被告人  
 被害者又は是等の者の配偶者と親  
 屬なるとき但姻族に付ては婚姻の  
 解除したるときと雖も亦同じ  
 三、判事書記其事件に付き証人鑑定  
 人と爲りたるとき又は被告人若し  
 くは被害者の法律上代理人(例へ  
 は親権者後見人の如し)なるとき  
 四、判事其事件の豫審終結に干與し  
 又は不服を申立てられたる裁判の  
 前審に干與したるとき  
 前審に干與したるとき  
 除斥原因たる事實の存する場  
 合の偏頗なる裁判をなす事  
 疑ふに足る情状ある場合に檢事其他  
 訴訟干係人よりの申請に基き其事件  
 より脱退せしむるを云ふ  
 判事書記が除斥原因のある事  
 を認め自ら回避の申立をなし  
 其事件より脱退するを云ふ

第一 判事被害者ナルトキ  
 第二 判事又ハ其配偶者ト被告人 被害者又ハ是等ノ者ノ配偶者ト親屬  
 ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ  
 第三 判事其事件ニ付キ証人、鑑定人ト爲リタルトキ又ハ被告人若クハ  
 被害者ノ法律上代理人ナルトキ  
 第四 判事其事件ノ豫審終結ニ干與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ノ  
 前審ニ干與シタルトキ  
 第四十一條 判事法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレル場合及ヒ偏頗ナル  
 裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ル可キ情状アル場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係  
 人ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得  
 第四十二條 忌避ノ申請及ヒ其裁判ニ付テハ民事訴訟法第三十四條乃至第三  
 十八條ノ規定ニ從フ  
 第四十三條 忌避ノ申請アリタルトキハ公判ニ付テハ其辯論ヲ中止ス可シ豫  
 審ニ付テハ仍ホ其處分ヲ繼續ス可シ但急速ヲ要セサル事件ニ付テハ豫審手

犯罪の捜査  
 犯罪ありたるときに  
 犯人及證據を捜査す  
 ることを犯罪の捜査と云ふ  
 檢事は告  
 訴發現行犯其他の原因によりて犯  
 罪のありたることを知りたるとき又  
 は犯罪ありと思料したるときは捜査  
 すべき義務あり

司法警察官  
 犯罪を捜査するは司法  
 警察なり  
 檢察官が司法警  
 察官を行ひ得るは勿論なれども東京  
 府に於ては警視總監北海道にては道  
 廳長官其他の土地にては府縣知事の  
 地方長官は各其管轄内にて司法警察  
 官として犯罪を捜査する檢察と同檢  
 査の權を有す  
 又檢察の補佐として檢察の指揮に従  
 ひ司法警察官として犯罪の捜査をな  
 すべき官吏を第四十七條に列擧し  
 たり、船舶内の犯罪の捜査は船長之

續ヲ中止スルコトヲ得  
 第四十四條 判事自ら第四十條ニ定メタル理由アルコトヲ認メ又ハ回避ス可  
 キモノト思料シタルトキハ忌避申請ノ管轄裁判所ニ回避ノ申立ヲ爲ス可シ  
 其裁判所ニ於テハ回避ノ申立ヲ裁判ス可シ  
 第四十五條 本章ノ規程ハ裁判所書記ニモ之ヲ準用ス但し其裁判ハ書記所屬ノ  
 裁判所之ヲ爲ス可シ

第三編 犯罪ノ捜査起訴及ヒ豫審  
 第一章 捜査  
 第四十六條 檢察官後ニ記載シタル告訴、告發、現行犯其他ノ理由ニ因リ犯  
 罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ其證據及ヒ犯人ヲ搜  
 査ス可シ  
 第四十七條 警視總監及ヒ地方長官ハ各其管轄地内ニ於テ司法警察官トシテ  
 犯罪ヲ捜査スルニ付キ地方裁判所檢察官ト同一ノ權ヲ有ス但東京府知事ハ此  
 限ニ在ラス  
 左ニ記載シタル官吏、公吏ハ檢察官ノ補佐トシテ其指揮ヲ受ケ司法警察官ト

なすべきものとす  
 告訴 犯罪に因りて損害を受けたる者即ち被害者より犯罪のありたることを検事又は司法警察官に申告することとを告訴と云ふ  
 告訴は口頭、書面又は代人を以てなすことを得又法定代理人は無能力者に代りて告訴をなすことを得  
 告訴人は自己の知りたる範圍内に於て其證據及び参考となるべきことを申立つべし  
 司法警察官が告訴を受けたるときになすべき手續は第四十九條第二項に明かなり

- シテ犯罪ヲ捜査ス可シ
- 第一 警視警部長、警部、警部補
  - 第二 憲兵將校、下士
  - 第三 島司
  - 第四 郡長
  - 第五 林務官
  - 第六 市町村長
- 第四十八條 海船内ノ犯罪ニ付テハ船長ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フ可シ
- 第一節 告訴及ヒ告發
- 第四十九條 何人ニ限ラス犯罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ犯罪ノ地若クハ被告人所在ノ地ノ検事又ハ司法警察官ニ告訴スルコトヲ得
- 司法警察官告訴ヲ受ケタルトキハ違警罪ニ付キ即決ヲ爲ス場合ヲ除ク外違警罪ニ其書類ヲ管轄裁判所ノ検事ニ送致ス可シ
- 第五十條 告訴人ハ成ル可ク其證據及ヒ事實參考ト爲ル可キコトヲ申立ツ可シ
- 第五十一條 告訴ハ告訴人ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲ス可シ

告訴狀(告發狀も之に準ず)

住所 族稱 職業 何 某  
 住所 族稱 職業 何 某  
 勝務罪ノ告訴 被告 何 某  
 事 被告 何 某  
 被告訴人ハ明治年月日告訴人ノ妻フミ(明治二十二年三月生レ)ナルモノヲ甘言ヲ以テ誘拐シ現ニ何處何番地何某宅ニ件ヒ潜伏致居リ候右ハ刑法第二百二十四條第二百二十五條ニ該當スル犯罪ト認メ此段告訴提起致候也

又告訴ハ口述ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得其告訴ヲ受ケタル官吏ハ調査ヲ作リ告訴人ニ之ヲ讀聞カセ共ニ署名捺印ス可シ若シ告訴人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第五十二條 官吏、公吏其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ速ニ其職務ヲ行フ地ノ検事ニ告發ス可シ

告發ハ官吏、公吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲シ成ル可ク證據及ヒ事實參考ト爲ル可キ事物ヲ添フ可シ

第五十三條 何人ニ限ラス犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ第五十一條第五十一條ノ規定ニ從ヒ其所在ノ地若クハ犯罪ノ地ノ検事又ハ司法警察官ニ告發スルコトヲ得

告發ヲ受ケタル司法警察官ハ第四十九條ノ規定ニ從ヒ其處分ヲ爲ス可シ

第五十四條 告訴、告發ハ代人ニ委任シテ之ヲ爲スコトヲ得但第五十二條ノ場合ハ此限ニ在ラス

無能力者ノ告訴ハ法律上代理人之ヲ爲スモ其效アリトス

第五十五條 告訴、告發ハ其取下ヲ爲シ又ハ其中立ヲ變更スルコトヲ得此場合ト雖モ第十三條ノ規定ニ從ヒ被告人ヨリ要償ノ訴ヲ受ケルコトアリ可シ

**告發** 被害者以外の者より検事又は司法警察官に犯罪のありたることを申告するを告發と云ふ、何人に限らず犯罪ありたることを知りたる者又は犯罪ありと思料したる者は告發することを得、官吏公吏が其職務を行ふに因りて犯罪あることを知りたるときは其職務を行ふ土地の検事に直ちに告發すべき義務あり、告發も口頭又は代人を以て之をなすことを得れども官吏公吏のなす告發犯罪の證據及び事實參考となるべきことを記載したる告發状を作り之に署名捺印して検事又は司法警察官に差出すべし。

○告發(告發)取下書

住所 族稱 職業 某 某  
 住所 族稱 職業 何 何  
 被告 族稱 職業 何 何  
 被告 族稱 職業 何 何

**第二節 現行犯罪**

第五十六條 現行犯罪トハ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル罪ヲ謂フ

第五十七條 重罪、輕罪ニ付キ左ノ場合ハ現行犯ニ准ス

第一 犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セラレルトキ

第二 兇器、贓物其他ノ物件ヲ携帯シ又ハ身體、被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料ス可キトキ

第三 家宅内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其犯人ト思料ス可キ者ヲ逮捕スル爲メ、主ヨリ官吏ニ其處分ヲ求メタルトキ

第五十八條 司法警察官及ヒ巡查、憲兵卒其職務ヲ行フニ當リ重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アルコトヲ知りタルトキハ令狀ヲ待タズシテ被告人ヲ逮捕ス可シ

罰金ノ刑ニ該ル可キ輕罪又ハ違警罪ノ現行犯アルコトヲ知りタルトキハ被告人ノ氏名、住所ヲ問ヒ輕罪ニ付テハ檢事、違警罪ニ付テハ即決ヲ爲ス可キ官署ニ告發ス可シ其氏名、住所分明ナラス又ハ逃亡ノ恐アル者ハ檢事若クハ官署ニ引致スルコトヲ得

告訴人ハ明治何年月日被告何人何某ニ對シ横領罪ノ(告訴)告發ナ何處ニ提起致候處何々ノ事由ニ依リ右告訴(告發)取下候也

年月日 右 告訴(告發)人 某◎

何裁判所檢事局(何警察署長)御中

**現行犯** 罪を現に行ひ又は現に行ひ終りたる際に發覺したるを現行犯と云ふ、現行犯は普通犯罪の捜査と其取扱を異にし司法警察官巡查憲兵卒等は判事の令狀なくして直ちに犯人を逮捕し證據を集むることを得、又檢事は豫審判事の職務を行ふことを得るなり、之れ犯人の逮捕及び證據を集むるの便宜を旨とせるなり

現行犯の場合は何人にてし犯人を逮捕

第五十九條 巡查、憲兵卒被告人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ司法警察官ニ引致スヘシ

其被告人ヲ受取りタル司法警察官ハ逮捕及ヒ告發ニ付テハ調査ヲ作ル可シ

第六十條 何人ニ限ラス重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アル場合ニ於テハ直チニ被告人ヲ逮捕スルコトヲ得

第六十一條 前條ノ場合ニ於テ被告人ヲ逮捕シタル者ハ之ヲ司法警察官ニ引致ス可シ若シ引致スルコトヲ得サルトキハ自己ノ氏名、職業、住所及ヒ其逮捕ノ事由ヲ陳述シ假ニ之ヲ巡查、憲兵卒ニ引渡スコトヲ得

被告人ヲ巡查、憲兵卒ニ引渡シタルトキハ速ニ告訴又ハ告發ヲ爲ス可シ

被告人又ハ巡查、憲兵卒ハ逮捕ヲ爲シタル者ニ對シ共ニ官署ニ至ルコトヲ求ムルヲ得但逮捕ヲ爲シタル者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ其求テ拒ムコトヲ得ス

**第二章 起訴**

第六十二條 地方裁判所檢事犯罪ノ捜査ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲ス可シ

第一 重罪ト思料シタル事件ニ付テハ豫審判事ニ豫審ヲ求ム可シ

捕することを得

現行犯

現行犯にあらざるも、犯人の逮捕及び證據を蒐集する爲め便宜上現行犯に準じて取扱ふものあり之を準現行犯と云ふ如何なる場合に其罪を準現行犯と看做すかは第五十七條第一號乃至第三號に例示せり

司法警察官等が現行犯あることを知りたる時、司法警察官及び職務上現行犯あることを知りたる場合に如何にすべきかは各罪の種類に因り第五十八條に其手續を詳細に規定せり

巡查憲兵卒が犯人嫌疑者を逮捕したる時は直ちに司法警察官に送致すべく被告人を受取りたる司法警察官

第二 輕罪ト思料シタル事件ニ付テハ其輕重難易ニ從ヒ豫審ヲ求メ又ハ直テニ其裁判所ニ訴テ爲スコシ

第三 區裁判所ノ管轄ニ屬スル罪ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ區裁判所檢事ニ送致スコシ(刑法施行法第三十九條ヲ以テ本號改正)

第六十三條 (削除)

第六十四條 檢事ハ被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セザルモノト思料シタルトキ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致スコシ

被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シタルトキハ起訴ノ手續ヲ爲スコカラス

第六十五條 前數條ノ場合ニ於テ被告事件告訴ニ係ルトキハ檢事ヨリ其處分ヲ被害者ニ通知スコシ

第六十六條 檢事豫審ヲ求ムルトキハ證據及ヒ事實參考ト爲ル可キ事物ヲ送致シ且隨檢ス可キ場所、逮捕ス可キ人名及ヒ證人ト爲ル可キ者ヲ指示スコシ

第三章 豫審

普通人が現行犯人を逮捕したる場合の手續

は逮捕及び告發に付きての調書を作成すべし  
普通人が現行犯人を逮捕したる場合は直ちに之を司法警察官に引致すべく若し司法警察官に引致すること能はざるときは自己の住所職業氏名及び犯人を逮捕したる理由及び模様を陳述して巡查憲兵卒に引渡すも可なり、此場合には引渡をなしたる普通人は直ちに告訴告發の手續をなすべし、而して被告人巡查憲兵卒等は逮捕者に警察官送同行を求むることを得此請求ありたるとき逮捕者は正當の事由なき以上は必ず其請求に應じて同行すべし  
檢事が犯罪捜査の結果確かに犯罪なりと思料したるときは

第六十七條 現行ノ重罪、輕罪ヲ除ク外豫審判事ハ檢事ノ請求アルニ非サルハ豫審ニ由ルコトヲ得ス此規定ニ背キタルトキハ其請求ヨリ以前ニ係ル手續ノ效ナカル可シ

第六十八條 檢事ハ豫審中何時ニテモ豫審判事ニ請求シテ訟記録ヲ檢閱スルコトヲ得但二十四時内ニ之ヲ還付スコシ

第一節 令狀

第六十九條 豫審判事ハ檢事ノ起訴ニ因リ重罪、輕罪ノ事件ヲ受理シタルトキハ被告人ニ對シ先ツ召喚狀ヲ發スコシ但召喚狀ノ送達ハ被告人出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ

召喚狀ニ因リ出頭シタル被告人ハ即時ニ之ヲ訊問ス可シ又遅クトモ出頭ノ日ヲ過ケルコトヲ得ス

第七十條 豫審判事ハ召喚狀ヲ受ケ可キ被告人其管轄地内ニ住セザルトキハ訊問ス可キ條件ヲ明示シテ被告人所在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ其處分ヲ囑託スルコトヲ得

第七十一條 豫審判事ハ又ハ受託判事ハ召喚狀ヲ受ケタル被告人其日時ニ出頭

裁判所に向つて犯人を刑罰に處せられんことを請求す之を起訴と云ふ

起訴の手續 此手續は事件の輕重難易によりて同一ならず第六十二條以下の規定に従ふて之を爲すべきものとす

不起訴 「犯罪捜査の結果被告事件が罪とならず」又は公訴を受理すべきものにあらずと認めたる時は檢事は不起訴の處分を爲すべし

起訴又は不起訴の通知 被害者又は代人よりの告訴に因り犯罪の捜査をなしたるときは起訴不起訴の處分を檢事より通知すべし

豫審 豫審とは被告事件を公判に移すべきや否やを取調ぶる公判準備の手續にして檢事の請求あるに非ざれば此手續を開始するを得ず但し現行犯は檢事の請求を待たずし

セサルトキハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第七十二條 豫審判事又ハ受託判事ハ左ノ場合ニ於テ直チニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第一 被告人定リタル住所アラサトキ

第二 被告人罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡スル恐アルトキ

第三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ達セントスル恐アルトキ

第七十三條 勾引狀執行ノ命ヲ受ケタル者ハ其令狀ヲ發シタル判事ニ被告人ヲ引致ス可シ

勾引狀ヲ以テ引致シタル被告人ハ四十八時内ニ之ヲ訊問ス可シ若シ其時間ヲ經過スルトキハ勾留狀ヲ發スルニ非サレハ當然之ヲ釋放ス可シ

第七十四條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀又ハ勾引狀ヲ受ケタル被告人疾病其他正當ノ事由アリテ令狀ニ應スル能ハサルコトヲ疏明シタルトキハ被告人ノ所在ニ付テ之ヲ訊問スルコトヲ得

第七十五條 勾留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノト思料スルニ非サレハ之ヲ發スルコトヲ得ず但被告人逃亡シタル場合ニ於テ

て直ちに豫審に取掛ることを得

豫審に之を公開せず

檢事が豫審を求むるに付ての手續は第六十六條に規定あり、豫審中檢事が訴訟記録の檢閲を求め必要處分を請求するときは第六十八條の定むる所なり

令狀 令狀は被告人を召喚逮捕監禁する爲めに發する命令にして

召喚狀勾引狀拘留狀逮捕狀の數種あり、逮捕狀は檢事の發するものなれ共其他の令狀は總て豫審判事之を發す

召喚狀。被告人を呼出す爲めに豫審判事の發する命令狀を召喚狀と云ふ

召喚狀には其途達の時と被告人出頭の時との間少くとも二十四時間の猶豫期間を置くべし

ハ其訊問ヲ爲サスシテ之ヲ發スルコトヲ得

第七十六條 總テ令狀ニハ被告事件及ヒ被告人ノ氏名、職業住所ヲ記載ス可シ但召喚狀ヲ除ク外其氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格等ヲ明示ス可シ又令狀ニハ之ヲ發スル年月日時ヲ記載シ判事及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ

召喚狀ハ執達吏ヲシテ被告人ニ途達セシメ勾引狀、勾留狀ハ巡查、憲兵卒ヲシテ之ヲ執行セシム

第七十七條 勾引狀、勾留狀ハ時宜ニ因リ正本數通ヲ作り巡查、憲兵卒數人ニ分付スルコトアル可シ

勾引狀、勾留狀ヲ執行スルニハ其正本ヲ携帶シ被告人ノ請求アルトキハ之ヲ示ス可シ

勾引狀、勾留狀ヲ執行シタルトキハ其正本ニ執行ノ場所及ヒ日時ヲ記載シ若シ執行スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ記載シテ署名捺印ス可シ

巡查、憲兵卒ハ令狀ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出ス可シ

第七十八條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡查、憲兵卒ハ被告人其家宅若クハ他人ノ家宅ニ潛匿シタルトキハ其地ノ市町村長又ハ其差支アル

召喚状を受けた者が其日時に出席せざるときは勾引状を發す  
 召喚状の効力は其日限りにして其日時に出席するも訊問を受けざるるときは随意に退延するも可なり  
 召喚状は被告を逮捕監禁の効力なし被告人が其管轄區域外に住居するときは召喚状を發して第七十條に依り訊問するも妨げなし  
 勾引状。被告人を強制的に豫審判事の面前に引致し得べき命令状を勾引状と云ふ  
 被告人引致を拒み又は逃亡の恐れあるときは捕縛して引致するも可なり  
 勾引状を發し得べき場合。召喚状を受けた者が其日時に出席せざるとき及び第七十二條第一號乃至第三號の場合に豫審判事又は受託判事は勾引状を發するも可なり  
 トキハ隣佑二名以上ノ立會ヲ求メ之ヲ搜索ス可シ  
 前項ノ場合ニ於テハ被告人ヲ發見シタルト否トニ拘ハラズ搜索調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス可シ  
 家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但ハ店、刺店其他夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場所ニ付テハ其公開時間内ニ限り何時ニテモ搜索ヲ爲スコトヲ得  
 第七十九條 豫審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潛匿シタルコトヲ知り又ハ潛匿シタリト思料シタル場合ニ於テ被告事件急速ヲ要スルトキハ巡查、憲兵卒ニ令狀ヲ帶行セシムルコトヲ得  
 巡查、憲兵卒ハ被告人所在ノ地ノ豫審判事、檢事又ハ司法警察官ニ令狀ヲ示シテ即時ニ執行ヲ求ム可シ  
 第八十條 豫審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ各該事長ニ被告人ノ人相書ヲ送致シ搜查及ヒ逮捕ヲ爲スコトヲ請求スルヲ得  
 請求ヲ受ケタル檢事長ハ其管轄地内ノ檢事ヲシテ搜索及ヒ逮捕ノ處分ヲ爲サシム可シ此場合ニ於テ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ勾引狀ト同一ノ効力ヲ有ス  
 第八十一條 豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人、軍屬ニ對シ令狀

受託判事。或裁判所の判事が他の裁判所の判事の委託を受けて證據調又は訊問を爲すを受託判事と云ふ  
 勾引状の效力。勾引状執行の命を受けた者が被告人を判事の面前に引致したるときは判事は四十八時間内に訊問をなすべく四十八時間を經過すれば勾引状は其効力を失ふ、故に勾引状を發するに非ざれば當然釋放すべきものとす  
 被告人の所在に就て訊問。召喚状又は勾引状を受けたる被告人が疾病其他正當の事由ある爲め出席するも能はざる旨疏明(いひわけ)したるときは豫審判事又は受託判事は被告人の居所に於て訊問するも妨げなし  
 勾留状。被告事件、確定する迄監獄に被告人を留置すべき命令状を勾留状と云ふ、此令状を發するには被告  
 ナ發シタルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ニ令狀ヲ示スコシ其長官又ハ隊長ハ已ムコトヲ得サル差支アルニ非サレハ本人ヲシテ速ニ令狀ニ應セシム可シ  
 第八十二條 勾留状ヲ受ケタル被告人ハ速ニ其令狀ニ記載シタル監獄署ニ引致ス可シ若シ其監獄署ニ引致スルコト能ハサルトキハ假ニ最近ノ監獄署ニ引致スルコトヲ得  
 何レノ場合ニ於テモ監獄署長ハ令狀ヲ檢閱シテ被告人ヲ受取り其證書ヲ渡ス可シ  
 第八十三條 (削除)  
 第八十四條 在監中ノ被告人ニ對シ發シタル勾留状ハ司獄官吏ヲシテ之ヲ執行セシム  
 勾留状執行ニ關シテハ第七十七條ノ規定ヲ適用ス  
 第八十五條 勾留状ヲ受ケタル被告人ハ官吏立會ニ依リ他人ト接見スルコトヲ得  
 書類ハ豫審判事又ハ檢事ノ檢閱ヲ經タル後他人ト之ヲ授受スルコトヲ得  
 豫審判事ハ必要ナリト思料シタルトキハ被告人ノ監房ヲ別異シテ他人トノ



人を訊問したる後被告事件が禁錮以上の刑に當ると思料したるとき及び被告人逃亡したる場合に限り

**令状執行の形式**

總て令状の作成方法は第七十六條の明かにする所なり

**令状執行者**

召喚状は執達吏をして執行せしむるは巡査憲兵卒をして執行せしむ

**令状執行の方法**

令状の効力は日本全國に及ぶものにして同一被告人に勾引状勾留状を執行するものなり勾引状勾留状を執行するには其命令状正本を執行者に携帯せしめ被告人の請求あるときは之を示すべし  
勾引状勾留状を執行したる時及び執行するに能はざるときは第七十七條第三項の手續を爲すべし

接見、書類物件ノ授受ヲ禁シ又ハ其書類物件ヲ差押フルコトヲ得

第八十六條 豫審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノニ非スト思料シタルトキハ豫審中何時ニテモ勾留狀ヲ取消ス可シ

**第二節 密室監禁(削除)**

第八十七條 (削除)

第八十八條 (削除)

第八十九條 (削除)

**第三節 證據**

第九十條 被告人ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人及ヒ鑑定人ノ供述其他諸般ノ徵憑ハ判事ノ判斷ニ任ス

第九十一條 豫審判事ハ檢事若クハ被告人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル證據徵憑ヲ集取ス可シ

第九十二條 豫審判事臨檢、搜索、物件差押又ハ被告人、證人ノ訊問ヲ爲スニハ裁判所書記ノ立會ヲ必要トス書記ハ調書ヲ作り豫審判事ト共ニ署名捺印ス可シ

裁判所外ニ於テ急遽ノ際書記ノ立會ヲ得ルコト能ハサルトキハ立會人二名

**家宅搜索**

令状執行の命を受けたるの爲め第七十八條の場合に於て家宅搜索を爲す可し、家宅搜索は日没後日出前は之を爲すを得ず但し客の來集を目的とする場合は其公開時間内に限り夜間にも搜索することを得、家宅搜索をなしたる場合に搜索調書を作成すべし(七八條二項)

**急を要する場合**

豫審判事は被告人に管轄區域外の土地に潜匿したりと認めたる場合に若し其被告事件が急を要する場合は管轄地外に雖も巡査憲兵卒等に令状を帶行せしむることを得此場合に巡査憲兵卒は第七十九條第二項に列挙されたる一の官更に其令状を示して即時に其令状の執行を請求すべし

**逮捕状**

被告人を逮捕する爲めに檢事其効力は勾留状と同なり總て逮捕したる被告人は直ちに監獄に留置することを得(一)刑の言渡しを受けたる者にして逃亡せる場合

アルヲ要ス但監獄器ニ就テ被告人ヲ訊問スルトキハ其監獄器ノ官吏一名ヲシテ立會ハシム可シ

前項ノ場合ニ於テハ豫審判事自ラ調書ヲ作り之ヲ讀聞カセ立會人ト共ニ署名捺印ス可シ

書記又ハ立會人ナクシテ爲シタル處分ハ其效ナカル可シ

**第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質**

第九十三條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢證ヲ爲シ又ハ證人ヲ訊問スルニ付キ急遽ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

第九十四條 豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ自白セシムル爲メ恐嚇又ハ詐言ヲ用ユ可カラス

第九十五條 裁判所書記ハ訊問及ヒ供述ヲ錄取シ被告人ニ之ヲ讀聞カス可シ豫審判事ハ被告人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ問ヒ署名捺印セシム可シ若シ署名捺印スルトコト能ハザルトキハ其旨ヲ附記スベシ

第九十六條 被告人其供述ニ付キ變更増減ス可キコトヲ申立タルトキハ更ニ訊問ヲ爲シ其訊問及ヒ供述ヲ錄取シ之ヲ讀聞カセ署名捺印スベシ

第九十七條 被告人ハ供述書ノ原本ヲ求ムルコトヲ得

第九十八條 豫審判事ハ被告人ノ共犯ナルコト、人違ナキコト其他事實ヲ發

及審判判決を受けたる被告人に對し  
 被告人の居所不明なる時豫審判事は  
 被告人の居所を各地方の檢察官に依り  
 送付し逮捕方を請ふ之に因りて檢  
 事長が其管轄内の檢察に發せしむ  
 る令状

**軍務に服する者に對する令状**  
 執行の方法 現に服役中の下士以  
 下令状を執行するに如何なる方法手  
 續を履むべきかは第八十一條に明か  
 なり

**勾留狀に依る引致** 勾留狀を受け  
 直ちに勾留狀に記載されたる監獄に  
 引致すべく若し之をなすに能はざる  
 ときは最寄の監獄に引致するも妨げ  
 なし 被告人を受取りたる監獄署長  
 の爲すべき手續は第八十二條第二項  
 に定む

**在監者に對する勾留の執行** 監  
 獄に收容され居る者に對する勾留狀の  
 見す可き一切ノ模様ヲ證スル爲メ必要ナリトスルトキハ被告人ト他ノ被告  
 人ノ證人又ハ其他ノ者ト對質セシムルコトヲ得  
 第九十九條 書記ハ對質人ノ供述及ヒ對質ニ因リ生スル一切ノ事件ヲ錄取シ  
 對質人ニ其對質ニ關スル部分ヲ讀聞カス可シ  
 第九十五條 第九十六條ノ規定ハ對質ニ付テモ亦之ヲ適用ス  
 第一百條 被告人又ハ對質人ニ對シテハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ  
 以テ答ヘシム若シ啞者、啞者文字ヲ知ラサルトキハ通事ヲ命ス可シ  
 被告人又ハ對質人國語ニ通セサルトキ亦同シ  
 第一百一條 通事ハ正實ニ通譯ス可キ當務ヲ爲ス可シ  
 書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム可シ  
 第三十六條 第三十七條 第三十八條ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス  
**第五節 檢證、搜索及ヒ物件差押**  
 第一百二條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ犯所又ハ其他ノ  
 場所ニ臨ミ檢證ヲ爲ス可シ  
 第一百三條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法、日時、場所及ヒ被告人ノ人選ナキ  
 コトヲ證明ス可キ模樣ニ付キ調書ヲ作ル可シ

執行は監獄の官吏をしてなましむ其  
 執行の手續は第七十七條の規定に従  
**被勾留者の取扱** 勾留中の被告人  
 許すには必ず官吏に立會を要し書  
 類の授けは先づ豫審判事又は檢察官  
 檢閱を経べし 豫審判事に於て必要  
 と認むるときは被告人を獨居監房に  
 置き他人との面會、書類物件の授受  
 を禁じ又其書類物件を差押ふるも可  
 なり

**拘留狀の取消** 豫審判事に於て被  
 告事件が禁錮以上  
 の刑に當るものに非らずと認つた  
 りきは何時にても其拘留狀を取消し  
 釋放するを得

**證據** 證據は判事の被告事件に  
 關して心證を起さしむる一の  
 材料なり 證據 判事自由に取捨し  
 し證據採取の手續は法律の規定に従  
 ふべきものとす

**裁判所書記の立會** 檢査、搜索、  
 物件差押又

又被告人ノ利益ト爲ル可キ模様ヲモ記載ス可シ  
 第一百四條 豫審判事ハ被告人ノ住居又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑  
 アル者ノ住居ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得  
 被告人又ハ物件ヲ藏匿スル者其住居ニ在ラサルトキハ同居ノ親屬若シ其在  
 ラサルトキハ市町村長ノ立會アルヲ要ス  
 第七十八條 第三項ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス  
 第一百五條 豫審判事ハ被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者  
 ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ付キ搜索ヲ爲スコトヲ得  
 第一百六條 豫審判事ハ臨檢、搜索ニ因リ發見シタル物件其事實ヲ證明スルニ  
 足ル可シト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘテ認印ヲ爲シ目錄ヲ作ル可シ但其  
 物件ヲ監護シ又ハ運送スルハ裁判所書記之ヲ擔任ス可シ  
 第一百七條 豫審判事ハ臨檢、搜索、物件差押ニ付キ其日ニ處分ヲ終ラサルト  
 キハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クコトヲ得  
 第一百八條 被告人ハ臨檢、搜索、物件差押ノ處分ニ立會ヒ又ハ代人ヲシテ立  
 會ハシムルコトヲ得  
 若シ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ自ら立會フコトヲ得ス但豫審判事本人ノ



**檢證** 判事が犯罪地及び他の場所に出候して有罪無罪の證據を發見するに必要なり認むるときは檢證を爲すことを得而して檢證は檢證たることを得ずとも妨げなく又夜間にては檢證をなすことを得

**搜索** 證據ありとの疑ある場所を其を得即ち林原野田畑邸宅船舶及び他の物件中を勿論被告の身体に搜索は第七十八條の時間の制限あり

**物件差押** 物件差押とは犯罪の證據證據の運送を防止するに保管して搜索に因りて發見したる物件にして其犯罪事實を證明するに足ると認めらるるときは其物如何人の所有たるを問はず物件差押の方法は豫審判事其物件に認印して差押物件目録を作らるべきとし又必要と認むるときは再記をして其監護又は運送の任に當らしむ

以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス

豫審判事ハ其證人ニ對シ罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ送達シ又ハ直チニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

若シ證人再度ノ呼出ニ應セサルトキハ費用賠償ノ外ニ倍ノ罰金ヲ言渡ス可シ又勾引狀ヲ發スルコトヲ得

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍事裁判所又ハ所屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ其勾引ニ付テモ亦同シ

第百十九條 豫審判事ハ證人罰金言渡書ノ送達アリタルヨリ三日内ニ其出頭セザリシコトヲ正當ノ理由ヲ以テ辯解シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其罰金及ヒ賠償ノ決定ヲ取消ス可シ

第百二十條 證人呼出狀ニ因リ出頭シタルトキハ其呼出狀ヲ差出ス可シ若シ之ヲ遺失シタルトキハ其人違ナキコトヲ証明ス可シ

第百二十一條 豫審判事ハ證人トシテ呼出シタル者ニ對シ其氏名、年齢、職業、住所及ヒ第百二十三條ニ記載シタル者ナリヤ否ヤヲ問フ可シ

**場所の閉鎖** 臨檢、搜索、物件差押等の場合に其處分が其日に終らざるるときは中間に於て證據の運送するを防止爲すことと爲し之を看守人を置くを得

**被告の立會及辯解** 被告は代理人又臨檢搜索物件差押の處分ニ立會ひ得るも第百八條に明かなり物件差押をなしたるときは必ず其物件を被告人に示して辯解をなさしむべし

**臨檢、搜索、物件差押の處分ニ付き** 證人の供述を必要と認むるときは證人訊問に據する第百十五條以下の規定に従ふて訊問するを得

第百二十二條 豫審判事ハ證人ヲシテ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セズ又何事ヲモ附加セザル旨ヲ宣誓セシム可シ

裁判所書記ハ證人ニ宣誓書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第百二十三條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ許サス但宣誓ヲ爲サシメシテ事實を考メ爲メ其供述ヲ聽クコトヲ得

第一 民事原告人  
第二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ  
第三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見ヲ受ケル者  
第四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人

第百二十四條 左ニ記載シタル者亦前條ニ同シ

第一 十六歳未滿ノ幼者  
第二 知覺精神ノ不十分ナル者  
第三 瘡癩者  
第四 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者

書類電報又は物件の受取開披  
 處分 臨検、捜索、物件差押處分に  
 第百十三條に之を爲し得べきことな  
 定めたり

第百二十五條に列擧する者の所持す  
 る物付。にして秘密を守るべき義務  
 あるものは其所持者の承諾なくして  
 差押又は開披することを得ず

証人 証人は犯罪事件に付其知り  
 て眞實に供述する者を云ふ  
 証人呼出 証人は第百十五條第一項  
 に呼出に應ぜざる証人に對する處分  
 は同項及第百十八條に於て之を  
 定む呼出狀の送達と出頭との間に  
 二十時間以上の猶豫を置く可し  
 証人が疾病其他正當の事由に因りて  
 呼出に應ずること能はざる時は其事  
 務を疏明(イヒツケ)すべし此場合に  
 其居所に就きて訊問をなす  
 証人となるべき者が現に服役中の軍

第五 重罪事件又は重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラ  
 レタル者

第六 現ニ供述ヲ爲ス可キ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其證憑十分ナラサル  
 ニ因リ免訴ノ言渡ヲ受クタル者

第百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得  
 第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者其職務上默秘ス可キ義務アル  
 事情ニ關スルトキ

第二 醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ之等  
 ノ職ニ在リシ者及ヒ宗教者ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リ  
 シ者其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル事實ニシテ默秘ス可キモ  
 ノニ關スルトキ

證言ヲ拒ム者ハ拒絕ノ原因タル事實ヲ開示シ且之ヲ疏明ス可シ

第百二十六條 証人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ供述ヲ肯セザルトキハ豫審判  
 事檢事ノ意見ヲ聽キ四十圓以下ノ罰金又ハ科料ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對  
 シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效方ナラス

豫備、豫備ノ軍籍ニ在ナサル軍人、軍屬ニ對スル罰金又ハ科料ノ言渡及ヒ

人軍屬なるときは其長官又は隊長を  
 經由して呼出狀を送達し此送達あり  
 たるときは其長官又は隊長は即時に  
 出頭すること認めし己むを得ざる  
 職務上の差支に因りて即時に出頭セ  
 しむる能はざるときは其事由を付し  
 て豫審判事に出頭延期の請求をなす  
 べし

証人不參の場合 疾病其他正當の  
 理由に能はざる旨を疏明したるとき  
 に應ずる能はざる旨を疏明したるとき  
 及び現に服役中の軍人軍屬にして  
 職務上の差支の爲め其長官又は隊長  
 職務上豫審判事に出頭を求めたる  
 場合に豫審判事に出頭を求めたる  
 職務の外に豫審判事に應ぜざる時は  
 檢事の意見に附き第百十八條の規定  
 に依り豫審判事は不參に因る賠償  
 に罰金の言渡しをなし罰金の言渡書  
 と同時に再度呼出狀を發せざる時は  
 發すべし再度呼出狀を發せざる時は  
 同條第三項に依りて賠償及び罰金の  
 言渡しをなし同時に勾引狀を發すべ  
 し  
 以上の罰金及び賠償の決定を取消す  
 べき場合は第百十九條に之を定む

執行ハ軍事裁判所ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ

第百二十七條 証人ハ他ノ証人及ヒ發告人ト各別ニ之ヲ訊問ス可シ但事實發  
 見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ証人ト他ノ証人又ハ發告人ト對質セシムル  
 コトヲ得

第百二十八條 豫審判事ハ証人ノ供述ヲ確實ナラシムル爲メ必要ナリトスル  
 トキハ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得

若シ証人同行スルコトヲ肯セザルトキハ第百十八條ノ規定ニ從フ

第百二十九條 第百條第一條ノ規定ハ証人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第百三十條 皇族証人ナルトキハ豫審判事其所在ニ就キ訊問ヲ爲ス可シ

各大臣ニ付テハ其官廳ノ所在地ニ於テ之ヲ訊問ス若シ其所在地外ニ滞在ス  
 ルトキハ其所在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ

帝國議會ノ議員ニ付テハ開會期間其議會ノ所在地ニ滞在中ハ其所在地ニ於  
 テ之ヲ訊問ス可シ

第百三十一條 豫審判事ハ証人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤナラシムル爲メ  
 裁判所書記ヲシテ調査ヲ讀聞カセシム可シ

証人ハ其供述ヲ變更増減センコトヲ請求スルヲ得書記ハ其請求アリタルコ

**證人出頭** 證人出頭したる時は其呼失したるときは其呼出を受たる本人に相違なきことを証明すべし。豫審判事は其出頭したる者に對して豫審二十三條に記載されたる者即ち證人及び其姓名、年齢、職業、住所等を尋ねべし。

**宣誓** 證人として訊問するに差支な依りて宣誓をなさしむ。宣誓とは證人が訊問に對して眞實の供述をなし知り居る事ば包み隠さず又は不實の申述をなさざる旨を誓ふを云ふ。此宣誓を爲したるときは偽證罪となる事を申立てたるときは偽證罪となる事。

**證人となる資格なき者** 第三百二十條及び第三百二十四條に列擧されたる者は證人と爲ることを得ず然し是等の者として供述せしむるは妨げなし。

**事實參考人** 宣誓を爲さしめずして事實參考の爲

ト及ヒ増減條件ヲ調査ニ記載ス可シ。調査ニハ豫審判事ノ書記及ヒ證人共ニ署名捺印ス可シ若シ證人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ。

第三百二十二條 豫審判事ハ證人裁判所所在ノ地ニ住セサルトキハ其住居ノ地ノ區域別所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得。

若シ證人管轄地外ニ在ルトキハ其所在ノ地ノ豫審判事又ハ區域裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得。

第三百二十三條 第三百十八條及ヒ第三百十九條及ヒ第三百二十六條ニ掲ケタル證人ニ對スル豫審判事ノ權ハ受託判事ニモ屬ス。

第三百二十四條 證人ハ出頭ニ付テノ旅費、日當ヲ要スルコトヲ得。

**第七節 鑑定**

第三百二十五條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法及ヒ結果ヲ分明カラシム爲メ鑑定ヲ必要ナリトスルトキハ學術、職業ニ因リ鑑定スルコトヲ得ヘキ者一名又ハ數名ヲシテ鑑定ヲ爲サシム可シ。

鑑定ノ爲メ必要ナリトスルトキハ死體ノ解剖ヲ命シ又既ニ埋葬シタル死體ヲ解剖シ若クハ檢視スル爲メ墳墓ノ發掘ヲ命スルコトヲ得。

め訊問するを事實參考人と云ふ。

**證人訊問の方法** 證人を訊問す人又は被告人の居らざる所に於て之を訊問することを要す。然れども事實發見に必要なる時は證人と證人又は被告人とを同所に置き對質せしむることを得。

證人の陳述は之を調書に記載し或別紙に之を附記し署名捺印せしむべし。若し署名捺印すること能はざる時は其旨を附記す。證人が陳述の増減變更を申立たる時は書記に其請求したることを及び變更増減を記載し調書に豫審判事書記と共に之に署名捺印すべし。又證人の供述を確むる爲め必要と認むる時は豫審判事は證人を犯所又は其他の場所に同行することを得。

若し證人が宣誓を肯せざる又宣誓を爲さずし供述を肯せざる時は第三百二十六條の制裁あり。

本法の管轄裁判所の豫審判事が證人を訊問するを以て本則とすれども證人

第三百三十六條 鑑定ニ付テハ第三百十五條第三百十八條乃至第三百二十一條第三百二十三條乃至第三百二十五條及ヒ第三百二十八條ノ規定ヲ準用ス但鑑定人ニ對シテハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得ス。

第三百三十七條 鑑定人ニ付テモ亦之ヲ適用ス。

第三百三十七條 鑑定人ハ公平且正實ニ鑑定ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ其宣誓ハ第三百二十二條ノ式ニ從フ。

第三百三十八條 鑑定人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ鑑定ヲ肯セサルトキハ豫審判事檢察ノ意見ヲ聽キ四十圓以下ノ罰金又ハ科料ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス。

第三百三十九條 豫審判事ハ鑑定人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ鑑定人ヲ増加シ又ハ別人ヲシテ鑑定セシムルコトヲ得。

第四百十條 鑑定人ハ鑑定書ヲ作り其手續、結果及ヒ鑑定ヲ爲シタル時間ヲ詳記ス可シ。

若シ結果ヲ得サルトキハ其推測スル所ヲ記載ス可シ。

鑑定人意見ヲ異ニスルトキハ各自鑑定書ヲ作り又ハ各自ノ意見ヲ一箇ノ鑑定書ニ記載ス可シ。

人が其裁判所管轄内に居らざる時又は裁判所所在地に居らざる時は之を他に囑託するも妨げなく公判に於ても証人を訊問し得るは勿論なり

**証人を拒み得る者** 証人となりて各人が負へる公の義務に於て日本帝國に住居する者は何人も裁判所の呼出しに應じて出頭し証言を爲すの義務あり然れども本法は第百二十五條に列挙されたる者は特種の事情に依り証言を拒むことを得せしめたり

証人呼出に應じ難き申立書  
住所族稱職業  
何 某

御聽明治何年何號何々刑事被告事件ニ付自分ニ對シ証人トシテ御呼出ニ相成候處別紙診斷書ノ如ク疾病ノ爲出頭致シ難ク候間刑事訴訟法第百十六條ニ依リ此段申立候也

年月日  
右 証人 何 某

第百四十一條 鑑定人ハ旅費、日常及ヒ立替金ノ辨濟ヲ要ムルコトヲ得

**第八節 現行犯ノ豫審**

第百四十二條 豫審判事ハ檢事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知りタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ檢事ノ請求ヲ符タス直チニ其旨ヲ通知シ豫審ニ取掛ルコトヲ得

豫審判事ハ犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ其他此章ノ規定ニ從ヒ豫審ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第百四十三條 前條ノ場合ニ於テハ檢事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢證調査ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトス其調査ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルコトヲ記載ス可シ

豫審判事ハ速ニ書類ヲ檢事ニ送致ス可シ但檢事ヨリ其豫審手續ヲ繼續ス可キモノニ非サル意見アリト雖モ通常ノ規定ニ從ヒ之ヲ終結ス可シ

第百四十四條 地方裁判所檢事及ヒ區裁判所檢事ハ豫審判事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知りタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ豫審判事ヲ待ツコトヲナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但罰金又ハ科料及ヒ費用賠償

何裁判所豫審判事某處  
(第百二十五條に依り証言を拒む者ハ且前記の申立書中ニ事實を開示し且説明を爲すべし)

証人鑑定人通事の日當旅費止宿料等に付ては本法に定むる外刑法施行法六十三條以下を參照し請求書を作成すべし

証人として裁判所に出頭するの義務なき者。特別の事情に因りて證人たるべき者裁判所に出頭することを要す之を訊問せんとせば却て出張し訊問すべきこととせるあり即ち第百三十條に列挙する者之なり

**鑑定** 凡そ犯罪ハ其事實關係を明かにし其性質方法結果を研究するに非ざれば之を判定すること能はざる場合あり斯ル場合に特別の知識を有する者をして鑑定せしめ以て判事の知識を補充するの必要起る之れ鑑定なる規定としたる所以なり鑑定人とは學問上の知識又技術若ク

ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

証人及ヒ鑑定人ノ供述ヲ用ユルコトナク之ヲ聽ク可シ

第百四十五條 前條ノ場合ニ於テ地方裁判所檢事ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ豫審判事ニ送致シ區裁判所檢事ハ之ヲ地方裁判所檢事ニ送致ス可シ

第百四十六條 區裁判所檢事其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知りタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ第百四十四條ニ規定シタル處分ヲ爲スコトヲ得

若シ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發シタルトキハ三日内ニ起訴手續ヲ爲ス可シ

第百四十七條 第百四十四條第百四十六條ニ於テ檢事ニ許シタル職務ハ司法警察官モ亦假ニ之ヲ行フコトヲ得但勾留狀ヲ發スルコトヲ得ス

司法警察官ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致シ且被告人ヲ逮捕シタルトキハ共ニ之ヲ送致ス可シ

第百四十八條 地方裁判所檢事ハ區裁判所檢事又ハ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタルトキハ一切ノ書類ニ請求書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致ス可シ

若シ同時ニ被告人ヲ受取リタルトキハ二十四時内ニ之ヲ訊問シ勾留狀ヲ發シ又ハ發セスコトヲ得但罰金又ヒ費用賠償







何れも可らず、被告人が疾病其他正當の事由なくして出頭せざる時は、檢事の意見を求めたる後其保證金全部又は一部を没收し且同時に其の保證金を没收したる後百五十七條に掲げたる如き言渡を爲したる時は其没收したる金額を返還すべし(第一五八條及一五八條ノ二參照)

○保釋御許可願  
刑事被告人 何 某  
何年月日生  
自分義何々罪ノ嫌疑ヲ蒙リ何々監獄ニ於テ拘留狀ノ執行ヲ受ケ居リ候得共今般何々ノ事故アルニ付御下命通りノ保證金供託可仕候間何卒保釋御許可被成下度此段奉願候也  
尚ホ保釋御許可ノ上ハ何時ニテモ御呼出ニ應シ出頭可致候  
右刑事被告人 何 某

ナ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ  
第六十七條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト思料シタルトキハ公判ニ付スル言渡ヲ爲ス可シ  
被告人勾留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金ノ刑ニ該ルモノト思料シタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ  
第六十八條 (削除)  
第六十九條 豫審終結ノ決定ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ付ス可シ  
管轄違フ言渡ヲ爲スニハ其理由ヲ明示シ若シ被告人ヲ勾留ス可キトキハ其理由ヲ明示ス可シ  
免訴ノ言渡ヲ爲スニハ被告事件罪ト爲ラサルコト、公訴受理ス可カラサルコト及ヒ其理由又犯罪ノ證據十分ナラサルトキハ其旨ヲ明示ス可シ  
區裁判所ニ移ス言渡シ又ハ公判ニ附スル言渡ヲ爲スニハ犯罪ノ性質、模様、證據ノ十分ナルコト及ヒ其罪ヲ罰ス可キ法律ノ正條ヲ明示ス可シ  
第七十條 前條ノ決定ニハ第七十六條ノ規定ニ從ヒ被告人ノ氏名等ヲ明示ス可シ  
第七十一條 豫審終結ノ決定ノ正本、速ニ檢事及ヒ被告人ニ送達ス可シ

何れも可らず、被告人が疾病其他正當の事由なくして出頭せざる時は、檢事の意見を求めたる後其保證金全部又は一部を没收し且同時に其の保證金を没收したる後百五十七條に掲げたる如き言渡を爲したる時は其没收したる金額を返還すべし(第一五八條及一五八條ノ二參照)

○保釋御許可願  
刑事被告人 何 某  
何年月日生  
自分義何々罪ノ嫌疑ヲ蒙リ何々監獄ニ於テ拘留狀ノ執行ヲ受ケ居リ候得共今般何々ノ事故アルニ付御下命通りノ保證金供託可仕候間何卒保釋御許可被成下度此段奉願候也  
尚ホ保釋御許可ノ上ハ何時ニテモ御呼出ニ應シ出頭可致候  
右刑事被告人 何 某

第七十二條 檢事ハ免訴又ハ管轄違フ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得  
第七十三條 (削除)  
第七十四條 豫審終結ノ決定ハ抗告ノ期間内又抗告アリタトキハ其決定アルマテ執行ヲ停止ス、但書(削除)  
第七十五條 豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其決定確定シタルトキハ罪名ノ變更アルモノ同一ノ事件ニ付キ再ヒ訴ヲ受クルコトナカル可シ但新ナル證據アルトキハ此限ニ在ラス  
新ナル證據アルトキハ檢事ヨリ之ヲ其裁判所ニ差出シ裁判所ニ於テハ其起訴ヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ  
第四編 公判  
第一章 通則  
第七十六條 公判ハ判事、檢事、裁判書記出廷シテ之ヲ爲スモノトス  
第七十七條 被告人ハ公延ニ於テ身體ノ拘束ヲ受クルコトナシ但守卒ヲ置クコトアル可シ  
第七十八條 裁判長ハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ勾引狀ヲ發スルコトヲ得



送達すべきものとす。検事は免訴又は管轄の決定に付して抗告を爲すこととを併し場合に豫審終結の決定は何時に停止するかは第七十四條に明記されず。我刑事訴訟法は一事不再理即ち同一事件につき再び審理裁判することなきを原則とし、第七十五條の規定を設けたり。

**公判通則** 被告事件を公判に移す場合に公判を提起したる時(一)検事が直ちに公判に移すの決定を爲したる時は(二)第一級裁判所より移付されたる時は(三)第二級裁判所及び検事出廷して之を爲すに公判に之を公行するに意の上の則り被告に公判席を以て之を爲し、被告人の傍聴を許すべきものとす。又被告人は公判廷に於て身体を拘束され、且辯護人を選任することを得。被告人は且辯護人を選任せざると雖も、第七十七條に列挙されたる場

但辯論ニ因リ發見シタル附帶ノ犯罪ニ付テハ此限ニ在ラズ  
若シ附帶ノ犯罪ニ付テ豫審ヲ必要ナリトスルトキハ本案ノ辯論ヲ停止スルコトヲ得

第百八十五條 左ノ場合ニ於テハ附帶ノ犯罪ナリトス

第一 同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シタルトキ

第二 數人並謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シタルトキ

第三 自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容認ニスル爲メ又ハ其罪ヲ免カレル爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ

第百八十六條 検事及ヒ被告人ハ第一審第二審ヲ問ハズ本案ノ判決アルマテ何時ニモ管轄遷又ハ公訴受理シ可カラサル申立ヲ爲スコトヲ得

裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄遷又ハ公訴受理シ可カラサル言渡ヲ爲スコトヲ得

第百八十七條 裁判所ニ於テ前條ノ申立ヲ却下シタルトキハ本案ノ判決ヲ待タズ直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停止ス

第百八十八條 調査ヲ作リタル司法警察官ハ検事其他訴訟關係人ノ請求ニ因

合に於ては裁判所は検事の申立に因り又は職權を以て其所屬裁判所の辯護士中より辯護人を選定して一人又ハ數人の辯護人を爲さしむることあり

○辯護人選定届  
刑事被告人 何年月日生 某  
何裁判所明治何年何第何號  
自分控訴有夫被告事件ニ付東京何地方裁判所辯護士山田太郎ヲ以テ辯護人ニ選定致候間連署御届ニ及ヒテ辯護也  
明治年月日

刑事被告人 何 某  
辯護人 山田太郎  
何裁判所 刑部御中

既に述べたる如く公判は對席を原則とするがに公判開廷には必ず被告人を呼出さざる可らず從て被告人精神錯亂又は疾病に因り出頭すべきこと能はざる時は罰金刑に當るべきときを除くの外全權に至るまで辯論を停止すべく辯論に取掛りたる後に於て被

リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ證人トシテ之ヲ呼出スコトヲ得  
第百八十九條 豫審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ更ニ之ヲ呼出スコトヲ得

鑑定ニ於ケル證人ノ供述書又ハ鑑定人ノ鑑定書ハ更ニ其證人、鑑定人ヲ呼出ササルトキ、證人、鑑定人呼出テ受ケ出頭セサルトキ又ハ豫審及ヒ公判ニ於ケル供述、鑑定ヲ比較ス可キトキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判長ノ職權ヲ以テ之ヲ期望セシムルコトヲ得

第百九十條 第百十五條以下ノ規定ハ公判ノ證人ニ第百三十五條以下ノ規定ハ公判ノ鑑定人ニモ亦之ヲ準用ス

第百九十一條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ出頭スル能ハサルコトヲ疏明シタルトキハ裁判所ハ其部長一名ニ命ジ又ハ區裁判所判事ニ囑託シ其所在ニ就テ之ヲ訊問セシムルコトヲ得

第百九十二條 檢事、被告人及ヒ民事原告人ノ請求ニ因リ呼出ス證人ノ氏名目錄ハ開廷ヨリ一日前之ヲ各相手方ニ送達ス可シ

第百九十三條 證人ハ互ニ言語ヲ接ス可カラズ又供述前辯論ニ立會フ可カラズ既ニ供述ヲ爲シタル後ハ公廷ニ留ル可シ但裁判長ヨリ退去ノ允許ヲ得タ

告人精神錯亂したる時は其痊癒の後  
 に更に辯論を爲すべく其他疾病に罹  
 りたる時は全癒の後前に停止した  
 るより以後の辯論を爲すべし被告  
 出廷せざるも辯論が二日に渉る時は  
 更に被告を出廷せしむべきものと  
 守

○公判期日延期願  
 刑事被告人 何 某  
 自分ニ對スル横領罪被告事件ニ付來  
 候處辯護人選定ノ爲メ目下辯護士ト  
 交渉中ニ御座候間該公判期日延期ノ  
 裁許シ被下度奉願候也  
 明治年月日

刑事被告人 何 某  
 何裁判所刑事何部御申  
 被告が正當の事由なく公判期日に  
 出頭せざるも又は出頭するも辯論を  
 行爲せざる時及審問を妨げ又は不當  
 せられたる時は裁判所は被告事件の

ルトキハ此限ニ在ラス  
 第四百九十四條 證人及び被告人ノ訊問ハ裁判長之ヲ爲スモノトス  
 陪席判事及び檢察ハ裁判長ニ告ケ證人及び被告人ヲ訊問スルコトヲ得  
 訟關係人ハ辯論ニ必要ナリトスル事項ヲ分明ナラシムル爲メ證人ヲ訊問  
 ス可キコトヲ裁判長ニ求ムルヲ得  
 第四百九十五條 證人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ故意ニ出テ禁錮以上ノ刑ニ  
 該ル可キ者ト思料シタルトキハ裁判所ニ於テ檢察其他訟關係人ノ請求ニ  
 因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ取押ヘ勿引狀ヲ發シ豫審判事ニ送致ス可シ  
 其證人又ハ鑑定人ノ供述ハ裁判所書記之ヲ錄取シ豫審判事ニ送致ス可シ  
 本條ノ場合ニ於テハ裁判所ニテ檢察其他訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權  
 ヲ以テ本案ノ辯論ヲ停止スルコトヲ得  
 第四百九十六條 被告人聾者、啞者又ハ國語ニ通セサル者ナルトキハ第四百條第  
 百一十條ノ規定ニ從フ  
 第四百九十七條 裁判所ニ於テハ證人被告人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲ス  
 コトヲ得サル可シト思料シタルトキハ其證人ノ供述中被告人ヲ退延セシム  
 ルコトヲ得但裁判長ハ證人供述ヲ終リタル後被告人ヲ入廷セシメ其供述シ

裁判を爲すことを得べく、而して前  
 者の場合は缺席判決をなし後者の場  
 合には對席として判決を爲すべきも  
 のとす  
 附帶犯ハ裁判所は訴を受けざる事  
 件に付キ裁判することを得ざるも罪  
 なれども公判辯論に因リ附帶の犯罪  
 を發見したる時及び證人鑑定人が  
 意に不實の陳述を爲し偽證罪を講成  
 したりとする時は相當の罪を爲す可  
 すとす之に對し相當の罪を爲す可  
 とを得べし而して附帶犯罪につき  
 檢察の起訴を俟たずして審理するこ  
 とを裁許されたる所以也附帶するこ  
 とを裁許されたる事件と相違せず  
 證據其他種々の點に於て併合審理す  
 るを尤も便宜とすればなり(一五八  
 條)  
 公判に於ては被告事件が有罪無罪  
 の審理判決を爲す以前には檢察及被  
 告人は第一審たる第一審に於ては  
 問はず何時にても管轄違又は公訴不  
 受理の申立を爲すことを得可し裁  
 判所に於て職權を以て之を言渡す  
 ことを得可し亦此裁判は本案の判

タル事項ヲ告知ス可シ  
 本條ノ規定ハ共同被告人ニモ亦之ヲ適用ス  
 第四百九十八條 裁判長ハ各證憑ノ取調終リタル毎ニ被告人ニ意見アリヤ否ヤ  
 ナ問ヒ且其利益ト爲ル可キ證憑ヲ差出スヲ得ヘキコトヲ告知ス可シ  
 又證憑物件ハ被告人ニ示シテ辯解ヲ爲サシム可シ  
 第四百九十九條 辯論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ニ  
 於テ檢察ノ意見ヲ聽キ直チニ之ヲ裁判ス可シ  
 第二百條 裁判所ニ於テハ公訴ノ判決ト同時ニ私訴ノ判決ヲ爲ス可シ  
 私訴ニ付キ取調未タ十分ナラサルトキハ公訴ノ判決アリタル後其判決ヲ爲  
 スコトヲ得  
 第二百一條 被告人有罪ト爲リタルトキハ裁判所ノ職權ヲ以テ公訴ニ關スル  
 訴訟費用ノ全部又ハ一分ヲ負擔ス可キ言渡ヲ爲シ可シ  
 免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テ公訴ニ關スル訴訟費用ハ國庫之ヲ  
 負擔ス  
 私訴ニ關スル訴訟費用ノ負擔ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ  
 第二百二條 被告人有罪ト爲リタルトキハ問ハス沒收ニ係ラサル差押物ハ

決と同時に之を言渡し若しくは本案  
の判決前にも之を言渡し得るなり  
而して是等の申立が相當なりとの判  
決ありたる時は其判決確定前にも  
檢察官が其判決が相當なりと認むる時  
は更に上訴の手續を爲さずして再  
訴を爲すことを得べく、若し裁判所  
に於ては本案の判決を待たずして第  
一審に於ては本案の判決を待たずして  
審判を爲すことを得べし、此場合に  
訴を爲すことを得べし、此場合に  
定する迄本案の辯論を停止すべきも  
のとす

所有者ノ請求ナシト雖モ之ヲ選付スル言渡ヲ爲スコシ  
第二百三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ罪トナルヘキ事實及ヒ證據ニ依リテ之ヲ認  
メタル理由ヲ明示シ且法律ヲ適用シ其理由ヲ付ス可シ  
無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スニ付テモ亦其理由ヲ明示スヘシ  
第二百四條 判決ノ言渡ハ辯論ヲ終リタル後即日又ハ次ノ開廷日ニ之ヲ爲ス  
可シ  
判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ因リ之ヲ爲ス其判決ノ理由ハ判決 言渡ト  
同時ニ之ヲ朗讀シ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告ケ可シ  
第二百五條 判決ノ原本ニハ其裁判ヲ爲シタル裁判所ノ年月日、其事件ニ干與  
シタル檢察官ノ官氏名ヲ記載シ判事、裁判所書記共ニ署名捺印ス可シ  
第二百六條 訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ判決ノ正本、謄本又ハ抄本ヲ求ムル  
コトヲ得但上訴ノ爲メ其求メヲ爲シタルトキハ書記ヨリ二十四時内ニ之ヲ  
下付ス可シ  
第二百七條 對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ裁判長ヨリ其言渡ヲ受  
ケタル者ニ前條ノ請求及ヒ其判決ニ對シ上訴ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期  
間ヲ告知シ又對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ其判決ニ對シ放除ヲ  
爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載ス可シ

何裁判所刑事部長何某殿  
○公訴不受理ノ申立  
右被告人ニ對シハ御聲明何年何月何日  
何々經過後即チ時効ニ因リ公訴權消  
滅シタル後ニ於テ公訴ノ提起アリタ  
ルモノニ對シ座候公訴不受理ノ裁判  
言渡相我度刑事訴訟法第八十六條  
ニ依リ此申立候也  
年月日 右 某

若シ其告知又ハ記載ナキトキハ更ニ其通知アルマテ上訴及ヒ放除期間ノ經  
過ヲ停止ス  
第二百八條 裁判所書記ハ公判始末書ヲ作り左ノ事項其他一切ノ訟訴手續ヲ  
記載ス可シ  
第一 公ニ辯論ヲ爲シタルコト又ハ公開ヲ禁シタルコト及ヒ其事由  
第二 被告人ノ訊問及ヒ其供述  
第三 證人、鑑定人ノ供述及ヒ宣誓ヲ爲シタルコト若シ宣誓ヲ爲ササル  
トキハ其事由  
第四 證據物件  
第五 辯論中異議ノ申立アリタルコト、其中立ニ付キ檢事其他訟訴關係  
人ノ意見及ヒ裁判所ノ裁判  
第六 辯論ノ順序及ヒ被告人ヲシテ最終ニ供述セシメタルコト  
第二百九條 公判始末書ニハ前條ニ記載シタル事項ノ外裁判ヲ爲シタル裁判  
所ノ年月日、裁判長、陪席判事、檢事及ヒ裁判所書記ノ官氏名ヲ記載ス可  
シ  
辯論日ニ涉ルトキハ其旨及ヒ同一ノ判事出席シタルコトヲ記載ス可シ







區裁判所ニテ猶豫ノ期間ヲ定メ其期間ニ被告人出頭セサルトキハ  
判決ヲ爲ス可キ告知書ヲ其親屬又ハ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市町村  
長ニ送達ス可シ若シ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地分明ナラサルトキハ同上  
ノ告知書ヲ少クトモ一月間裁判所ノ揭示板ニ貼付シテ公示ス可シ  
第二百二十八條 開席判決ハ檢察官其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ開席者ニ送達  
ス可シ  
開席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ルコトヲ得  
第二百二十九條 故障申立ノ期間ハ三日トス此期間ハ罰金以下ノ刑ヲ言渡シ  
タル判決及ヒ私訴ノ判決ニ付テハ開席判決ノ送達ヲ以テ始マリ禁錮ノ刑ヲ  
言渡シタル判決ニ付テハ被告人自ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ  
言渡アリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ始マル  
第二百三十條 故障ヲ申立テントスル者ハ缺席判決ヲ爲シタル裁判所ニ其中  
立書ヲ差出ス可シ  
第二百三十一條 裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコトヲ相手方ニ通知シ  
且其事件ヲ公判ニ付ス可キ期日ヲ定メ訴訟關係人ヲ呼出ス可シ  
第二百三十二條 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ否ヤ又故障ノ

於テハ裁判所ニテ猶豫ノ期間ヲ定メ其期間ニ被告人出頭セサルトキハ開席  
判決ヲ爲ス可キ告知書ヲ其親屬又ハ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市町村  
長ニ送達ス可シ若シ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地分明ナラサルトキハ同上  
ノ告知書ヲ少クトモ一月間裁判所ノ揭示板ニ貼付シテ公示ス可シ  
第二百二十八條 開席判決ハ檢察官其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ開席者ニ送達  
ス可シ  
開席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ルコトヲ得  
第二百二十九條 故障申立ノ期間ハ三日トス此期間ハ罰金以下ノ刑ヲ言渡シ  
タル判決及ヒ私訴ノ判決ニ付テハ開席判決ノ送達ヲ以テ始マリ禁錮ノ刑ヲ  
言渡シタル判決ニ付テハ被告人自ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ  
言渡アリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ始マル  
第二百三十條 故障ヲ申立テントスル者ハ缺席判決ヲ爲シタル裁判所ニ其中  
立書ヲ差出ス可シ  
第二百三十一條 裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコトヲ相手方ニ通知シ  
且其事件ヲ公判ニ付ス可キ期日ヲ定メ訴訟關係人ヲ呼出ス可シ  
第二百三十二條 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ否ヤ又故障ノ

ら下す時ハ新くして被告事件ノ辯論終  
了ノ時ハ如何なる無罪判決ニ至ル  
有罪ノ判決ハ如何なる無罪判決ニ  
在リテハ如何なる無罪判決ニ至ル  
第二百二十三條 被告ハ其判決ニ對シ  
不服アリテ上訴スルコトヲ得  
第二百二十四條 被告ハ其判決ニ對シ  
不服アリテ上訴スルコトヲ得  
第二百二十五條 被告ハ其判決ニ對シ  
不服アリテ上訴スルコトヲ得  
第二百二十六條 被告ハ其判決ニ對シ  
不服アリテ上訴スルコトヲ得  
第二百二十七條 被告ハ其判決ニ對シ  
不服アリテ上訴スルコトヲ得  
第二百二十八條 被告ハ其判決ニ對シ  
不服アリテ上訴スルコトヲ得  
第二百二十九條 被告ハ其判決ニ對シ  
不服アリテ上訴スルコトヲ得  
第二百三十條 被告ハ其判決ニ對シ  
不服アリテ上訴スルコトヲ得  
第二百三十一條 被告ハ其判決ニ對シ  
不服アリテ上訴スルコトヲ得  
第二百三十二條 被告ハ其判決ニ對シ  
不服アリテ上訴スルコトヲ得

期間ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ缺クトキハ判決ヲ  
以テ故障ヲ棄却ス可シ  
第二百三十三條 故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通常ノ規定ニ從  
ヒ裁判ヲ爲ス可シ  
前項ノ場合ニ於テ故障申立人開席シタルトキハ更ニ故障ヲ申立ルコトヲ得  
第二百三十四條 第二百四十七條第二百四十八條ノ規定ハ開席判決ニ對スル  
故障ニモ亦之ヲ準用ス  
第三章 地方裁判所公判  
第二百三十五條 地方裁判所ニ於テハ豫審判事又ハ七級裁判所ヨリ事件ヲ  
移シ裁判ニ付テハ其管轄ニ屬スル輕罪及ヒ重罪ノ公訴ヲ受理ス  
又輕罪ニ付テハ檢察官ノ起訴ニ因リ其公訴ヲ受理ス  
第二百三十六條 前章ノ規定ハ此章ニ別段ノ定メナキモノニ限リ地方裁判所  
ノ公判ニ準用ス  
第二百三十七條 重罪事件ニ付テハ開廷前裁判長又ハ受命判事ハ裁判所書記  
ノ立會ニ依リ一應被告人ヲ訊問シ且辯護人ヲ選任シタルヤ否ヤヲ問フ可シ



備したるものとして其申立を受理し  
たる時は又改めて通常の手續に依り  
が審理すべきものとす、故に再立人  
が公判期日出頭せざる時は再立人  
に對しては最早故障の申立を許さ  
ず、

**地方裁判所公判** 地方裁判所は一  
審裁判所とし他の一方に於ては第  
二審裁判所として裁判を受理する  
權限を有す、其第二審としての權  
限は第一章の說明を以て之を明し  
たる、

一、審判所として公訴を受理したる  
場合の裁判所は第一審裁判所とし  
て公判を執行する、

二、地方裁判所は第一審裁判所とし  
て公判を執行する、

三、地方裁判所は第一審裁判所とし  
て公判を執行する、

四、地方裁判所は第一審裁判所とし  
て公判を執行する、

五、地方裁判所は第一審裁判所とし  
て公判を執行する、

疏明方法を申立書ニ記載シ上訴ヲ爲ス可シ  
第二百四十八條 前條ノ申立アリタルトキハ裁判所書記速ニ其申立書ヲ相手  
方ニ送達ス可シ相手方ハ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得  
上訴ヲ裁判所可キ裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ先ッ其申立ヲ許ス可キ  
ト否キヲ決定ス可シ

第二百四十九條 上訴完結ノ後其訴訟記録ハ上訴審ニ於テ爲シタル裁判ノ附  
本ト共ニ第一審裁判所ニ之ヲ返還ス可シ

**第二章 控訴**

第二百五十條 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シタル本案  
ノ判決及ヒ第八十七條ニ規定シタル本案則ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ  
得

第二百五十一條 控訴ハ判決ノ一分ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得若シ之ヲ限ラサ  
ルトキハ判決ノ全部ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノト看做ス可シ

第二百五十二條 控訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ五日トス

區裁判所ヲ受ケタル者ハ故障ノ期間内故障ヲ爲サスシテ直チニ控訴ヲ爲ス  
コトヲ得

るも地方裁判所にては然らず、(三五)  
二、區裁判所に於ては檢査處分を必  
要とするときは地方裁判所に於ては  
第三十八條の特別規定に依る、

三、重罪事件につきは必ず辯護  
人を付することな要す故に重罪事件  
に對しては第三十七條の手續を履む  
べし

四、被告事件を輕罪として受理し  
たる場合に其事件を重罪として受理  
する時は更に重罪として認めたる時  
又は檢事より更に重罪として認め  
たる時は公判を止めて豫審を経た  
り若し其事件が已に豫審を経たり  
すべし若し其事件が已に豫審を経  
て取調べを爲す第一條第二項に依り  
て取調べを爲す、

**上訴規則** 裁判所の爲したる判決及  
者其上級裁判所に對して不服なる  
に對し控訴ヲ申立ル可シ、

一、上訴は判決確定後十日以内に  
上訴及び控訴の決定を對する、

二、上訴は判決確定後十日以内に  
上訴及び控訴の決定を對する、

三、上訴は判決確定後十日以内に  
上訴及び控訴の決定を對する、

四、上訴は判決確定後十日以内に  
上訴及び控訴の決定を對する、

第二百五十三條 本案ノ判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ控訴アリタルトキハ  
判決ノ執行ヲ停止ス

第二百五十四條 控訴ヲ爲シ其申立書ヲ原裁判書ニ差出ス可シ  
裁判所ハ控訴ノ申立アリタルコトヲ速ニ相手方ニ通知ス可シ

第二百五十五條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ決定ヲ以  
テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百五十六條 訴訟記録ノ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之  
ヲ裁判所ニ差出ス可シ

公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ檢  
事ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監獄ニ移ス可シ

第二百五十七條 控訴裁判所ニ於テハ訴訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後  
其裁判ニ取掛ル可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クモ二日ノ猶豫アル可シ

第二百五十八條 控訴ノ裁判ニ付テハ地方裁判所ノ第一審ニ關スル規定ヲ適  
用ス

第一審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ控訴裁判所ニ於  
テ

上訴は總て書面を以て申立つること  
 を要す然れども附帶控訴申立附帶上告  
 は公判に於て口頭を以て申立附帶上告  
 を得ず然れども附帶控訴申立附帶上告  
 裁判を爲したる裁判所不服申立附帶上告  
 要す如何なる場合か第二四四條  
 條の如何なる場合か第二四四條  
 上訴は如何なる場合か第二四四條  
 四に之を規定し其取下のみに付  
 ては之を規定し其取下のみに付  
 控訴の申立は申立書を第一審裁  
 判所に提出すに因り  
 控訴申立書  
 住所族稱職業  
 刑事被告人何年月日生  
 自分何日何裁判所刑事事件何月日生  
 何月何日何裁判所刑事事件何月日生  
 判決全案何裁判所刑事事件何月日生  
 依り此段申立候也

其再度訊問鑑定ル必要ナリトアルトキハ之ヲ呼出サザコト未得  
 第二百五十九條 控訴ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得  
 控訴裁判所ノ檢察モ亦附帶控訴ヲ爲スコトヲ得  
 第二百六十條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否  
 ヲハ調査ノ期間ヲ經過後ニ係ルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却  
 ス可シ  
 第二百六十一條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ヲ理由ナラズトキハ判決ヲ以テ  
 控訴ヲ棄却ス可シ  
 控訴ヲ理由アルトキハ原判決ヲ取消シ更ニ判決ヲ爲スコトヲ得  
 第二百六十二條 控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄達ナルコトヲ認メタル  
 トキハ原判決ヲ取消シ可シ此場合ニ於テハ控訴ヲ要スルモノト認メタルトキ  
 ハ前拘留狀ヲ存シ又新ニ拘留狀ヲ發シ其事件ヲ檢察ニ交付ス可シ  
 原裁判所ニ於テ不當ニ管轄達ヲ言渡シタルトキハ其判決ヲ取消シ事件ヲ其  
 裁判所ニ差戻スコトヲ得  
 第二百六十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方裁判所自ラ其  
 事件ニ付キ第一審シテ裁判權ヲ有スルトキハ更ニ其事件ニ付キ判決ヲ爲

刑事被告人何  
 何裁判所刑事事件何  
 何月何日何裁判所刑事事件何月日生  
 判決全案何裁判所刑事事件何月日生  
 依り此段申立候也

其再度訊問鑑定ル必要ナリトアルトキハ之ヲ呼出サザコト未得  
 第二百五十九條 控訴ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得  
 控訴裁判所ノ檢察モ亦附帶控訴ヲ爲スコトヲ得  
 第二百六十條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否  
 ヲハ調査ノ期間ヲ經過後ニ係ルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却  
 ス可シ  
 第二百六十一條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ヲ理由ナラズトキハ判決ヲ以テ  
 控訴ヲ棄却ス可シ  
 控訴ヲ理由アルトキハ原判決ヲ取消シ更ニ判決ヲ爲スコトヲ得  
 第二百六十二條 控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄達ナルコトヲ認メタル  
 トキハ原判決ヲ取消シ可シ此場合ニ於テハ控訴ヲ要スルモノト認メタルトキ  
 ハ前拘留狀ヲ存シ又新ニ拘留狀ヲ發シ其事件ヲ檢察ニ交付ス可シ  
 原裁判所ニ於テ不當ニ管轄達ヲ言渡シタルトキハ其判決ヲ取消シ事件ヲ其  
 裁判所ニ差戻スコトヲ得  
 第二百六十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方裁判所自ラ其  
 事件ニ付キ第一審シテ裁判權ヲ有スルトキハ更ニ其事件ニ付キ判決ヲ爲

第三章 上告  
 第二百六十七條 上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案  
 ノ判決及ヒ第七百八十七條ニ規定シタル本案則ニ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ

控訴の判決を以て第一審の判決を廢止し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を變更し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を維持し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を撤銷し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、

控訴の判決を以て第一審の判決を廢止し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を變更し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を維持し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を撤銷し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、

控訴の判決を以て第一審の判決を廢止し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を變更し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を維持し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を撤銷し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、

控訴の判決を以て第一審の判決を廢止し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を變更し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を維持し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を撤銷し、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、  
控訴の判決を以て第一審の判決を執行せしめ、



大審院長 右何事... 上告の判決... 被告の申立... 審理の経過... 審判の結果... 被告の申立... 審理の経過... 審判の結果...

**第二 期間内ニ趣意出ササルトキ**  
 第二百八十六條 上告理由アリトスルトキハ其上告ニ係ル判決ノ部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス旨ヲ爲スコシ但後ニ記載シタル場合ニ於テハ此限ニ在ラズ  
**第二百八十七條 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ判決ヲ破毀シタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク上告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲スコシ**  
**第二百八十八條 公判ノ手續規定ニ背キタルコトアリト雖モ其後ノ手續ニ利益ヲ及ボササルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク其手續ヲ破毀ス可シ**  
**第二百八十九條 判決ノ一分ニ對シテ上告アリタル場合ニ於テ他ノ部分ニ關係アルトキハ其部分ヲ破毀ス可シ**  
 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ被告人ノ利益ノ爲メニ判決ヲ破毀シタルトキハ其利益ハ上告ヲ爲ササル共同被告人ニモ及ボスコシ

續と取消され... 上告の判決... 被告の申立... 審理の経過... 審判の結果...

**第二百九十條 上告裁判所ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス旨ヲ爲スコトキハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ其裁判所ノ民事部ニ移スコシ**  
**第二百九十一條 第二百六十五條ノ規定ハ上告ニモ亦之ヲ準用ス**  
**第二百九十二條 第一審裁判所ト第二審裁判所トナハス法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ期間内ニ上訴スル者ナクシテ其判決確定シタルトキハ其事件ニ付キ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢察ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ其裁判所ニ非常上告ヲ爲スコトナ得**  
**非常上告テ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ直チニ其事件ニ付キ判決ヲ爲スコシ**











に検事の發したる逮捕狀は已に述べたる勾留狀と同一の効力を有す。但し、廣く決り場合に發したる逮捕狀も同様なり。訴訟費用の判決執行は民事訴訟法の規定に従ふべき旨第百二十三條に之を定む。第三百二十二條は已に抗告の部に於て述べたるが故に之を略す。

### 第三章 特赦

(刑法施行法ヲ以テ削除)

#### 附則

- 第一條 此法律施行前ニ受理シタル豫審ノ故障及ビ其故障ノ判決ニ對スル上告ハ之ヲ受理シタル地方裁判所又ハ大審院ニ於テ抗告トシテ之ヲ裁判ス可シ
- 第二條 大審院ニ於テ既ニ受理シタル哀訴裁判管轄ヲ定ムルノ訴及ビ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス訴ハ治罪法ノ手續ニ依リ大審院之ヲ裁判スベシ
- 第三條 既ニ發シタル勾留狀收監狀ハ此法律ニ定ムタル勾留狀ノ効力有フ
- 第四條 此法律ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村長ヲ置カザル地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬ス
- 第五條 此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行シ其日ヨリ治罪法ヲ廢ス

### 違警罪即決

違警罪ハ警察取締上ノ殊ニ輕微なる犯罪なり。今違警罪ノ犯す者ある毎に之を一々司法裁判ノ手續に從て裁判を爲すに於ては、難ひあるのみならず、到底其煩に堪へず。特種ノ制度を設けて違警罪即決例として、各地の警察署に於て簡易なる治罪手續に依り刑罰を科し得せしむることとせり。

即決處分を爲し得る警察官ハ(一)警察署長(二)分署長(三)次席警察官(四)在署警部(五)警部代理を爲す。但し、(四)及(五)は、(一)及(二)に依り、巡査部長の五なり。

即決ノ手續ハ第二條に依りて之を爲し、刑罰は口頭ニ送達するものとす。言渡書は犯人に送達するものとす。

**正式裁判** 第五條の期間内に其の地、區裁判所に正式裁判を爲すに左の書面を其警察署に提出し、且拘留一日ニ四の割合に保證金を納めざる可

### ●違警罪即決例(明治十八年九月三十一號布告)

- 第一條 警察署長及ヒ分署長又ハ其代理タル官吏ハ其管轄地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決ス可シ但私訴ハ此限ニ在ラス
- 第二條 即決ハ正式ノ裁判ヲ用ヒス被告人ノ陳述ヲ職キ證據ヲ取調ヘ直チニ其言渡ヲ爲スヘシ
- 又被告人ヲ呼出スコトナク若クハ呼出シタリト雖モ出廷セサル時ハ直チニ其言渡書ヲ水人又ハ其住所ニ送達スルコトヲ得
- 第三條 即決ノ言渡ニ對シテハ違警罪裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得但正式ノ裁判ヲ經シテ直チニ上訴ヲ爲スコトヲ得ス
- 第四條 即決ノ言渡書ニハ被告人ノ氏名年齢身分職業住所犯罪ノ場所年月日時罪名刑名及ヒ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得ヘキ期限並ニ其言渡ヲ爲シタル警察署年月日警察官ノ氏名ヲ記載スヘシ
- 第五條 正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ即決ノ言渡ヲ爲シタル警察署ニ申立書ヲ差出スヘシ但其期限ハ第二條第一項ノ場合ニ於テハ言渡アリタルヨリ三日内第二項ノ場合ニ於テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日以内トス

違警罪即決例

す

○正式裁判申立

住所族稱職業

某

自分ニ對シ明治甲月日何警察署ニ於テ何犯トシテ拘留何日(又ハ科料何程)ニ處ス旨即決言渡相成タル共正式裁判受度此段申立候也

明治年月日

右

某印

何區裁判所御中

保證金と換刑

此申立書は即決言渡を爲したる警察署に差出すへし  
拘留言渡を受し者  
は一日圓の割合保  
證金を供託して留置を解き出場する  
ことを得、此場合に於て五日以内  
正式裁判を申立るときは即決言渡  
確定するを以て直ちに警察署に出頭

第六條 警察署ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタル時ハ二十四時内ニ訟訴ニ關スル一切ノ書類ヲ違警罪裁判所檢察官ニ送致ス可シ

第七條 第五條ノ定メタル期間内ニ正式ノ裁判ヲ請求セサル時即決言渡ヲ以テ確定ノモノトス

第八條 科料拘留ノ言渡ヲ爲シタル時必要ト認ムル場合ニ於テハ後ノ數條ニ定メタル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 科料ノ言渡ヲ爲シタル時ハ其金額ヲ假納セシムヘシ若シ納メサル者ハ一圓ヲ一日ニ折算シテ之ヲ留置ス其一圓ニ滿サル者ハ雖モ仍ホ一日ニ計算ス

第十條 拘留ノ言渡ヲ爲シタル時ハ一日ニ一圓ニ折算シ其刑期ニ相當ノ金額ヲ保證トシテ差出サシム可シ差出サ、ル者ハ第五條ニ定メタル期限内之ヲ留置ス但刑期五日以内ナル時ハ其日數ニ過ケルコトヲ得ス

第十一條 保證金ヲ差出シタル者ハ刑ノ言渡確定シタル後直チニ出廷シテ其執行ヲ受ク可シ若シ出廷セサル時ハ保證金ヲ沒收シテ本刑ニ換フ

第十二條 留置シタル者正式ノ裁判ヲ請求シ因テ呼出狀ノ送達アリタル時ハ直チニ留置ヲ解ケヘシ

して拘留處分を受けざる可らず然れ共若し出頭せざるときは其保證金を沒收して拘留刑に換刑するものとす

第十三條 留置ノ日數ハ一日ヲ一圓ニ折算シテ科料ノ金額ニ算入シ又ハ拘留ノ刑期ニ算入スヘシ

違警罪即決例

監獄法

監獄の種類

監獄の種類 監獄に懲役監、禁錮監、拘留場、拘置監の四種あり。又警察署附屬の拘留場を懲役監に代用するに就ての規定をなし...

監獄法

第一章 總則

第一條 監獄ハ之ヲ左ノ四種トス 一 懲役監 懲役ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス 二 禁錮監 禁錮ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス...

監獄法

第二章 監獄の設備

第三條 監獄ニ男監及ヒ女監ヲ設ケ之ヲ分置ス 懲役監、禁錮監、拘留場及ヒ拘置監ノ同一區劃内ニ在ルモノハ之ヲ分界ス...

第三章 監獄の執行

第四條 主務大臣ハ少クモ二年毎ニ一回官吏ヲシテ監獄ヲ巡閱セシム可シ 第五條 監獄ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ學術ノ研究其他正當ノ理由アリト認...

收監

新に監獄に收容すべき者ありしむべきは如何なる手續を履みて入監せしむべきは第十一條に收容すべき囚人の子

囚人の子 新に監獄に收容すべき囚人を請ふとき及び在監婦女が監獄にて子を産みたる場合には子一歳となる迄共に置くことを許す

傳染病患者 新に入監する者が傳染病に依り入監せしめざることを得三條に依り入監せしめざることを得

身体及び衣服検査 入監する者は身体及び衣服検査を付必ず此検査をなし在監中にも必要と認めたるときは之をなすべし

拘禁 獨居拘禁及び雜居拘禁は如何に及ぶ第十六條の明かに規定する所にして此雜居拘禁の定め方の規定は監獄内の工場に如何なる者を同一工場に作業せしむるかな定むるにも準用す

第十條 本法ハ陸海軍ニ屬スル監獄ニ之ヲ適用セス

第二章 收監

第十一條 新に入監スル者アルトキハ令狀又ハ判決書及ヒ執行指揮書其他適法ノ文書ヲ査閲シタル後入監セシム可シ

第十二條 新に入監スル婦女其子ヲ携帶センコトヲ請フトキハ必要ト認ムル場合ニ限り滿一歳ニ至ルマテ之ヲ許スコトヲ得

第十三條 新に入監スル者傳染病豫防法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ニ罹リタルモノナルトキハ之ヲ入監セシメサルコトヲ得

第十四條 新に入監スル者アルトキハ其身體及ヒ衣服ノ検査ヲ爲ス可シ在監中ノ者ニ付キ必要ト認ムルトキ亦同シ

第三章 拘禁

第十五條 在監者ハ心身ノ狀況ニ因リ不適當ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第十六條 雜居拘禁ニ在ラハ在監者ノ罪質、性格、犯數、年齢等ヲ斟酌シテ其監房ヲ別異ス

刑事被告人の取扱

刑事被告人即ち未決囚ハ刑罰執行に關する事項に於ては未決囚ニ依りて相關聯したる事件につき二人以上拘置せらるる場合には監房は之を別々に分ち監房外に於ても關聯せる被告事件の未決囚人ヲ交通せしむ可

病監又は教誨堂 病監又は教誨堂にすべきは第十八條に詳細規定せ

戒護 戒具即ち手錠又は鎖其他の物を使用し得可き場合は左の二場合あり

一、在監者が逃走暴行又は自殺の虞あり

二、監獄外に在るとき例へば勞役場

第一條第二項及ヒ第三項ノ場合ニ於テハ在監者ノ種類ニ依リ其監房ヲ別異ス

第十八條 徵役監、禁錮監、拘留場、拘留監及ヒ勞役場ノ同一區劃内ニ在ル場合ニ於テハ同性者ニ付キ同一ノ病監又ハ教誨堂ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ在監者ノ種類ニ因リ監房若クハ座席又ハ診察若クハ教誨ノ時間ヲ異ニス

病監ニ在テハ第二條及ヒ第十六條ヲ適用セサルコトヲ得

第四章 戒護

第十九條 在監者逃走、暴行若クハ自殺ノ虞アルトキ又ハ監外ニ在ルトキハ戒具ヲ使用スルコトヲ得

戒具ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**天災事變の場合**  
 監獄の官吏が携帯せる銃又は銃を使用中の場合に於ては、急用の場合に限り、これ以外の場合には決して使用すべきものにあらず。天災事變の場合には、急用の場合に限り、これ以外の場合には決して使用すべきものにあらず。

**逃走者の逮捕**  
 在監囚人が逃走し、四十八時間内に限り、監獄の官吏自ら

第二十条 法令に依り監獄官吏ノ携帯スル銃又ハ銃ハ左ノ各號ノ一ニ該ル場合ニ限り在監者ニ對シ之ヲ使用スルコトヲ得

一 人ノ身體ニ對シテ危險ナル暴行ヲ爲シ又ハ爲ス可キ脅迫ヲ加フルトキ

二 危險ナル暴行ノ用ニ供シ得可キ物ヲ所持シ其放棄ヲ肯セサルトキ

三 逃走ノ目的ヲ以テ多衆騷擾スルトキ

四 逃走ヲ企テタル者暴行ヲ爲シテ捕拿ヲ免カレントシ又ハ制止ニ從分ヌシテ逃走セントスルトキ

第二十一条 天災事變ニ際シ必要ト認ムルトキハ在監者ヲシテ應急ノ用務ニ就カシムルコトヲ得

前項ノ用務ニ就キタル者ニハ第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第二十二条 天災事變ニ際シ監獄内ニ於テ避難ノ手段ナシト認ムルトキハ在監者ヲ他所ニ護送スヘシ若シ護送スルノ適ナキトキハ一時之ヲ解放スルコトヲ得

解放セラレタル者ハ監獄又ハ警察官署ニ出頭ス可シ解放後二十四時間内ニ出頭セサルトキハ刑法第九十七條ニ依リ處断ス

**作業**  
 之を逮捕することを得、又此時刑内には何人にも其逃走犯人を逮捕することを得

第二十三條 在監者逃走シタルトキハ監獄官吏ハ逃走後四十八時間内ニ限り之ヲ逮捕スルコトヲ得

前項ノ規定ハ刑事訴訟法第六十條ノ適用ヲ妨クス

**第五章 作業**

第二十四條 作業ハ衛生、經濟及ヒ在監者ノ刑期、健康、技能、職業、將來ノ生計等ヲ斟酌シテ之ヲ課ス

十八歳未満ノ者ニ課ス可キ作業ニ付テハ前項ノ外特ニ教養ニ關スル事項ヲ斟酌ス

第二十五條 大祭祝日、一月一日、二月三日、三月三十一日ニハ就業ヲ免ス

父母ノ計ニ接シタル者ハ三日間其就業ヲ免ス

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ臨時就業ヲ免スルコトヲ得

炊事、洒掃、看護其他監獄ノ經理ニ關シ必要ナル作業ニ就ク者ニ付テハ就業ヲ免セサルコトヲ得

第二十六條 刑事被告人、拘留囚又ハ禁錮囚作業ニ就カンコトヲ請フトキハ其選擇スルモノニ就キ之ヲ許スコトヲ得

第二十七條 作業ノ收入ハ總テ國庫ノ所得トス



手當金 就業せる囚人に手當金を給するに關しては第二十八條の定むる所なり

教誨 既決の囚人には教誨を施すべくして教誨を請ふときは之を許すも妨げなし

教育 如何なる者に教育を施すか圖畫及び文書の閱讀は如何にして許すか第三十一條に明かなり

給與 既決の囚人に一定の衣類器具を給與すは拘留の囚人には自身に製したる衣服、拘留以外の囚人に

在監者ニシテ作業ニ就クモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

作業賞與金ハ行狀、作業ノ成績等ヲ斟酌シテ其額ヲ定ム

第二十八條 在監者就業ニ因リ創傷ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲メニ死亡シ又ハ業務ヲ營ミ難キニ至リタルトキハ情狀ニ因リ手當金を給スルコトヲ得前項ノ手當金ハ釋放ノ際本人ニ之ヲ給シ死亡ノ場合ニ於テハ死亡者ノ父、母配偶者又ハ子ニ之ヲ給ス

第六章 教誨及ヒ教育

第二十九條 受刑者ニハ教誨ヲ施スコシ其他ノ在監者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

第三十條 十八歳未満ノ受刑者ニハ教育ヲ施スコシ其他ノ受刑者ニシテ特に必要アリト認ムルモノニハ年齢ニ拘ハラズ教育ヲ施スコトヲ得

第三十一條 在監者文書、圖畫ノ閱讀ヲ請フトキハ之ヲ許ス

第七章 給養

第三十二條 受刑者ニハ一定ノ衣類器具ヲ著用セシム但拘留囚ニハ自衣ノ著

未決囚及び罰金刑を完納し能はざる者ハ勞務場ニ留置されたるものあり衣服器具は之を官給するもののみ貸與することを得

衛生 在監者の衛生を重んじ健康を期する爲メ第三十六條以下に種々必要なる手續方法を盡すべきことを

醫療 右の如く衛生を重んじ監獄及び囚人の身體衣服器具の清潔を始

病者ハ自費を以テ治療せんとして醫師を指定したる場合に如何にすべき

川ヲ許シ其他ノ者ニハ褌衣ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第三十三條 刑事被告人及ヒ勞務場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ノ衣類器具ハ自辨トシ其自辨スルコト能ハサル者ニハ之ヲ貸與ス

第三十四條 在監者ニハ其體質、健康、年齢、作業等ヲ斟酌シテ必要ナル糧食及ヒ飲料ヲ給ス

第三十五條 刑事被告人ニハ糧食ノ自辨ヲ許スコトヲ得

第八章 衛生及ヒ醫療

第三十六條 在監者ノ頭髮鬚鬚ハ之ヲ剃削セシムルコトヲ得但刑事被告人ノ頭髮鬚鬚ハ衛生上特ニ必要アリト認ムル場合ヲ除ク外其意思ニ反シテ之ヲ剃削セシムルコトヲ得ス

第三十七條 在監者ハ其拘禁セラルル在監ノ清潔ヲ保ツニ必要ナル用務ニ服ス可シ

第三十八條 在監者ニハ其健康ヲ保ツニ必要ナル運動ヲ爲サシム

第三十九條 在監者ニハ種痘其他傳染病豫防ニ必要ト認ムル醫術ヲ行フコトヲ得

第四十二條 在監者疾病ニ罹リタルトキハ醫師ヲシテ治療セシメ必要アルトキハ之ヲ病監ニ收容ス

第四十一條 傳染病者ハ嚴ニ之ヲ隔離シ健康者及ヒ他ノ病者ニ接近セシムルコトヲ得ス但懲役囚ナシテ看護セシムルハ此限ニ在ラス

第四十二條 病者醫師ヲ指定シ自費ヲ以テ治療ヲ補助セシメンコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

第四十三條 精神病、傳染病其他ノ疾病ニ罹リ監獄ニ在テ適當ノ治療ヲ施スコト能ハスト認ムル病者ハ情狀ニ因リ假ニ之ヲ病院ニ移送スルコトヲ得

前項ニ依リ病院ニ移送シタル者ハ之ヲ在監者ト看做ス

第四十四條 妊婦、産婦、老衰者及ヒ不具者ハ之ヲ病者ニ準スルコトヲ得

第九節 接見及ヒ信書

第四十五條 在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス

接見 既決の四人には親族及び特に必要アル者ニ限リ之ヲ許ス

第四十六條 在監者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ爲サシムコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

信書 在監者ハ其親族ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ爲サシムコトヲ得

第四十七條 受刑者ニ係ル信書ニシテ不當ト認ムルモノハ其發受ヲ許サス

公文書 裁判所其他ノ公務所ヨリ在監者ニ宛テタル文書ハ披閱シテ之ヲ領受ス

第四十八條 裁判所其他ノ公務所ヨリ在監者ニ宛テタル文書ハ披閱シテ之ヲ領受ス

領置 在監者ノ所持スル物ハ點檢ノ上之ヲ領置ス

第五十一條 在監者ノ所有スル物ハ點檢シテ之ヲ領置ス

差入 差入を爲すには別に命令の定め

第十節 領置

領置 在監者ノ所持スル物ハ點檢ノ上之ヲ領置ス

第五十二條 在監者ノ所持スル物ハ點檢ノ上之ヲ領置ス

たる物にして第五十三條第二項に掲げたる如き物なるときは没入又は廢棄の處分をなすこと得  
私に所持する物。之も没入又は廢棄することを得

**遺留物** 死亡者の遺留物は相續人親族家族の請求ありたるときは交附し死亡の日より一ヶ年以上此請求なきとき及び逃亡者の遺留品にして逃亡者の居所が一ヶ年以上不明なるときは國庫の有となす

**賞遇** 既決囚人にして改悛の狀現れたるときは監獄法施行規則に定むる種類及び方法に依りて賞遇を受くる

第五十二條 在監者領置物ヲ以テ其父、母、配偶者又ハ子ノ扶助其他正常ノ用途ニ充テントトテ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得  
第五十三條 在監者ニ差入ヲ爲サンコトヲ請フ者アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得  
在監者ニ宛テ送致シ來リタル物ニシテ其差出人ノ氏名若クハ居所不明ナルトキ其差入ヲ許スコトヲ認ムルトキ又ハ在監者ニ於テ其受領ヲ拒ミタルトキハ之ヲ没入又ハ廢棄スルコトヲ得

第五十四條 在監者ノ私ニ所持スル物ハ之ヲ没入又ハ廢棄スルコトヲ得  
第五十五條 領置物ハ釋放ノ際之ヲ交付ス  
第五十六條 死亡者ノ遺留物ハ請求ニ因リ相續人、家族又ハ親族ニ之ヲ交付ス  
第五十七條 死亡者ノ遺留物ハ死亡ノ日ヨリ一年内ニ前條ニ掲ケタル者ノ請求ナキトキハ國庫ニ歸屬ス  
逃走者ノ遺留物ニシテ逃走ノ日ヨリ一年内ニ居所分明セサルトキ亦同シ

**第十一章 賞遇**  
第五十八條 受刑者改悛ノ狀アルトキハ賞遇ヲ爲スコトヲ得  
賞遇ノ種類及ヒ方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**懲罰** 在監者は監獄内の規律を遵守せざる可らず若し之に違ひたるときは第六十條に列擧したる中の一又は二以上の懲罰に處せらる、未決囚人及十八歳以下の幼者たる在監者に對しては二月以内の輕屏禁及び七日内重屏禁の外科することを得ず屏禁なる懲罰は如何なる方法を以て之を爲すかは第六十條第二項の定むる所なり

**懲罰執行の停止及び免除** 疾病 其他 特別の事由あるときは懲罰の停止をなし改悛の狀著しく現はれたるときは懲罰免除をなすことを得

第五十九條 在監者規律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ處ス  
第六十條 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 叱責
  - 二 賞遇ノ三月以内ノ停止
  - 三 賞遇ノ廢止
  - 四 文書、圖書閱讀ノ三月以内ノ禁止
  - 五 請願作業ノ十日以内ノ停止
  - 六 自辨ニ係ル衣類臥具着用ノ十五日以内ノ停止
  - 七 糧食自辨ノ十五日以内ノ停止
  - 八 運動ノ五日以内ノ停止
  - 九 作業賞與金計算高ノ一部又ハ全部減削
  - 十 七日以内ノ減食
  - 十一 二月以内ノ輕屏禁
  - 十二 七日以内ノ重屏禁
- 屏禁ハ受罰者ヲ罰室内ニ晝夜屏居セシメ情狀ニ因リ就業セシメサルコトヲ得重屏禁ニ在テハ仍ホ罰室ヲ暗クシ臥具ヲ禁ス

監獄法

第二項各號ノ懲罰ハ之ヲ併科スルコトヲ得  
 第六十一條 前條第一項第十號ノ懲罰ハ刑事被告人及七十八歳未満ノ在監者ニ之ヲ科セス  
 第六十二條 懲罰ニ處セラレタル者疾病其他特別ノ事由アルトキハ其懲罰ノ執行ヲ停止スルコトヲ得  
 懲罰ニ處セラレタル者改悛ノ状著シキトキハ其懲罰ヲ免除スルコトヲ得  
 第六十三條 在監者ノ釋放ハ恩赦、職權アル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ關係官書ヲ査閱シテ其手續ヲ爲ス可シ  
 第六十四條 恩赦ヲ受ケ又ハ假出獄若クハ假出場ヲ許サレタル者ハ其裁可狀又ハ許可書ノ監獄ニ送シタル後二十四時間内ニ之ヲ釋放ス  
 第六十五條 前條ノ場合ヲ除ク外命令ニ因リ釋放ヲ爲ス可キ者ハ命令書ノ監獄ニ送シタル後十時間内ニ之ヲ釋放ス  
 第六十六條 假出獄又ハ假出場ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ之ニ監票ヲ交付ス  
 第六十七條 假出獄ヲ許サレタル者ハ其期間左ノ規定ヲ遵守ス可シ

第十二章 釋放

釋放 大赦特赦されたる者は命令、刑  
 期満了したる者は關係官書ヲ檢査  
 査閱シテ在監者ノ釋放手續ヲ爲ス  
 釋放すべき時間。大赦特赦假出獄假  
 出場の場合は裁可狀又許可書の監獄  
 に送したるときより二十四時間以内  
 に、其他の命令に依る場合は命令書  
 が監獄に達したるときより十時間以  
 内に放還すべく、満期の者は其刑期  
 が満了したる翌日の午後六時迄に釋放  
 すべし  
 假出獄又假出場。を許されたる者に

監獄法

一 正業ニ就キ善行ヲ保ツコト  
 二 警察官署ノ監督ヲ受クルコト但警察官署ハ監獄ノ意見ヲ聽キ他ニ其監督ヲ委任スルコトヲ得  
 三 住居ヲ轉移シ又ハ十日以上旅行ヲ爲サントスルトキハ監督官ノ許可ヲ請フコト  
 主務大臣ハ假出獄ヲ許サレタル者ノ帝國外ニ旅行ヲ爲スヲ許スコトヲ得  
 第六十八條 満期ノ者ハ其刑期終了ノ翌日午後六時マテニ之ヲ釋放ス  
 第六十九條 釋放セラル可キ者重キ疾病ニ罹リ監獄ニ於テ醫療中ナルトキハ其請求ニ因リ仍ホ在監セシムルコトヲ得  
 第七十條 釋放セラル可キ者歸住旅費若クハ相當ノ衣類ヲ有セサルトキ又ハ監獄行政ノ便宜ニ因リ移監セシメタルカ爲メ歸住旅費ノ増加ヲ要スルニ至リタルトキハ衣類又ハ旅費ヲ給與スルコトヲ得  
 第十三章 死亡  
 第七十一條 死刑ノ執行ハ監獄内ノ刑場ニ於テ之ヲ爲ス  
 大祭祝日、一月一日及十二月三十一日ニハ死刑ヲ執行セス  
 第七十二條 死刑ヲ執行スルトキハ絞首ノ後死相ヲ檢シ仍ホ五分時ヲ經ルニ

ハ其假出獄者又ハ假出場者たるもの  
 票を交附すべく假出獄を受けたる者  
 は假出獄期間第六十六條第一號乃至  
 第三號の規定を遵守すべし  
 病者。 釋放さるべき者が疾病の爲め  
 監獄内にて加療せらるるときは其本人  
 の願に依りて引續き左監せしむるも  
 妨げなし  
 衣類及び旅費。 如何なる被釋放者に  
 衣類又は旅費を給する事を得るかハ  
 第七十條に明なる所あり  
 死刑執行 死刑執行の場所及び方法  
 は第七十一條第七十二條  
 に明かにして大祭祝日一月一日二日  
 及十二月の三十一日には執行すべき  
 ものにあらず  
 死亡者 在監者にして死亡せし者は  
 假埋葬をなし必要と認むる  
 ときは火葬に付す。假埋葬後二年を

經て合葬すべきものにして合葬以前に死体又は遺骨を請ふ親族又は故舊あるときは何時にても交付することを得、死刑の執行を受けたる者の死體は第七十五條及び監獄法施行規則第七十九條に依りて解剖に付する爲め學校其他の公務所に送ることを得

非サレド絞繩ヲ解クコトヲ得ス  
第七十三條 在監者死亡シタルトキハ之ヲ假葬ス  
死體ハ必要ト認ムルトキハ之ヲ火葬スルコトヲ得

死體又ハ遺骨ハ假葬後二年ヲ經テ之ヲ合葬スルコトヲ得

第七十四條 死亡者ノ親族故舊ニシテ死體又ハ遺骨ヲ請フ者アルトキハ何時ニテモ之ヲ交付スルコトヲ得但合葬後ハ此限ニ在ラス

第七十五條 受刑者ノ死體ハ命令ニ定ムル所ニ依り解剖ノ爲メ病院、學校又ハ其他ノ公務所ニ之ヲ送付スルコトヲ得

附則

本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
監獄則ハ之ヲ廢止ス但懲治人ニ關スル規定ハ當分ノ内仍ホ其効力ヲ有ス

監獄法施行規則

(明治四十一年六月十六日) 司法省令第十八號

第一章 總則

第一條 逃亡犯罪人引渡條例ニ依り拘禁ス可キ者ハ之ヲ拘留監ニ拘禁ス

外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法ニ依り監獄ニ拘禁シタル者ハ刑事被告人ニ準ス

第二條 監獄ノ參觀ハ男子ニハ男監、女子ニハ女監ニ限リ之ヲ許ス但司法大臣ヨリ特別ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

未成年者ニハ監獄ノ參觀ヲ許サス

外國人監獄ヲ參觀スルニハ司法大臣ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第三條 監獄ノ參觀ヲ請フ者アルトキハ典獄ハ其姓名、

身分、職業、住所、年齢及ヒ參觀ノ目的ヲ調査シ許可ヲ與ヘタル者ニハ參觀者心得事項ヲ告知ス可シ

第四條 司法大臣ニ情願ヲ爲スニハ其旨趣ヲ記載シタル書面ヲ差出スコトヲ要ス

情願書ハ本人ヲシテ之ヲ封緘セシメ監獄官吏ハ之ヲ披閱スルコトヲ得ス

情願書ヲ差出シタルトキハ典獄ハ速ニ之ヲ司法大臣ニ進達ス可シ

第五條 巡閱官吏ニハ書面又ハ口頭ヲ以テ情願ヲ爲スコトヲ得

巡閱官吏ニ情願ヲ爲サンコトヲ豫告スル者アルトキハ典獄ハ其者ノ氏名ヲ情願簿ニ記載シ置ク可シ

前條第二項ノ規定ハ本條ノ情願書ニ之ヲ適用ス

第六條 巡閱官吏情願ヲ聽クニハ必要アル場合ヲ除ク外監獄官吏ヲシテ之ニ立會ハシム可カラズ

第七條 巡閱官吏情願ヲ審査シタルトキハ自ラ裁決ヲ爲

シ又ハ司法大臣ノ裁決ヲ乞フコトヲ得  
 巡官吏自ラ裁決ヲ爲シタルトキハ情願簿ニ其要旨ヲ  
 記載シ可シ  
 第八條 情願ニ對スル裁決ハ典獄述ニ之ヲ本人ニ告知ス  
 可シ  
 第九條 典獄ハ毎週一回以上面接日ヲ定メ監獄ノ處置又  
 ハ一身ノ事情ニ付キ申立ヲ爲サンコトヲ請フ在監者ニ  
 面接ス可シ  
 前項ノ申立ヲ爲サンコトヲ豫告スル者アルトキハ其氏  
 名ヲ面接簿ニ記載シ置キ其順序ニ從ヒ面接シタル後本  
 人ニ開示シタル意見ノ要旨ヲ面接簿ニ記載ス可シ  
 第十條 本則中別段ノ規定アルモノヲ除ク外懲役囚ニ適  
 用ス可キ規定ハ勞務場留置ノ旨渡チ受ケタル者ニ之ヲ  
 準用ス

第二章 收監

第十一條 新ニ入監スル者ヲ領收シタルトキハ入監者ノ

氏名、領收ノ年月日時及ヒ領收官吏ノ氏名ヲ記載シテ  
 領收書ヲ護送者ニ交付ス可シ  
 第十二條 新ニ入監スル婦女ニ子ノ攜帶ヲ許サル場合  
 ニ於テ相當ノ引取人ナキトキハ其子ヲ監獄所在地ノ市  
 區町村役場ニ引渡ス可シ  
 攜帶ヲ許シタル子カ滿一歲ニ達シ又ハ他ニ在監ヲ許ス  
 可カラサル事情アル場合ニ於テ相當ノ引取人ナキトキ  
 亦同シ  
 第十三條 新ニ入監スル者アルトキハ監獄醫其健康ヲ診  
 査ス可シ  
 第十四條 監獄ニ於テ避病監其他傳染病者ノ收容ニ適當  
 ノ設備アル時ハ傳染病預防法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ  
 必要トスル傳染病ニ罹ル者ト雖モ之ヲ入監セシム可シ  
 第十五條 監獄法第十三條ニ依リ入監セシメサル場合ニ  
 於テハ直ニ其旨ヲ入監ヲ指揮シタル官廳及ヒ監獄所在  
 地ノ警察官署ニ通報シ仍ホ其事情ヲ司法大臣ニ申報ス

可シ

第十六條 新ニ入監スル者刑事訴訟法第二百九條第二  
 項各號ニ該當スルモノト認ムルトキハ之ヲ入監セシメ  
 タル上監獄醫ノ診斷書ヲ添ヘ直ニ其旨ヲ檢事ニ通報ス  
 可シ

前項ノ規定ハ在監中ノ者ニ之ヲ準用ス

第十七條 新ニ入監スル者アルトキハ疾病其他已ムコト  
 ナ得サル場合ヲ除ク外入浴ヲ爲サシム可シ

婦女ノ入浴ニハ女監取締之ニ立會ヒ婦女ノ身體及ヒ衣  
 類ノ検査ハ女監取締之ヲ爲ス可シ

前項ノ規定ハ在監中ノ婦女ノ入浴及ヒ身體衣類ノ検査  
 ニ之ヲ準用ス

第十八條 入監者ニハ番號ヲ付シ在監中其番號票ヲ上衣  
 ノ襟又ハ胸部ニ附著セシム可シ但本入監外ニ在ル間ハ  
 番號票ヲ除去セシムルコトヲ得

第十九條 典獄ハ在監者ノ遵守スヘキ事項並ニ刑期ノ起

算及ヒ終了ノ日ヲ入監者ニ告知ス可シ

典獄ハ入監者ノ身上ニ關スル事情ヲ調査シ其結果ヲ身  
 上票ニ記載ス可シ

前項ノ調査ヲ爲スニ付キ必要アリト認ムルトキハ裁判  
 所、警察官署、市區町村役場又ハ本人ニ縁故アル者ニ  
 照會ヲ爲ス可シ

第二十條 典獄ニ於テ必要アリト認ムルトキハ入監者ノ  
 撮影ヲ爲ス可シ在監中ノ者ニ付キ亦同シ

第二十一條 新ニ入監シタル者ハ疾病其他已ムコトヲ得  
 サル場合ヲ除ク外三日以内之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

前項ノ受刑者ニハ文書圖畫ノ閱讀ヲ許ルサス懲役囚ニ  
 ハ作業ヲ課セサルコトヲ得

第二十二條 入監者ノ身分帳簿、在監人人名簿名籍原簿  
 及放免原簿ハ收監後三日以内ニ整理シ必要ナル事項  
 ヲ記載ス可シ

在監者遵守事項ハ冊子トシテ之ヲ監房内ニ備ヘ置ク可

第三章 拘禁

第二十三條 獨居拘禁ニ付セラレタル者ハ他ノ在監者ト交通ヲ遮斷シ、召喚、運動、入浴、接見、教誨、診療又ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除外常ニ一房ノ内ニ獨居セシム可シ

第二十四條 刑事被告人ハ成ル可ク之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

第二十五條 受刑者ハ本則ニ於テ特ニ規定アル場合ヲ除ク外左ノ順序ニ從ヒ之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

一 刑期二月未満ノ者

二 二十五歳未満ノ者

三 初犯ノ者

四 入監後二月ヲ經過セザル者

餘罪又ハ刑期限内ノ犯罪ニ因リ審問中ニ在リ受刑者ハ成ル可ク之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

獨居監房ニ殘餘アルトキハ前二項ニ該當セザル受刑者ト雖モ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得

第二十六條 在監者ノ精神又ハ身體ニ害アリト認ムルトキハ在監者ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得ス

第二十七條 獨居拘禁ノ期間ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス但特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ爾後六月毎ニ其期間ヲ更新スルコトヲ妨ケス

十八歳未満ノ者ハ特ニ必要アリト認メタル場合ヲ除ク外六月以上繼續シテ之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得ス

第二十八條 典獄及ヒ監獄醫ハ少クテモ三十日毎ニ一回其他ノ監獄官吏ハ毎日數次獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ヲ巡視ス可シ

第二十九條 典獄、監獄醫、教誨師及ヒ女監取締ヲ除ク外監獄官吏ハ單獨ニテ獨居拘禁ニ付セラレタル婦女ヲ巡視スルコトヲ得ス

夜間獨居監房ニ拘禁セラレタル婦女ノ巡視ニ付キ亦同シ

第三十條 獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ヲ巡視シタル監獄官吏ハ其視察シタル事項ヲ典獄ニ報告ス可シ

第三十一條 第二十五條第一項及ヒ第二項ニ掲ケタル受刑者ニシテ監房不足ノ爲メ獨居拘禁ニ付スルコト能ハサルモノ及ヒ獨居拘禁ノ期間満了後必要アリト認ムルモノハ之ヲ夜間獨居監房ニ拘禁ス可シ

第二十五條第三項ノ規定ハ夜間獨居監房ニ之ヲ準用ス

第三十二條 夜間獨居ニ拘禁セラレタル者作業ニ就カサルトキハ晝間、雖モ仍ホ在房セシム可シ

第三十三條 勞役場留置ノ音渡ヲ受ケタル者ト受刑者トハ之ヲ同一ノ監房又ハ工場ニ雜居セシムルコトヲ得

第三十四條 病者又ハ不具者ト健康者トハ之ヲ同一監房ニ拘禁スルコトヲ得ス但看護ニ從事スルモノハ此限ニ在ラス

第三十五條 雜居監房ニハ三人以上ヲ拘禁ス可シ但療養

其他已ムコトヲ得サル場合ハ此限ニ在ラス

第三十六條 雜居監房、工場、教場及ヒ教誨堂ニ於テハ在監者ノ席次ヲ定メ交談ヲ禁止ス可シ

第三十七條 監房ニハ疊ヲ數クコトヲ得ス但拘留監、女監及病監ハ此限ニ在ラス

第三十八條 雜居監房ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外之ヲ工場ニ代用スルコトヲ得ス

第三十九條 監房ノ前ニハ小札ヲ掲ケ其上部ニ在房者ノ氏名、年齢、罪質、刑名、刑期、留置期間及ヒ犯數其下部ニ番號及ヒ入監ノ年月日ヲ記載シ上部ハ之ヲ蔽掩シ置ク可シ

第四十條 雜居監房ニハ其容積、定員及ヒ現在人員ヲ記載シタル小札ヲ掲ク可シ

第四十一條 監獄ニ於テハ出入ノ警戒ヲ嚴シシ必要アリト認ムルトキハ出入者ノ携帶品ヲ検査ス可シ

第四章 戒護

開監前閉監後ハ典獄ノ許可アルニ非サレハ監獄官吏以外ノ者ヲ出入セシムルコトヲ得ス

第四十二條 監獄ノ外門、各出入口、監房、工場及ヒ現ニ在監者ヲ拘禁スル場所ハ之ヲ閉鎖シ置ク可シ若シ必要ニ困リ一時開放スルトキハ其要所ヲ守衛ス可シ

第四十三條 監獄官吏ハ典獄ノ命令アルニ非サレハ他ノ監獄官吏ノ立會ナクシテ監房ヲ開扉シ又ハ在監者ヲ出房セシムルコトヲ得ス但病監ニ在リテハ此限ニ在ラス

第四十四條 監獄ノ構内ニ於テハ常に視察ノ便ヲ計リ觀望ヲ妨ケ其他戒護ノ障礙ト爲ル可キ物ヲ置ク可カラズ已ムコトヲ得サル場合ニ於テ梯子其他攀越ノ用ニ供シ得可キ物ヲ構内ニ置クトキハ之ニ鎖輪ヲ施ス可シ

第四十六條 典獄ハ監獄官吏ヲシテ工場又ハ監外ヨリ選房スル在監者ノ身體及ヒ衣類ノ検査ヲ爲サシム可シ

第四十七條 在監者ニシテ戒護ノ爲メ離隔ノ必要アルモノハ之ヲ獨居拘禁ニ付ス可シ

第四十八條 戒具ハ左ノ五種トス

- 一 狹衣
- 二 鎖
- 三 手錠
- 四 鎖鎖
- 五 捕繩

鎖ヲ使用スルニハ鐵丸ヲ屬シタル鐵索ヲ之ニ貫キ腰間ニ線帶セシメ線帶ノ所ニ下鍵ハ

鎖鎖ヲ使用スルニハ之ヲ腰間ニ線帶セシメ線帶ノ所ニ下鍵シ二人毎ニ連紳ス

第四十九條 戒具ハ典獄ノ命令アルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十條 狹衣ハ危險ナル暴行ヲ爲ス懲役囚、飲ハ逃走

又ハ暴行ノ虞アル懲役囚、手錠及ヒ捕繩ハ暴行逃走若クハ自殺ノ虞アル在監者、又ハ暴行中ノ在監者聯鎖ハ監外ノ作業ニ就ク懲役囚ニシテ必要アリト認ムル者ニ限リ之ヲ使用スルコトヲ得

第五十一條 監獄官吏在監者ニ對シテ劍又ハ銃ヲ使用シタルトキハ典獄ハ直ニ其旨ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

第五十二條 典獄ハ刑期一年以上ノ懲役囚ニシテ刑期ノ半ヲ經過シタル者ノ中ニ就キ豫メ消防ノ用務ニ就カシム可キモノヲ指定スルコトヲ得

第五十三條 監獄法第二十二條ニ依リ在監者ヲ解放スルトキハ出頭ス可キ期間及ヒ場所ヲ告知ス可シ

第五十四條 在監者ヲ他所ニ護送ス可キ場合ニ於テハ監

監獄法施行規則

獄醫ヲシテ之ヲ診斷セシメ健康ニ害アリト認ムルトキハ其護送ヲ停止ス可シ

第五十五條 護送中ハ男女ヲ同行セシム可カラズ刑事被告人ニシテ被告事件ノ相關連スルモノ亦同シ

第五十六條 在監者逃走シタルトキハ典獄ハ速ニ監獄所ニ及ヒ其附近竝ニ逃走者ノ立寄ル可キ見込アル地方ノ警察官署ニ逃走者ノ人相書ヲ添ヘ逃走ノ事實ヲ通報ス可シ

第五十七條 前條ノ場合ニ於テハ典獄ハ其事實ヲ司法大臣ニ申報ス可シ逃走者ヲ逮捕シタルトキ亦同シ

逃走者刑事被告人ナルトキハ前項ノ報告ヲ爲ス外逃走及ヒ逮捕ノ事實ヲ檢事ニ通報ス可シ

第五章 作業



第五十八條 在監者ノ作業時間ハ左ノ如シ

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 十一月 | 七時間  | 十二月 | 八時間   |
| 十二月 | 九時間  | 一月  | 十時間   |
| 一月  | 十時間  | 二月  | 十一時間  |
| 二月  | 十一時間 | 三月  | 十二時間  |
| 三月  | 十二時間 | 四月  | 十三時間  |
| 四月  | 十三時間 | 五月  | 十四時間  |
| 五月  | 十四時間 | 六月  | 十五時間  |
| 六月  | 十五時間 | 七月  | 十六時間  |
| 七月  | 十六時間 | 八月  | 十七時間  |
| 八月  | 十七時間 | 九月  | 十八時間  |
| 九月  | 十八時間 | 十月  | 十九時間  |
| 十月  | 十九時間 | 十一月 | 二十時間  |
| 十一月 | 二十時間 | 十二月 | 二十一時間 |

作業時間ハ地方ノ状況、監獄ノ構造又ハ作業ノ種類ニ因リ司法大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ伸縮スルコトヲ得  
請求ニ因リ作業ニ就ク者ノ作業時間ハ二時間以内短縮スルコトヲ得  
教育、教誨及ヒ運動ニ要スル時間ハ之ヲ作業時間ニ通算スルコトヲ得

第五十九條 作業ノ種類ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ可シ

第六十條 在監者ニ課スル作業ハ其種類及ヒ一日ノ科程ヲ指定シ之ヲ本人ニ告知ス可シ

第六十一條 作業科程ハ普通ニ一人ノ仕上高及ヒ第五十八條第一項ノ作業時間ヲ標準トシテ等一ニ之ヲ定ム可シ

仕上高ヲ標準トスルコト能ハサル作業ニ付テハ第五十八條第一項ノ作業時間ヲ以テ作業科程トス  
十八歳未満ノ受刑者、老者、病弱者及ヒ不具者ハ前二項ニ依ラス各就業者ニ付キ相當ノ作業科程ヲ定ムルコトヲ得

第六十二條 作業時間ノ全部ヲ通シテ就業セシムルコト能ハサル作業ハ之ヲ他ノ作業ト併課スルコトヲ得  
第六十三條 一日ノ作業科程ヲ終了シタル者ト雖モ作業時間内ハ繼續シテ作業ニ就カシム可シ

第六十四條 請求ニ因リ作業ニ就ク者ハ正當ノ事由アルニ非サルハ其作業ヲ中止シ若クハ之ヲ廢止シ又ハ作業ノ種類ヲ變更スルコトヲ得ス

第六十五條 典獄ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ在監者ヲ受賃作業ニ就カシムルコトヲ得

第六十六條 刑事被告人ハ之ヲ監外ノ作業ニ就カシムコトヲ得ス

刑罰六月ニ滿タヌ又ハ受刑後三月ヲ經過セサル受刑者ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケルニ非サルハ監外ノ作業ニ就カシムルコトヲ得ス但十八歳未満ノ受刑者ヲ監外ノ作業ニ就カシムルハ此限ニ在ラス

第六十七條 典獄ハ監獄官吏ヲシテ毎日一回各就業者ニ就キ作業ノ成績ヲ検査セシム可シ

第六十八條 仕上高ハ毎月末日ニ其月分ヲ積算シ一日ノ平均高ト一日ノ科程トヲ對照シ作業科程了否ヲ定ム可シ

第六十九條 前條ニ依リ作業科程了否ヲ定メタルトキハ作業賞與金ノ計算ヲ爲ス可シ

第七十條 左ニ掲クル者ニハ作業賞與金ノ計算ヲ爲サズ  
一 累犯ノ懲役囚ニシテ入監後三月ヲ經過セサルモ

二 監獄法第六十條第六號乃至第八號及ヒ第十號乃至第十二號ノ懲罰ニ處セラレ其執行中ニ在ル者  
三 就業三十日ニ滿タサル者  
四 釋放ノ月ニ於ケル就業日ノ全部ヲ通シ就業セサル者

第七十一條 作業賞與金計算高ハ各就業者ノ成績ヲ普通ノ傭工錢ニ見積リ行狀犯數及ヒ作業科程了否ヲ斟酌シ左ノ割合ヲ以テ之ヲ定ム可シ  
一 刑事被告人、拘留囚及ヒ禁錮囚ハ見積額ノ十分ノ四乃至十分ノ七

二 懲役囚ハ見積額ノ十分ノ一乃至十分ノ四  
第七十二條 監獄法第二十五條第四項ニ依リ作業ニ就キタル者ニハ就業ノ當日ニ限リ前條ニ掲ケタル割合ノ外見積額ノ十分ノ三以内ヲ増加スルコトヲ得

第七十三條 在監者惡意又ハ重過失ニ因リ器具、製品、藥品其他ノ物ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其賠償ニ相當ス

ル金額ヲ作業賞與金計算高ノ内ヨリ控除スルコトヲ得

第七十四條 就業者ニハ毎月十五日マテニ前月分ノ作業賞與金計算高ヲ告知ス可シ

第七十五條 作業賞與金ハ就業者釋放ノ際之ヲ給與ス可シ

第七十六條 十四以上ノ作業賞與金計算高ヲ有スル受刑者其父、母、妻若クハ子ノ扶助、犯罪被害者ニ對スル賠償又ハ書籍ノ購求 爲ス必要アル場合ニ於テハ情狀ニ因リ在監中ト雖モ作業賞與金計算高ノ三分ノ一ヲ超ユサル金額ヲ給スルコトヲ得

受刑者ノ爲メ特ニ必要アリト認ム可キ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ラス之ニ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

第七十七條 作業賞與金計算高ヲ有スル刑事被告人其父母妻又ハ子ノ扶助其他正當ノ費用ヲ要スル場合ニ於テハ情狀ニ因リ在監中ト雖モ之ニ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得

トヲ得

第七十八條 作業賞與金計算高ヲ有スル在監者逃走後六月内ニ其居所分明セサルトキハ其計算高ヲ抹消ス可シ

第七十九條 監獄法第二十一條及ヒ第二十八條ニ依リ手當金ヲ給ス可キ情狀アリト認ムルトキハ典獄ハ調査書類ヲ添ヘ其旨ヲ司法大臣ニ具申ス可シ

第六章 教誨及教育

第八十條 教誨ハ休業日又ハ日曜日ニ於テ之ヲ爲ス可シ必要アリト認ムルトキハ典獄ハ休業日又ハ日曜日以外ノ日ニ於テモ教誨ヲ爲サシムルコトヲ得

第八十一條 病監又ハ獨居監房ニ拘禁スル受刑者及ヒ刑事被告人ニハ其居所ニ就キ教誨ヲ爲ス可シ

第八十二條 受刑者父母ノ計ニ接シ就業ヲ免セラレタルトキハ之ヲ獨居拘禁ニ付シ毎日教誨ヲ爲ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ本人ノ希望ニ因リ其亡父母ノ爲メ讀經ヲ爲サシムルコトヲ得

第八十三條 恩赦、假出獄若クハ假出場ノ申渡ヲ爲シ又ハ賞表ヲ付與スルトキハ其武場ニ受刑者ノ全部又ハ一部ヲ集メテ教誨ヲ爲ス可シ

第八十四條 受刑者死亡シタルトキハ本人ト緣故アル受刑者ヲ集メテ於テ教誨ヲ爲ス可シ

第八十五條 監獄法第三十條ニ依リ教育ヲ施ス受刑者ニハ毎日四時間以内小學程度ニ依リ修身、讀書、算術、習字其他必要ノ學科ヲ教授ス可シ

前項ノ受刑者ニシテ小學程度ヲ卒業シタルモノ又ハ之ト同等ノ學方アルモノニハ其教育ノ程度ニ應ジ毎日二時間以内相當ノ補習學科ヲ教授ス可シ

第八十六條 文書圖畫ノ閱讀ハ監獄ノ紀律ニ害ナキモノニ限り之ヲ許ス

新聞紙及ヒ時事ノ論說ヲ配載スルモノハ其閱讀ヲ許サス

第八十七條 雜居拘禁ニ付セラレタル在監者ニハ同時ニ

三箇以上ノ文書圖畫ヲ閱讀セシムルコトヲ得ス但字書ハ必要ニ因リ其冊數ヲ増加スルコトヲ得

第八十八條 獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ニハ情狀ニ因リ其監房内ニ於テ自辦ニ係ル筆墨紙ノ使用ヲ許スコトヲ得

第七章 給與

第八十九條 在監者ノ使用ニ供スル衣類臥具及ヒ雜具ノ品目ハ左ノ如シ

衣類

- 一 單衣
- 二 袴
- 三 綿入
- 四 襪衣
- 五 帶
- 六 襪

七 股引  
 婦女ニハ股引ニ代ヘ前垂ヲ用キシム

臥具  
 一 蒲團又ハ毛布  
 二 敷布  
 三 枕  
 四 蚊帳

雜具  
 一 手巾  
 二 雨具  
 三 冠物  
 四 履物

股引又ハ前垂ハ作業ニ就ク者ニ限り之ヲ交付ス  
 用紙ハ之ヲ給與ス  
 典獄ニ於テ必要アリト認ムルトキハ司法大臣ノ認可ヲ  
 受ケ雜具ノ品目ヲ増加スルコトヲ得

第九十條 在監者ノ使用ニ供スル衣類臥具及ヒ雜具ノ數  
 ハ一人ニ付キ一箇トス但蚊帳ハ此限ニ在ラズ  
 作業ニ就ク者ニハ別ニ作業衣一組ヲ交付ス  
 用紙ノ數量ハ典獄ニ於テ適宜之ヲ定ム  
 病者ノ使用ニ供スル衣類臥具及ヒ雜具ノ數ハ必要ニ因  
 リ之ヲ増減スルコトヲ得  
 己ムコトヲ得サル事情アルトキハ典獄ハ司法大臣ノ認  
 可ヲ受ケ第一項及ヒ第二項ニ定メタル箇數ヲ増減スル  
 コトヲ得

第九十一條 受刑者ニ着用セシムル衣類ハ赭色トス  
 左ニ掲ケル衣類臥具ハ淺葱色トス  
 一 刑事被告人ニ貸與スル衣類  
 二 勞役場留置ノ旨渡テ受ケタル者ニ貸與スル衣類  
 三 十八歳未満ノ受刑者ニ着用セシムル衣類  
 四 蒲團

第九十二條 自辨ノ衣類臥具ハ時季ニ適シ且ツ監獄ノ紀

律及ヒ衛生ニ害ナキ物ニ限ル

自辨ノ衣類臥具ノ品目及ヒ箇數ハ典獄之ヲ定ム

第九十三條 自辨ノ衣類臥具ハ時々之ヲ交換、補綴又ハ  
 洗濯セシム可シ

監獄ニ於テ自辨ノ衣類臥具ヲ補綴又ハ洗濯シタルトキ  
 ハ其費用ハ本人ノ負擔トス

第九十四條 在監者ニ給與スル糧食ノ種類及ヒ分量ハ左  
 ノ如シ

一 飯 下白米十分ノ四 一人一回三合以下  
 二 菜 十分ノ六 一人一日五錢以下

地方ノ狀況若クハ物價ノ高低ニ因リ又ハ在監者ノ健康  
 保全ノ爲メ必要アルトキハ典獄ハ司法大臣ノ認可ヲ受  
 ケ糧食ノ種類ヲ變更スルコトヲ得

作業ノ種類ニ因リ必要アルトキハ典獄ハ司法大臣ノ認  
 可ヲ受ケ飯ノ分量ヲ増加スルコトヲ得

第九十五條 在監者ニ給與スル飲料ハ白湯ヲ用リ但必要

アルトキハ麥湯又ハ茶ヲ用ウルコトヲ得

第九十六條 在監者ニハ酒類又ハ煙草ヲ用ウルコトヲ許  
 サズ

第九十七條 病者ノ糧食及ヒ飲料ハ典獄ニ於テ適宜之ヲ  
 定ムルコトヲ得

第九十八條 自辨糧食ノ種類及ヒ分量ハ典獄之ヲ定ム

第九十九條 自辨糧食ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者不正ノ行  
 爲アリト認ムルトキハ典獄ハ其者ノ出入ヲ禁止ス可シ  
 典獄ハ必要ニ因リ自辨糧食ノ販賣又ハ取扱ヲ爲ス者ヲ  
 指名スルコトヲ得

第一百條 自辨糧食ハ監獄官吏立會ノ上監獄醫其検査ヲ爲  
 ス可シ

第一百一條 雜居拘禁ニ付セラレタル者ノ自辨糧食ハ成ル  
 可ク一定ノ場所ニ於テ之ヲ用キシム可シ

第八章 衛生及ヒ醫療

第一百二條 監獄ニ於テハ清潔ヲ旨トシ衣類臥具及ヒ雜具

ハ期限ヲ定メ蒸氣其他適當ノ方法ヲ用キテ之ヲ清淨ナラシム可シ

第三百三條 受刑者ノ頭髮ハ少クトモ一月毎ニ一回、鬚ハ少クトモ十日毎ニ一回之ヲ剃シム可シ但特別ノ事情アル者ニ付テハ此限ニ在ラス

婦女ノ頭髮ハ必要アル場合ヲ除ク外之ヲ剃セシムルコトヲ得ス

第三百四條 頭髮鬚ヲ剃セシムサル場合ニ於テハ常ニ之ヲ梳理セシム可シ

婦女ニハ香油ノ使用ヲ許スコトヲ得

第三百五條 在監者ノ入浴ノ度數ハ作業ノ種類及ヒ其他ノ事情ヲ斟酌シテ典獄之ヲ定ム但六月ヨリ九月マテハ五日毎ニ一回十月ヨリ五月マテハ七日毎ニ一回ヲ下ルコトヲ得ス

第三百六條 在監者ニハ雨天ノ外毎日三十分以內戶外ニ於テ運動ヲ爲サシム可シ但作業ノ種類ニ因リ運動ノ必要

ナシト認ム可キ者ニ付テハ此限ニ在ラス

前項ノ運動時間ハ獨居拘禁ニ付セラレタル者ニ限リ一時間以內ニ伸長スルコトヲ得

受刑者ニハ戶外運動トシテ體操ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百七條 獨居拘禁ニ付セラレタル在監者ニシテ十八歳未満ノモノハ少クトモ三十日毎ニ一回其他ノモノハ少クトモ三月毎ニ一回、雜居拘禁ニ付セラレタル受刑者ニシテ刑期一年以上ノモノハ少クトモ六月毎ニ一回監獄醫ヲシテ健康診斷ヲ爲サシム可シ

第三百八條 十八歳未満ノ者ハ其他ノ者ト治療ノ時間及ヒ病監ニ於ケル居室ヲ異ニス可シ

第三百九條 獨居拘禁ニ付セラレタル者疾病ニ罹リタルキハ病監ニ移ス必要アル場合ヲ除ク外其監房ニ於テ治療セシメ病監ニ移シタルトキハ成ル可ク病監内ノ獨居房ニ拘禁ス可シ

第三百十條 傳染病流行ノ兆アルトキハ其豫防ヲ嚴ニシ流

行地ヲ發シ又其地方ヲ經過シタル入監者ハ一週日以上他ノ者ト離隔シ其携帶物ニハ消毒方法ヲ行フ可シ

第三百十一條 傳染病豫防ノ爲メ必要アル場合ニ於テハ在監者ニ種痘又ハ血清注射ヲ施スコトヲ得

第三百十二條 傳染病流行ノ際ニハ飲食物ノ差入及ヒ購求ヲ停止スルコトヲ得

第三百十三條 在監者傳染病ニ罹リタルトキハ直ニ之ヲ離隔シ嚴ニ消毒方法ヲ行ヒ其狀況ヲ司法大臣ニ申報ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ監獄所在地ノ市區町村役場及ヒ警察官署ニ其事實ヲ通報ス可シ

第三百十四條 監獄法第四十三條ニ依リ在監者ヲ病院ニ移送ス可キトキハ典獄ハ監獄醫ノ診斷書及ヒ移送ノ可キ病院トノ協議書ヲ添ヘ司法大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第三百十五條 在監者ヲ病院ニ移送シタルトキハ典獄ハ監獄官吏ヲシテ毎日其狀況ヲ視察セシム可シ

第三百十六條 病院ニ移送シタル者在院ノ必要ナキニ至リタルトキハ典獄ハ速ニ之ヲ還送セシメ司法大臣ニ其旨ヲ申報ス可シ

第三百十七條 治療ノ爲メ特ニ必要アリト認ムルトキハ典獄ハ監獄醫ニ非サル醫師ヲシテ治療ヲ補助セシムルコトヲ得

分娩ノ際必要アリト認ムルトキハ典獄ハ産婆ヲ付スルコトヲ得

第三百十八條 在監者ノ疾病危篤ナルトキハ其旨ヲ本人ノ家族又ハ親族ニ通知シ刑事被告人ナルトキハ仍ホ檢事ニ通報ス可シ

第三百十九條 妊婦ハ受胎後七月以上ノ者産婦ハ分娩後一月ヲ經過セサル者ニ限リ之ヲ病者ニ準スルコトヲ得

第九章 接見及ヒ信書

第三百二十條 十四歳未満ノ者ニハ在監者ト接見ヲ爲スコトヲ許サス